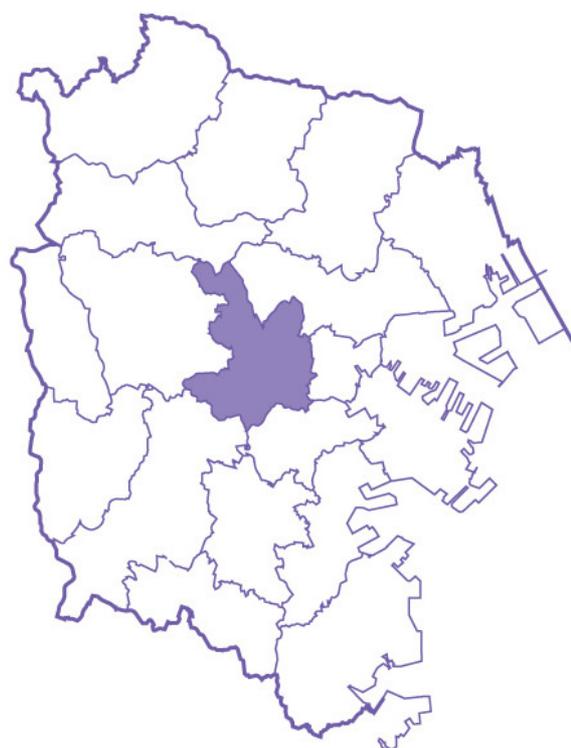


横浜市

星川駅周辺地区

バリアフリー基本構想



横 浜 市
星 川 駅 周 辺 地 区
バリアフリー基本構想

目 次

I	バリアフリー基本構想の策定にあたって	1
I-1	基本構想策定の背景と目的.....	1
I-2	基本構想の位置づけ.....	2
I-3	バリアフリー新法について.....	3
	1. 市町村による基本構想の作成.....	3
	2. 基本構想に基づく事業の実施.....	3
I-4	対象者の特性と配慮すべき事項.....	6
I-5	星川駅周辺地区バリアフリー基本構想検討の流れ.....	10
II	星川駅周辺地区の概況	11
II-1	位置及び特性.....	11
II-2	人口.....	12
II-3	公共交通.....	13
	1. 鉄道.....	13
	2. バス.....	14
II-4	施設の分布状況.....	15
II-5	まちづくりの方向.....	17
II-6	関連プロジェクト.....	19
	1. 相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業.....	20
	2. 相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業の関連道路事業.....	22
	3. （仮称）星川中央公園整備事業及び星川雨水調整池築造工事.....	22
III	重点整備地区の設定	23
III-1	重点整備地区の範囲及び生活関連施設と生活関連経路の検討.....	23
	1. 生活関連施設の選定.....	23
	2. 生活関連経路の設定.....	33
	3. 重点整備地区の範囲設定.....	37

IV 重点整備地区の課題と対応の考え方の整理	39
IV-1 星川駅周辺地区のバリアフリーに対する市民からの意見	39
1. まちあるき点検ワークショップ	39
2. バリアフリーに関する情報募集	43
3. バリアフリーに対する意見のまとめ	44
IV-2 生活関連施設と生活関連経路の課題と対応の考え方	51
1. 鉄道駅・バスターミナル	52
2. 生活関連経路	54
3. 公園	65
4. 建築物	67
V 星川駅周辺地区のバリアフリー化のための事業	73
V-1 事業の基本的な考え方	73
1. 鉄道駅のバリアフリー化	73
2. 道路等のバリアフリー化	74
3. 交通安全施設等のバリアフリー化	75
4. バスのバリアフリー化	75
5. 都市公園のバリアフリー化	76
6. 建築物（生活関連施設）のバリアフリー化	76
V-2 バリアフリー化のための事業の目標年次	78
V-3 特定事業及びその他の事業	78
1. 公共交通特定事業	80
2. 道路特定事業	82
3. 交通安全特定事業	86
4. 都市公園特定事業	87
5. 建築物特定事業	88
6. その他の事業	91
V-4 今後検討が必要な事項	99
VI 基本構想策定後の事業推進にあたって	101
1. 円滑な各種特定事業計画の策定・事業の実施	101
2. 事業の進捗管理及び事業の評価	101
3. 進捗状況及び事業内容の広報	101
4. 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直し	101

I バリアフリー基本構想の策定にあたって

I-1 基本構想策定の背景と目的

横浜市では、すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意志で自由に行動でき、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めるために、平成9年3月に「横浜市福祉のまちづくり条例」を制定し、市民・事業者と横浜市が協働し、地域福祉活動の一層の促進や、ソフトとハードの環境整備の推進を目指して、様々な取り組みを進めてきた。

また、平成12年5月に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」により駅等の公共交通機関と駅周辺の歩行空間のバリアフリー化が推進され、一方で平成6年6月に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」により不特定多数の人々が利用する一定規模（2,000㎡）以上の建築物のバリアフリー化が義務づけられてきたところであるが、より一体的・総合的なバリアフリー施策の推進を図るため、交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成18年6月21日に公布され、平成18年12月20日に施行された。

さらに、本市においては、平成22年度から平成25年度までを計画期間とした「横浜市中期4か年計画」が、「横浜市の都市像（市民力と創造力による新しい『横浜市らしさ』を生み出す都市）」の実現に向けた政策や工程を具体化する計画として、平成22年12月に策定された。この計画における基本政策の一つである「市民生活の安心・充実」において、「市民に身近なきめ細かい交通機能の充実」が掲げられ、まちのバリアフリー化推進事業として、まちのバリアフリー化を推進することが規定されている。

これらの背景のもと、これまで横浜市では、8地区（関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅、戸塚駅、上大岡駅・港南中央駅、都筑区タウンセンターの各周辺地区）を対象に基本構想を策定してきた。横浜市では、当面、市内18区に各1地区ずつ基本構想を定めることを目標として基本構想の検討を進めている。

以上のことを踏まえ、保土ヶ谷区の中心的地域として行政施設、文化施設、福祉施設、商業施設などの不特定多数の人が利用する施設が集積している星川駅周辺地区を対象として、「バリアフリー基本構想」を策定する。

I-2 基本構想の位置づけ

本基本構想は、関連する法令や条例、横浜市の上位・関連計画と整合を図った構想とする。

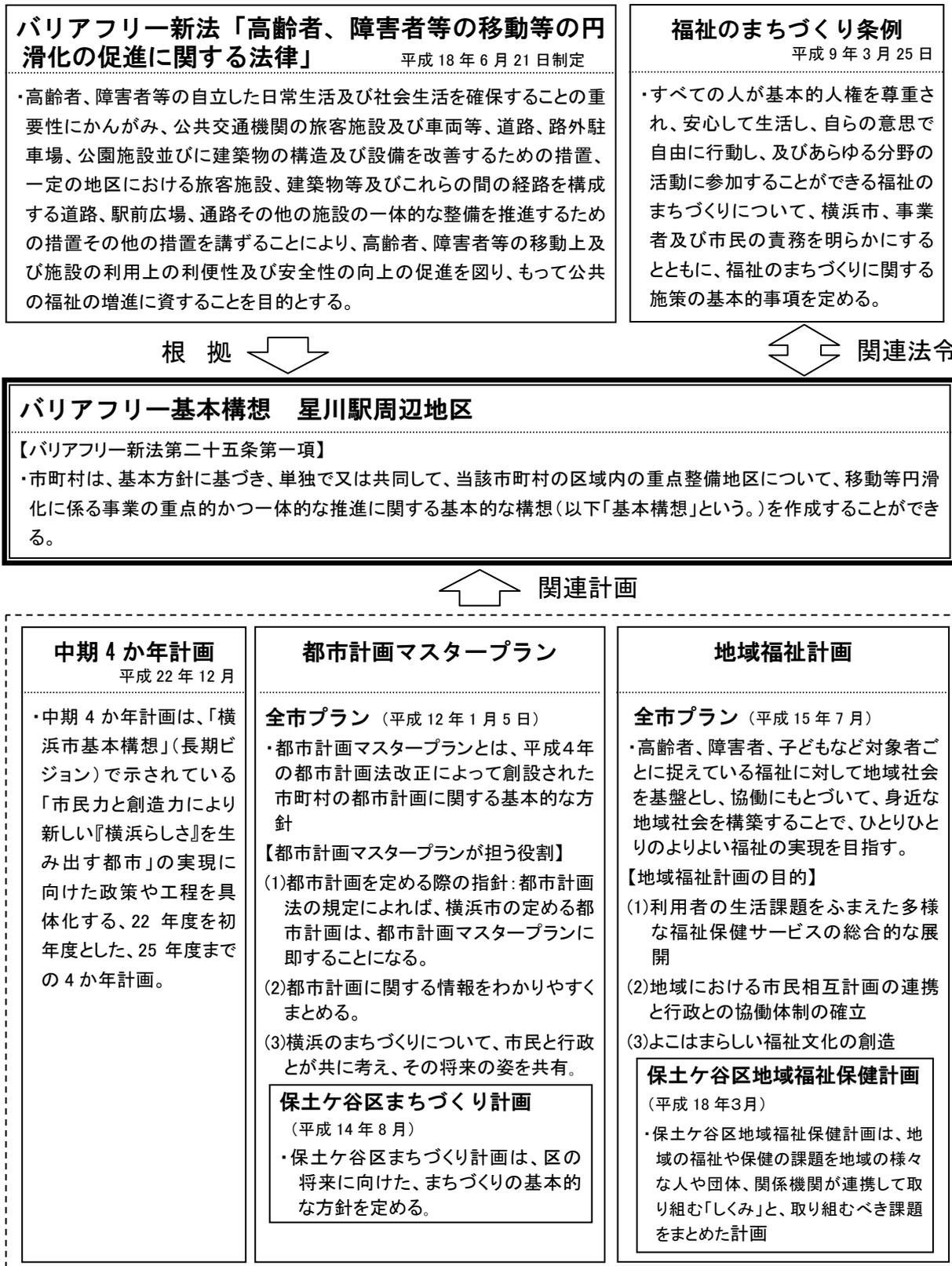


図 1-1 基本構想の位置づけ

I-3 バリアフリー新法について

1. 市町村による基本構想の作成

バリアフリー新法では、市町村は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができる。基本構想の対象等は、以下の通りである。

○ 対象者

高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者）、妊婦、けが人など

○ バリアフリー化を推進する地区

駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区

○ バリアフリー化を推進する施設

公共交通機関（鉄道、バス、福祉タクシー等の旅客施設及び車両）、特定の建築物、道路、路外駐車場、都市公園

※新しく建設・導入する場合に適合義務があります。既存の施設等については、基準に適合するように努力義務が課されます。

2. 基本構想に基づく事業の実施

策定された基本構想に基づき、関係する事業者・建築主などの施設設置管理者及び県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、事業を実施する。

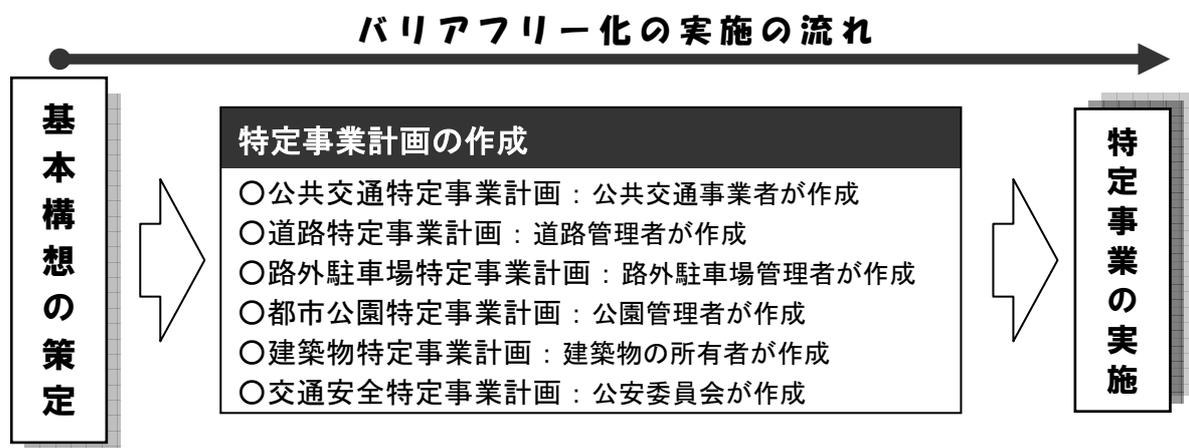


図 1-2 基本構想策定から事業実施の流れ

◆ “バリアフリー化” とは何をするのか

施設や経路(道)を、だれもが困難や不便をなるべく感じずに利用できるように、対策を考えていきます。

例えば・・・

歩道の平坦性の確保、勾配の改善

視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設

階段(段差)部分へのスロープまたはエレベーターの設置(段差の解消)

よく利用する施設への案内・サインの充実

トイレやエレベーター、エスカレーター、施設などの位置等を知らせる音声・音響案内の充実

マナーの向上をよびかける広報、啓発活動の推進

など

※用語の定義

本基本構想において、以下のように用語を定義する。

『重点整備地区』とは、地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区であって、生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区とする。重点整備地区の境界は、できる限り町境、字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示する。

『生活関連施設』とは、高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設のことである。

本基本構想では、主として、①高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること、かつ、②その施設へ至る手段が、主に星川駅からの徒歩によることという条件を満たす施設とする。

『生活関連経路』とは、生活関連施設相互間の経路で、特にバリアフリー化されている必要性が高い経路とする。

なお、生活関連経路は、道路等の整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、次の2つに区分する。

○生活関連経路（A）

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路、または、すでに同基準等に沿った整備がなされている経路

○生活関連経路（B）

生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路 A に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）

I-4 対象者の特性と配慮すべき事項

バリアフリー新法では、高齢者や障害者等の身体機能面で日常生活や社会生活に制限を受ける人を対象とし、具体的には、加齢により知覚機能や運動機能が低下した高齢者、肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者などの身体障害者のほか、知的障害者*、精神障害者*、発達障害者*、妊産婦やけが人を対象としている。

本基本構想では、横浜市で生活するすべての人が安心して、自らの意思で自由に行動でき、さまざまな活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現という「横浜市福祉のまちづくり条例」の目的を踏まえ、バリアフリー新法の対象者に、子ども、外国人、子供連れ（乳幼児連れやベビーカー使用など）の人など、移動の制約がある人を加えることにより、横浜市で生活するすべての人にとって利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を目指すこととする。

それら移動制約者を、障害の状況により、「歩行」と「情報入手」に分類し、その特性に応じて配慮すべき主な事項について整理すると、以下に示すとおりである。ここに示した配慮すべき事項は代表的なものであり、すべての事項を示したものではない。したがって、バリアフリー化の整備等において、各事業者は、最低限ここに示した事項を理解した上で取り組むとともに、多様な利用者のニーズの把握にも努める必要がある。

表 1-1 対象者の特性と配慮すべき主な事項

区分	対象者の特性と配慮すべき主な事項
移動制約者「歩行」	
車いす使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすを操作するための道路幅や回転スペースを確保するよう配慮する。 ・路面や床面に段差があると乗り越えることができない場合もあるため、不要な段差は設けないよう配慮する。 ・路面や床面は、移動の際に振動を少なくするため、平坦な仕上げに配慮する。 ・傾斜路を設ける場合は、勾配や長さに配慮する。 ・扉を押したり、手前に引いたりする行為は難しい場合があるため、扉の形状に配慮する。 ・車いすで移動するので目線が低く、手の届く範囲が限られる場合があるため、設備機器類や案内サイン等などの高さに配慮する。 ・カウンターや柵など、手の届く範囲や膝が入る下部スペースなどにも留意する。 ・車いすから便座への移乗など乗り移りの行為には、体を支えるための手すりや乗り移る側の設備の高さ、介助スペースなどに配慮する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・電動三輪・四輪車いすは、他の車いすに比べ通路幅や回転スペースが大きいので留意する。
杖使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。 ・わずかな段の乗り越えが困難な場合があるととも、つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。 ・路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。 ・体の安定を保ちにくいので、段差が生じる箇所には手すりを設け、蹴上げを小さくし踏面は広くする必要がある。 ・ベンチなど休憩できる場所を設けるよう留意する。 ・杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。
高齢者 (シルバーカー 使用など)	<ul style="list-style-type: none"> ・つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。 ・路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。 ・足腰等が弱くなり階段の昇降などが困難であるため、階段等への手すりの設置に配慮する。 ・動作がゆっくりになり長距離の歩行に困難が生じるため、ベンチなど休憩できる場所の設置に配慮する。 ・シルバーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。
補助犬使用者	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬を使用して移動するため、床面は平坦な仕上げとし、補助犬の休憩スペース等にも配慮する。
子ども連れ (乳幼児連れ やベビーカー 使用など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカーなどの使用に配慮し段差を設けないよう配慮する。 ・おむつ替えや更衣のためのベビーベッドなどが必要となる。 ・乳幼児をかかえて移動する場合など、休憩や授乳できる場所を設けるよう配慮する。
一時的な移動 制約者 (妊産婦やけ が人など)	<ul style="list-style-type: none"> ・階段の昇降などが困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮する。 ・妊婦は足元が見えない、前かがみの姿勢などが難しいなどの動作困難があることに配慮する。 ・松葉杖使用者は幅の狭いところでは歩行が困難であり、一定のスペースが必要である。また、杖の先が滑ると危険であるため、路面の仕上げに留意する。
移動制約者「情報入手」	
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚に代わる他の感覚により、施設の方向や位置、自らの安全を確認するため、視覚障害者誘導用ブロックや音響・音声案内、人による案内などに配慮する。 ・白杖と靴底の感覚によって移動するため、路面や床面の状態は把握できるが、壁面からの突出物などはほとんど把握できない場合があるので、階段裏へのもぐり込み、突出看板などの高さや構造に配慮する。 ・杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。 ・杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。 ・日常生活の中でほとんどを占める視覚による情報の入手が困難なため、点字や音声などによる情報提供に留意する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・弱視者は、人により視覚機能の水準が異なるため、文字の大きさや周辺の地色との区別、照明などに配慮する。
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者は、通常、外見から分かりづらいため、その障害を周囲の人々から正しく理解されにくい傾向にある。 ・視覚による情報伝達の配置等は、人の行動に合わせ連続的に整備するよう配慮する。 ・緊急時等では、視覚によるほか振動などにより伝達できるよう配慮する。 ・視覚による設備機器類の設置に合わせ、情報伝達をより正確に行えるよう、筆談や手話等のコミュニケーション手段の活用に配慮する。
知的障害者・ 発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・言語による意思伝達の不足を補う手段として視覚的な手段（絵、文字、写真、実物の提示、動作で示す等）に配慮する。 ・機器などはわかりやすく操作しやすいものとする。 ・受付・案内などでは人的なサポートも配慮する。 ・コミュニケーションに際しては、ゆっくり、ていねいに、わかりやすく説明することが必要である。
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等に即応できないため、安全に配慮する。 ・新しい機器類への順応性が低くなるため、情報提供機器類の操作を単純にし、音声と視覚による案内ができるよう配慮する。 ・サイン等では、文字の大きさやコントラストに配慮する。 ・視認性に配慮した照明計画が必要である。
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・低い位置からの視認性や操作性への配慮が必要である。 ・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達上の配慮が必要である。特にサイン等では外国語標記が必要となる。 ・図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。
その他	
上肢障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢や手先などに障害がある場合、手の届く範囲は狭くなり、ものをつかんだり、細かい操作が困難になったりするので、ものの大きさや操作方法への配慮が必要である。 ・少ない力で開閉が可能になる軽いドアなど開閉操作のしやすさに留意する。 ・水栓金具やドアノブなどは握らなくてもすむようにレバー式または棒状の把手にするなど形状に留意する。 ・棚などを設置する場合、手が届きやすい高さや位置などに留意する。 ・スイッチ類は押しやすいような大きさや形状などに留意する。
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・リラックスできる環境づくりに配慮する。 ・休憩できる場所を設けるよう配慮する。
内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・内臓機能の障害のために、長距離の歩行に困難が生じるので、休憩できる場所や階段等への手すりの設置に配慮する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・腹部に人工的に排泄のための孔（ストーマ）を造設した人（オストメイト）には、便や尿などを溜めておくためのパウチの取替え・洗浄の場所が必要である。 ・ペースメーカー使用者では強い電磁波による誤動作の心配がある。 |
|---|

【参考文献】

- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（横浜市福祉局、平成 10 年 3 月）
- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルー改訂（横浜市福祉局、平成 17 年 3 月）
- ・神奈川県福祉のまちづくり整備ガイドブック（神奈川県福祉部、平成 14 年 3 月）
- ・公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン（財団法人運輸経済研究センター、平成 6 年 3 月）
- ・交通バリアフリー介助マニュアル（交通エコロジー・モビリティ財団、平成 13 年 3 月）
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省、平成 19 年 7 月）
- ・高齢者の住まいと交通 [復刻版]（東京都立大学都市研究所、平成 13 年 10 月）

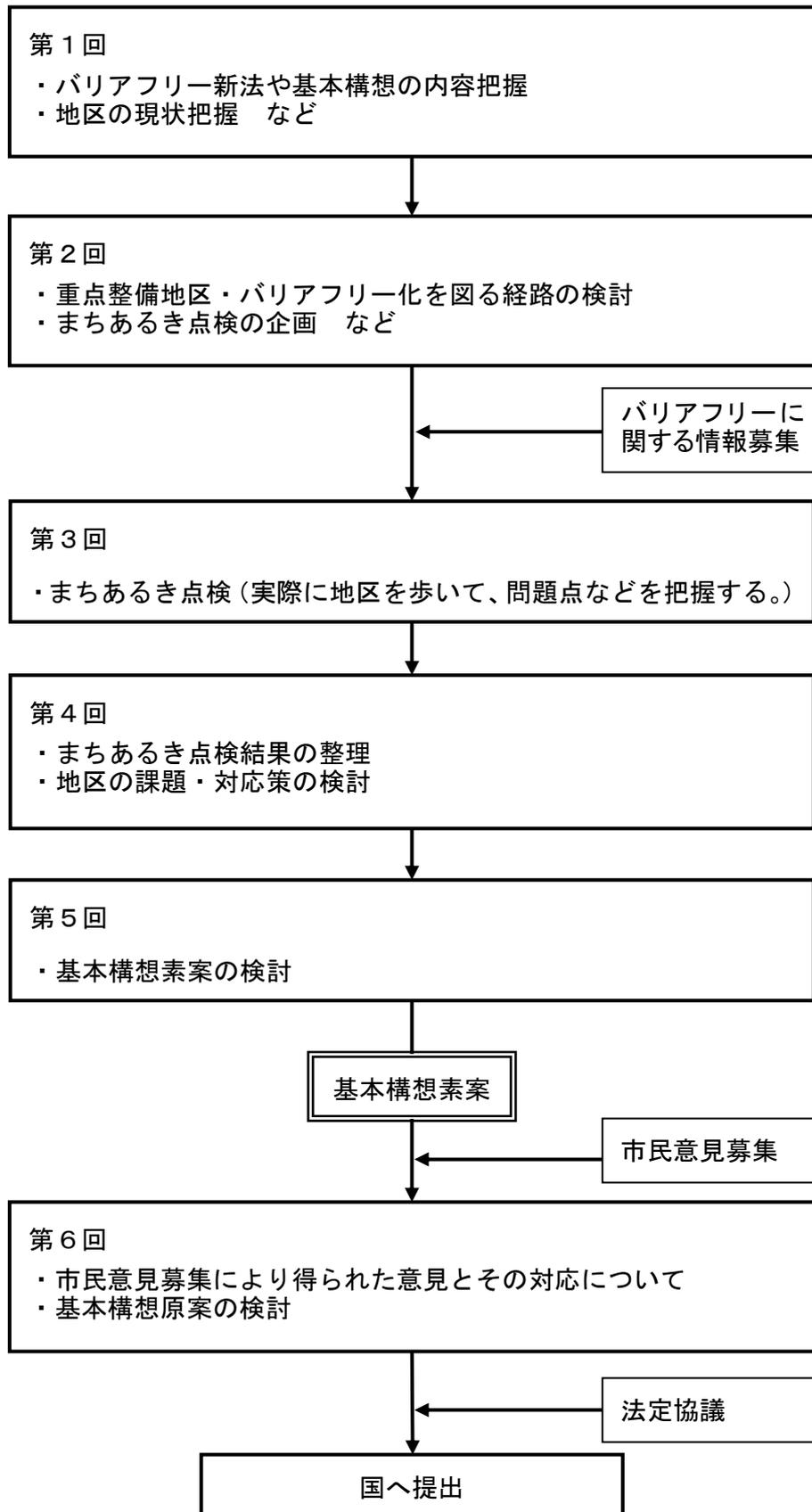
*バリアフリー新法で新たに対象となった、知的障害者、精神障害者、発達障害者は、次のように定義されている。

知的障害者：知的障害者とは、厚生労働省が実施している「知的障害児（者）基礎調査」において、「知的機能の障害が発達期（概ね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義されている。

精神障害者：精神障害者とは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において、「総合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」（第 5 条）と定義されている。

発達障害者：「発達障害者支援法」によれば、発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」（第 2 条第 1 項）と定義されており、発達障害者とは、「発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者」（第 2 条第 2 項）と定義されている。

I-5 星川駅周辺地区バリアフリー基本構想検討の流れ



※星川駅周辺地区バリアフリー基本構想検討状況は、逐次、『横浜市バリアフリー検討協議会』に報告していきます。

Ⅱ 星川駅周辺地区の概況

Ⅱ-1 位置及び特性

星川駅周辺地区は、横浜市の中心に位置する保土ヶ谷区の東部に位置し、西区と隣接する地域にある。地区にある星川駅は、相模鉄道の駅で、駅を中心として商業・業務・文化機能及び公共サービス機能が集積している。星川駅地区周辺は区を中心地区であり、多くの人々が活動する地域となっている。

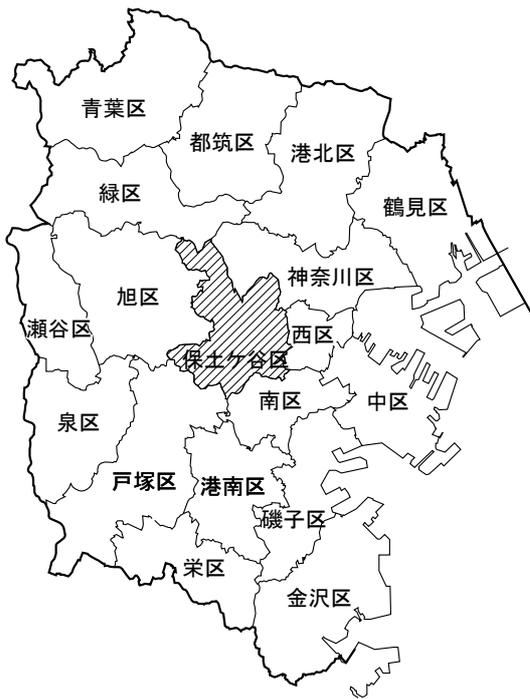


図 2-1 保土ヶ谷区の位置

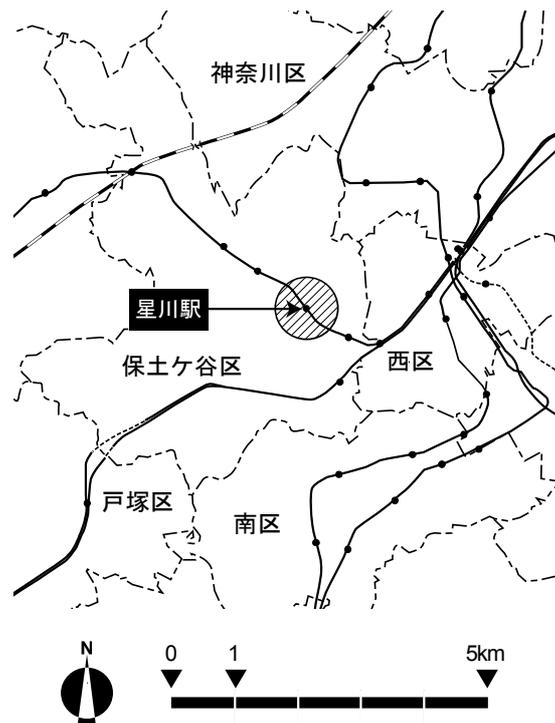
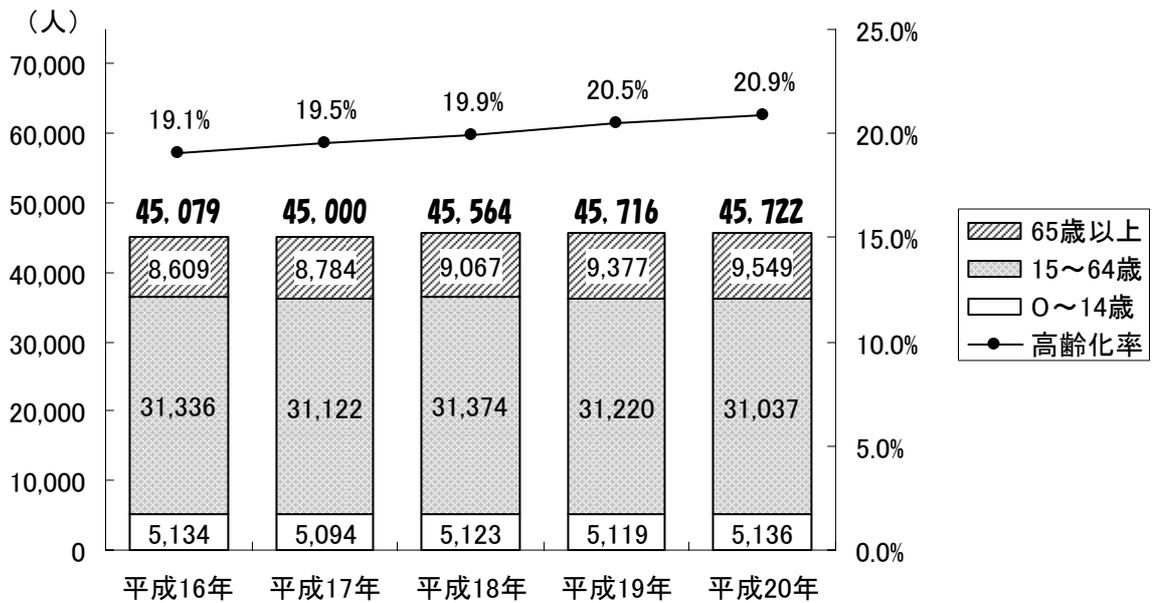


図 2-2 星川駅周辺地区の位置

II-2 人口

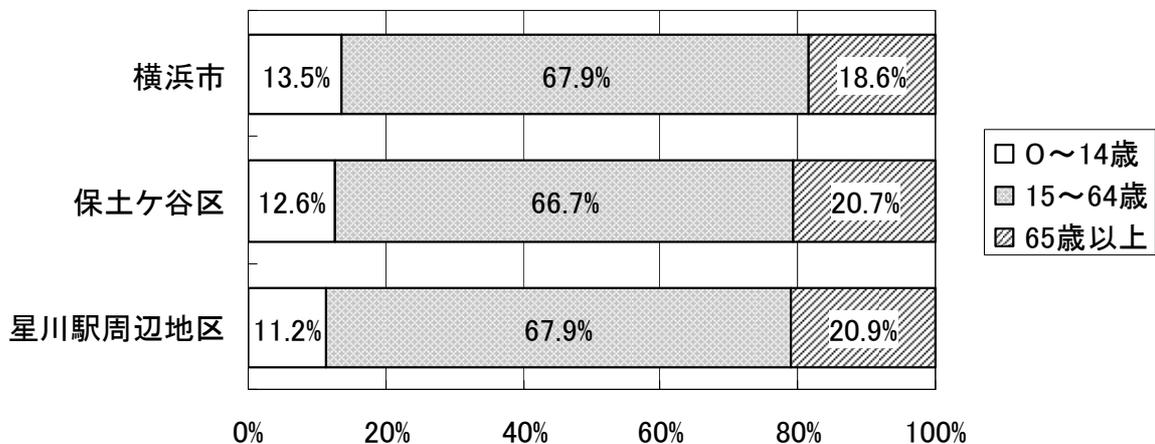
星川駅周辺地区の人口は、平成20年9月30日現在45,722人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は9,549人、高齢化率は20.9%である。人口の推移をみると、平成16年の45,079人から1.4%の増加であり、ほぼ横ばいで推移している。また、高齢化率は、平成16年の19.1%から1.8ポイント上昇している。



資料) 横浜市統計 (各年9月30日現在)

注: ここで星川駅周辺地区は、星川駅から概ね半径1kmの範囲に含まれる、神戸町、星川一丁目～三丁目、岩間町一丁目、鎌谷町、川辺町、峰岡町、宮田町、明神台、桜ヶ丘一丁目～二丁目、天王町、月見台、和田一丁目として算出した。

図2-3 星川駅周辺地区の人口推移



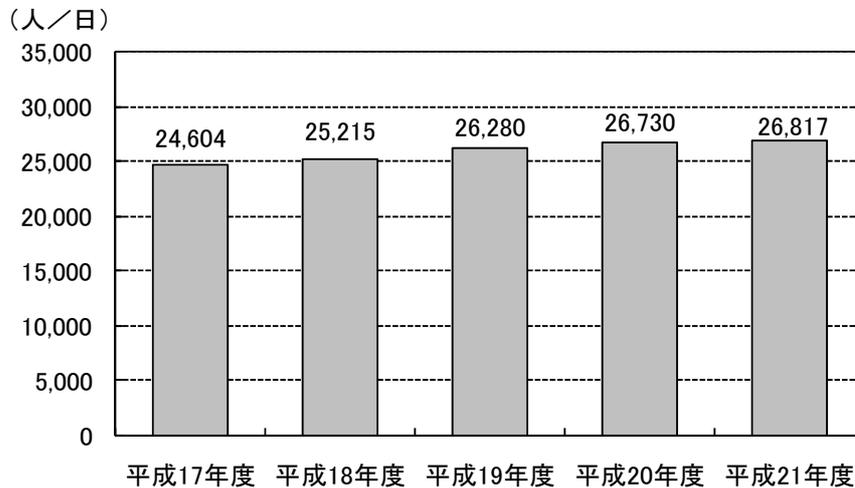
資料) 横浜市統計 (平成20年9月30日現在)

図2-4 年齢別人口構成比

II-3 公共交通

1. 鉄道

星川駅の一日平均乗降客数は、26,817人/日（H21年度）となっている。平成17年度からの一日平均乗降客数の推移をみると、24,604人/日から約9.0%増加している。



資料) 相模鉄道株式会社

図 2-5 星川駅の一日平均乗降客数の推移



出典) 相模鉄道株式会社

図 2-6 星川駅の状況

2. バス

星川駅周辺地区の路線バスは、相鉄バス、横浜市営バス及び神奈川中央交通バスが運行されている。星川駅直近のバス停留所は相鉄バスの「星川駅」となっており、駅から南側に約 130m の位置に横浜市営バスの「星川駅前」バス停留所が設けられている。

また、保土ヶ谷区役所北側にある国道 16 号線には、全ての路線バスが運行している。



出典) 保土ヶ谷区ガイドマップ (平成 20 年 8 月版)

図 2-7 星川駅周辺のバス路線の状況

II-4 施設の分布状況

星川駅から概ね半径1kmの範囲にある主要な施設は、表2-1に示すとおりである。

星川駅周辺には、行政施設、医療施設、福祉施設、文化施設及び商業施設が集まっている。

表2-1 星川駅周辺の主な施設

種別	施設名称	施設数
行政施設	(1) 保土ヶ谷区役所（保土ヶ谷福祉保健センター、横浜市消防局）（150m） (2) 保土ヶ谷警察署（250m）	2
文化施設	(3) 保土ヶ谷公会堂（200m） (4) 保土ヶ谷図書館（200m） (5) 横浜市保土ヶ谷スポーツセンター（500m） (6) ほどがや市民活動センター（アワーズ）（300m）	4
福祉施設	(7) 複合施設「かるがも」（100m） ・ 星川地域ケアプラザ ・ ふれあいショップ「クレヨン」 ・ 保土ヶ谷区地域子育て支援拠点こっころⅠ ・ 保土ヶ谷区社会福祉協議会 ・ 保土ヶ谷区福祉保健活動拠点 ・ 保土ヶ谷区ボランティアセンター ・ 保土ヶ谷区生活支援センター (8) 保土ヶ谷区地域子育て支援拠点こっころⅡ（星川SFビル4階）（50m） (9) 横浜市西部児童相談所（100m） (10) ほどがや地域活動ホームゆめ（生活介護）（450m） (11) ほどがやカルガモの会（中途障害者地域活動センター）（300m）	5
商業施設	(12) ホームセンターコーナン（250m） (13) いなげや（150m） (14) サティ（本館、生活館）（450m） (15) 星川SFビル（50m） (16) 横浜ビジネスパーク（550m）	5
公園・緑地等	(17) 川辺公園（川辺公園プール）（250m） (18) 星川一里塚公園（250m）	2
その他	(19) 星川グラウンド（400m） (20) 保土ヶ谷へそ広場（400m） (21) 保土ヶ谷郵便局（250m） (22) 横浜星川郵便局（150m） (23) 星川駅南口交通広場（計画）（50m）	5

○ 内の数字は、（星川駅）からの直線距離。

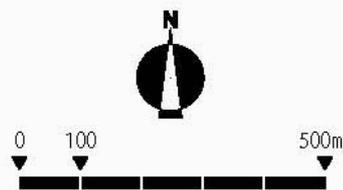
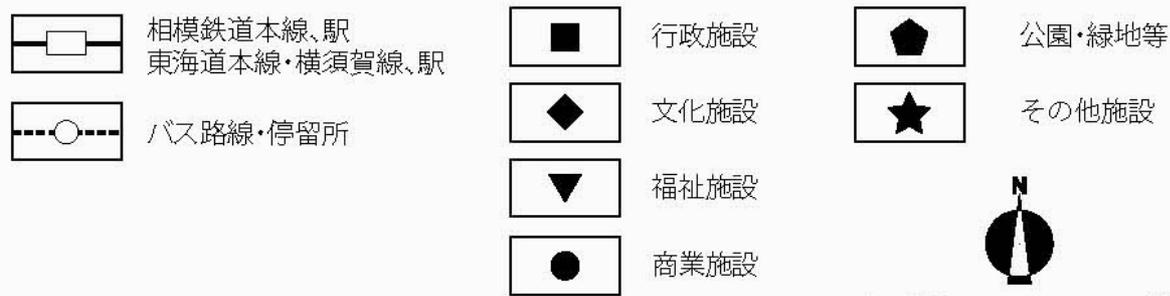
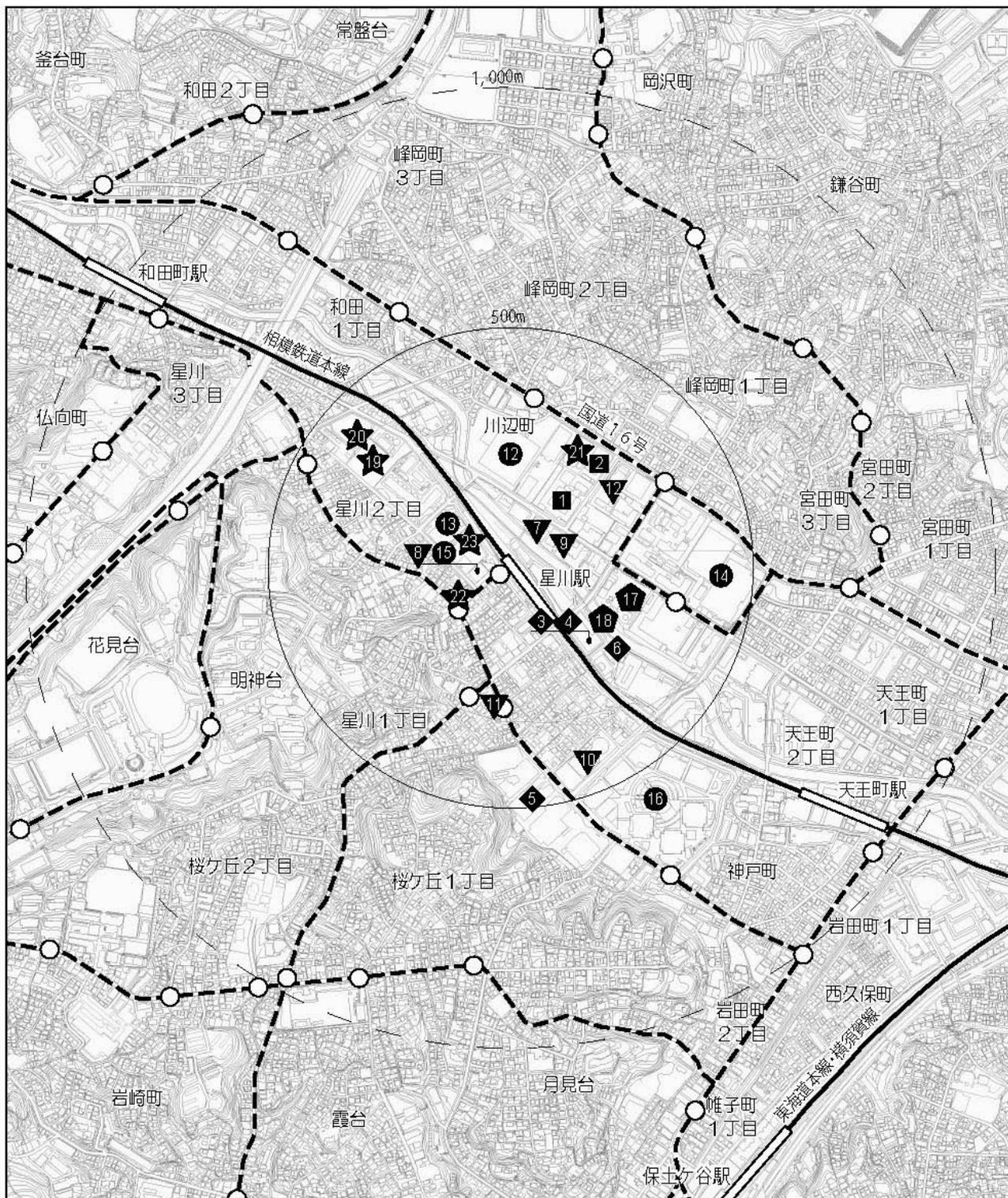


図 2-8 星川駅周辺の現況

II-5 まちづくりの方向

星川駅周辺地区のまちづくりの方向は、「保土ヶ谷区まちづくり計画（横浜市都市計画マスタープラン・保土ヶ谷区プラン）（平成14年8月）」で定められている。保土ヶ谷区の都市および星川駅周辺のまちの将来像は、図2-9および図2-10の通りである。



図 2-9 都市の将来像

星川・桜ヶ丘・月見台地域

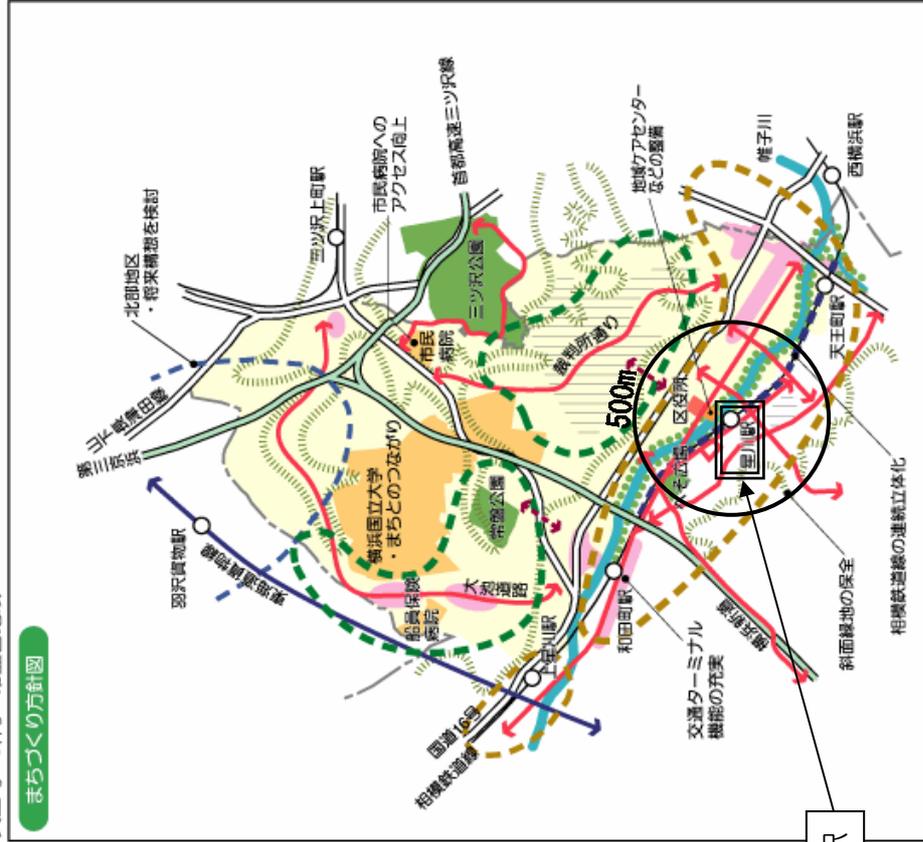
まちづくり方針図



- 生活軸**
- 低都市市街地
 - ・魅力的なまちづくり
 - ・区中心部(区心部)の業務・商業集積
 - ・椎子川や今井川の水害など災害の少ない市街地整備
 - 丘陵部の住宅地
 - ・緑の多い環境を保全
 - ・協定などによる良好な住環境の維持
 - ・交差点渋滞の解消
 - 丘陵部の賑興
 - ・斜面緑地の保全
 - ・プロムナード整備
 - 丘へのり
 - ・斜面緑地の保全
 - ・プロムナード整備
- 狭あい道路の拡幅促進

天王町・峰岡・常盤台地域

まちづくり方針図



- 生活軸**
- 低都市市街地
 - ・魅力的なまちづくり
 - ・区中心部(区心部)の業務・商業集積
 - ・丘陵部の住宅地
 - ・良好な住環境を守り育てる
 - ・防災上有効な道路や広場の確保
 - ・身近な生活機能や公共スペースを充実
 - 丘陵部の賑興
 - ・斜面緑地の保全
 - ・プロムナード整備
 - 丘へのり
 - ・斜面緑地の保全
 - ・プロムナード整備
- 狭あい道路の拡幅促進

図 2-10 星川駅周辺のまちの将来像

Ⅱ-6 関連プロジェクト

1. 相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業

相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業は、星川駅と天王町駅を含めた約 1,900m を高架化し、交通の円滑化による都市機能の充実を主な目的とする横浜市の都市計画事業であり、相模鉄道がその工事を実施している。

当事業は、相鉄線を高架化し、9ヶ所の踏切を除却するとともに道路を含めた周辺地域の整備を行うことで、踏切事故の解消による安全性の向上と交通の円滑化、地域の一体化による都市機能の充実と市民生活の向上を図るものである。

【事業の概要】

事業名称：相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業

事業主体：横浜市

施行主体：相模鉄道株式会社

事業区間：天王町駅付近から星川駅付近（西久保町～星川3丁目の約 1.9km）

駅施設：天王町駅、星川駅

完成時期：平成 24 年度（予定）

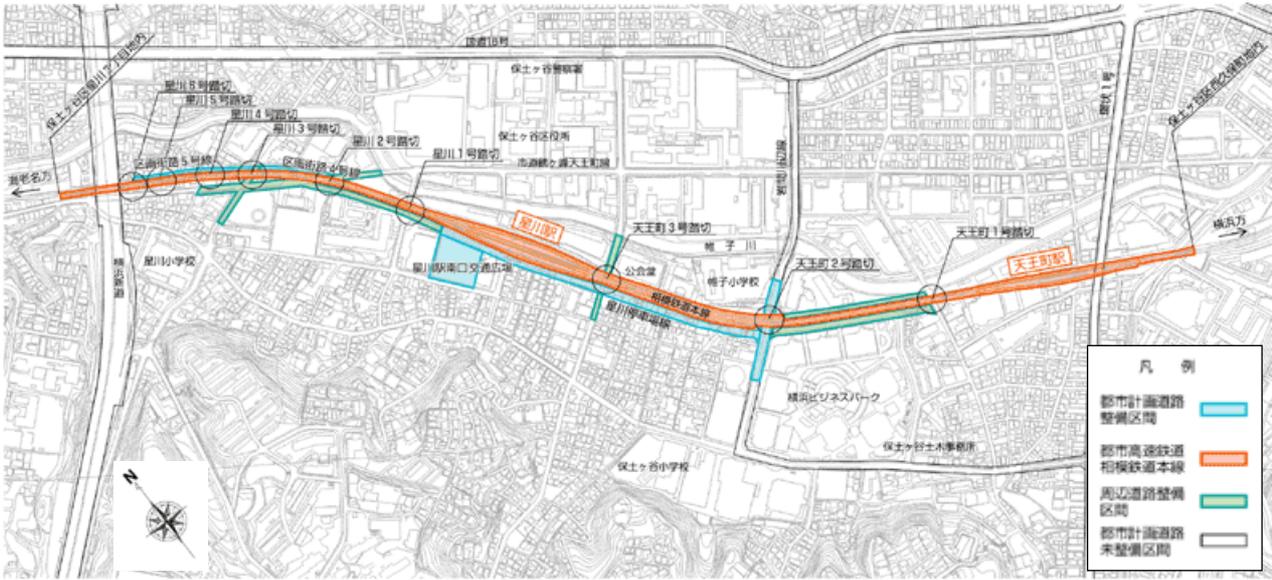
<計画されている主な整備内容>

1. 天王町駅～星川駅～横浜新道立体交差部分までにある 9 か所の踏切のうち 7 か所を立体交差化するとともに 2 か所を廃止
2. 星川駅の高架化と、天王町駅の島式ホーム化を行うとともにバリアフリーにも対応

[駅のバリアフリー化]

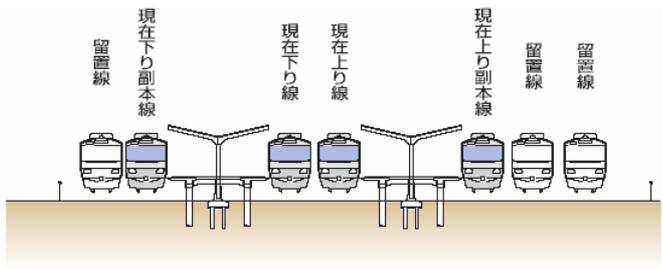
- ・星川駅を高架駅にするとともに天王町駅を相対式（レールを挟んで 2 つのホームがある形）から島式（上下線のレールの間にホームが 1 つある形）にして、エレベーターやエスカレーターを設置
- ・車いすで利用できる多目的トイレを設置

連続立体事業周辺図



星川駅の完成予想図

[現在]



[完成予想]

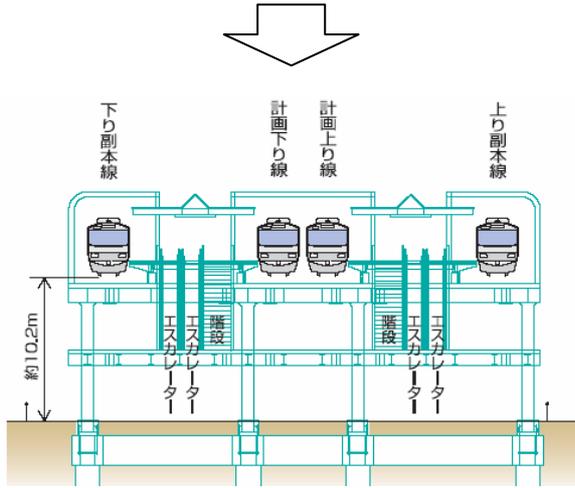


図 2-11 連続立体事業の概要図

2. 相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業の関連道路事業

相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業による鉄道の高架化とあわせ、星川駅南口交通広場や地区内の道路4路線など（宮川橋の整備など）についても沿線の街づくりの一環として事業を進めている。

3.（仮称）星川中央公園整備事業及び星川雨水調整池築造工事

当地は、保土ケ谷区にある通称「保土ケ谷へそ広場」として保土ケ谷区役所が中心となり暫定利用されている場所であり、古くから住宅地や商業施設が多く、市街地の貴重なオープンスペースとなっています。

当事業は、帷子川左・右岸の地盤の低い約250haにおいて、台風や集中豪雨などによる浸水被害を軽減するため、1時間あたり約60mmの降雨に対して浸水被害の軽減を図るために雨水を一時的に貯留する雨水調整池の整備を行うものです。

また、この池の上部は公園等として整備し、地域のレクリエーションやスポーツ活動等の場所として、災害時は避難地として区役所等と一体的に防災機能を発揮できる場所として活用を図ります。

【事業の概要】

- ・事業名称：（仮称）星川中央公園整備事業及び星川雨水調整池築造工事
- ・事業主体：公園整備事業：環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課
環境創造局施設整備部公園緑地整備課
：雨水調整池築造工事：環境創造局施設管理部水再生施設整備課
- ・事業場所：保土ケ谷区星川二丁目450番10ほか
- ・工事：平成21年度～26年度
- ・供用開始予定：平成27年度
- ・公園整備面積：約1.5ha（下水道施設面積0.5ha含む）

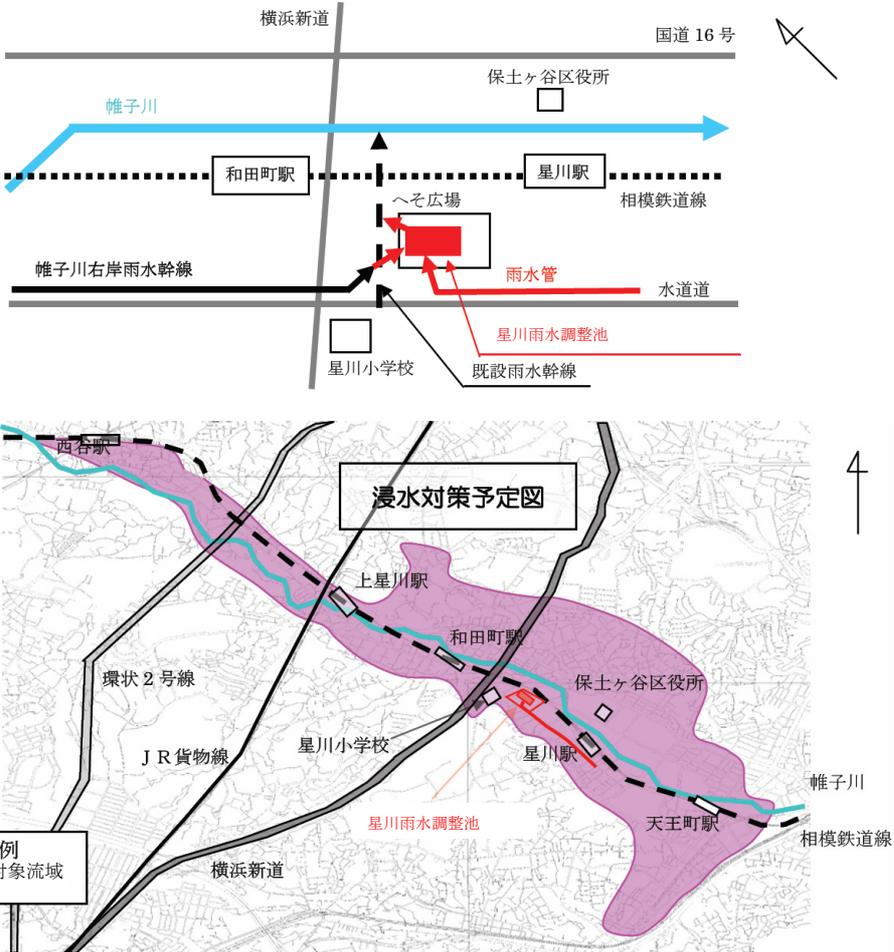
<計画されている主な整備内容>

1. 身近な公園として整備
2. 浸水対策として雨水調整池を整備

事業位置図



浸水対策事業概要図



Ⅲ 重点整備地区の設定

Ⅲ-1 重点整備地区の範囲及び生活関連施設と生活関連経路の検討

1. 生活関連施設の選定

バリアフリー新法では、高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設を「生活関連施設」と定義している。

これに基づき、横浜市では、本基本構想において、主として以下に示す条件を満たす施設を生活関連施設として設定する。

- ①高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設である、かつ、
- ②その施設へ至る手段が、主に星川駅からの徒歩による

生活関連施設の選定結果は、表 3-1 および図 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 生活関連施設の選定理由

種別	生活関連施設に 選定した施設	選定の理由
行政施設	1) 保土ヶ谷区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・保土ヶ谷区役所には、各種行政サービスに係わる窓口が設置されている。 ・障害者、高齢者等を含む不特定多数の人が訪れる。また、鉄道を利用して星川駅から訪れる人も多いと考えることから、生活関連施設として選定する。
	2) 保土ヶ谷警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車免許の更新や車庫証明の手続き等ができる警察署である。 ・高齢者、障害者等を含む不特定多数の人が訪れる。また、鉄道を利用して星川駅から訪れる人も多いと考えることから生活関連施設として選定する。
文化施設	3) 保土ヶ谷公会堂 4) 保土ヶ谷図書館(2・3階)	<ul style="list-style-type: none"> ・保土ヶ谷公会堂は、講堂(599人)のほか、会議室、和室があり、講演会や、コンサート、発表会、地域活動などに利用される。 ・保土ヶ谷図書館は、横浜市に在住、在学、在勤の方なら誰でも利用でき、視覚障害者向けに拡大読書器のサービスを行っている。 ・高齢者、障害者等を含む不特定多数の人が訪れる。また、鉄道を利用して星川駅から訪れる人も多いと考えることから、生活関連施設として選定する。
	5) 横浜市保土ヶ谷スポーツセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市内に在住、在勤、在学の方であれば、誰でも利用できる。 ・体育室・スポーツスタジオ・テニスコート(団体)、トレーニング室、インラインホッケーコートなどが利用できる。 ・高齢者、障害者等を含む不特定多数の人が訪れる。また、鉄道を利用して星川駅から訪れる人も多いと考えることから、生活関連施設として選定する。

種別	生活関連施設に 選定した施設	選定の理由
文化施設	6) ほどがや市民活動センター (アワーズ)	<ul style="list-style-type: none">・ 市民活動や生涯学習全般に関する問合せや相談に対する対応のほか、さまざまな分野の市民活動・生涯学習に関する講座・研修などの情報の提供を行っている。・ 研修室、和室、作業コーナー、展示コーナー、ミーティングスペースなどが利用できる。・ 高齢者、障害者等を含む不特定多数の方が訪れる。また、鉄道を利用して星川駅から訪れる人も多いと考えられることから、生活関連施設として選定する。

種別	生活関連施設に 選定した施設	選定の理由
福祉施設	<p>7) 複合施設「かるがも」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・星川地域ケアプラザ ・ふれあいショップ「クレヨン」 ・保土ケ谷区地域子育て支援拠点 こっころⅠ ・保土ケ谷区社会福祉協議会 ・保土ケ谷区福祉保健活動拠点 ・保土ケ谷区ボランティアセンター ・保土ケ谷区生活支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・星川地域ケアプラザでは、ケアプラン作成（居宅介護支援）、デイサービス（通所介護・介護予防通所介護）、福祉・保健の相談支援、介護予防支援、福祉機器の展示・紹介、地域ボランティアなどの活動を行っている。 ・保土ケ谷区地域子育て支援拠点こっころⅠは、子育てに関する相談受付や情報提供、支援者向けの研修などの活動を行っている。 ・保土ケ谷区福祉保健活動拠点は、地域の福祉保健活動を行っている団体等の活動拠点を提供する施設である。会議室、交流室などのほか、点字制作室、対面朗読室、録音室などが設置されている。 ・保土ケ谷ボランティアセンターでは、ボランティア活動の相談や車いすなどの福祉機器の貸し出し、善意銀行寄付の受付・配分、講座の開催などの活動を行っている。 ・保土ケ谷区生活支援センターでは、心の病がある人を対象に、生活相談、イベント等による地域交流、家族への支援などの活動を行っている。食堂・娯楽室、集会室、静養室などが設置されている。 ・以上より、高齢者、障害者等を含む多くの人を訪れる施設である。また、鉄道を利用して星川駅から訪れる人が多いと考えられることから、生活関連施設として選定する。
	<p>8) 保土ケ谷区地域子育て支援拠点こっころⅡ (星川SFビル4階)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本コーナーや授乳スペース付きの赤ちゃんの部屋などの複数の親子のための広場が設けられている。 ・未就学者（主に0～3歳）とその親が多く訪れる。また、鉄道を利用して星川駅から訪れる人も多いと考えられることから、生活関連施設として選定する。

種別	生活関連施設に 選定した施設	選定の理由
福祉施設	9) 横浜市西部児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの養育、非行、障害、不登校、性格や行動の問題などに関する相談を行っている。 ・保土ヶ谷区、旭区、泉区、瀬谷区在住の児童及びその家族等を対象としている。 ・また、会議室（研修室）の利用ができる。 ・高齢者、障害者等を含む不特定多数の方が訪れる施設である。また、鉄道を利用して星川駅から訪れる人が多いと考えられることから、生活関連施設として選定する。
	10) ほどがや地域活動ホーム ゆめ（生活介護）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害がある方の地域生活を支援する拠点施設であり、相談、生活介護・地域活動支援センター(デイ型)、ショートステイ、地域交流、ボランティア活動支援などを行っている。 ・遊びを通じた子供同士の相互交流の場となるおもちゃ文庫や、地域の団体等に地域交流室の貸し出しを行っている。 ・障害者やその家族等が多く利用する施設である。また、鉄道を利用して星川駅から訪れる人が多いと考えられることから、生活関連施設として選定する。
	11) ほどがやカルガモの会 (中途障害者地域活動センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・脳卒中後遺症などがあるおおむね 40 歳～65 歳の中途障害者の方の社会参加と自立を支援するための通所施設である。 ・障害者やその家族等が多く利用する施設である。また、鉄道を利用して星川駅から訪れる人が多いと考えられることから、主要施設として選定する。

種別	生活関連施設に 選定した施設	選定の理由
商業施設	12) ホームセンターコーナン 13) いなげや 14) サティ（本館、生活館） 15) 星川SFビル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 星川駅周辺は、保土ヶ谷区の中心部であり、公共施設とならび、商業施設が集積し、広い範囲の地域から買い物客等が集まる特性をもつ。 ・ また、これらの施設は、いずれも星川駅から500m圏内に立地しており、駅から徒歩で訪れることができる。 ・ 高齢者、障害者等を含む不特定多数の人が訪れる。また、鉄道を利用して星川駅から訪れる人も多いと考えられることから、生活関連施設として選定する。
	16) 横浜ビジネスパーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所、研究所、商業施設、地域冷暖房熱供給センターなどからなる業務系複合開発地である。 ・ 貸会議室やパーティ、カルチャー教室など多目的に利用できるレンタルスペースが設置されているほか、中央部には広場があり、地域住民のアメニティ空間としても機能している。 ・ 高齢者、障害者等を含む不特定多数の人が訪れ、また、鉄道を利用して星川駅から訪れる人も多いと考えられることから、生活関連施設として選定する。

種別	生活関連施設に 選定した施設	選定の理由
公園・ 緑地等	17) 川辺公園 (川辺公園プール) 18) 星川一里塚公園	<ul style="list-style-type: none"> ・川辺公園は、横浜市の施設であり、25mプールと幼児プールが設置されている。 ・星川一里塚公園は、帷子川沿いのベンチ等の休憩スペースがある横浜市の施設である。 ・幼児とその家族等を含む不特定多数の人が訪れる。また、鉄道を利用して星川駅から訪れる人も多いと考えられることから、生活関連施設として選定する。
その他	19) 星川グラウンド 20) 保土ヶ谷へそ広場	<ul style="list-style-type: none"> ・星川グラウンドは、少年野球やゲートボールの場として地域に親しまれている。 ・保土ヶ谷へそ広場は、自由広場として暫定的に一般開放されており、毎年多くの方が集う「区民まつり」や1万人以上が集う「ほどがや花フェスタ」などの、様々なイベントや市民活動に利用されている。 ・児童や高齢者、障害者等を含む不特定多数の人が訪れる。また、鉄道を利用して星川駅から訪れる人もいると考えられることから、生活関連施設として選定する。
	21) 保土ヶ谷郵便局 22) 横浜星川郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便、貯金、保険の各サービスを取り扱っており、ATMが設置されている。 ・保土ヶ谷郵便局には、郵便窓口取扱時間外に利用できる、ゆうゆう窓口が併設されている。 ・高齢者、障害者等を含む不特定多数の人が訪れる。また、鉄道を利用して星川駅から訪れる人もいると考えられることから、生活関連施設として選定する。
	23) 星川駅南口交通広場 (計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の結節点として整備される予定であり、高齢者、障害者等を含む不特定多数の人が交通サービスを受けると考えられることから、生活関連施設として選定する。

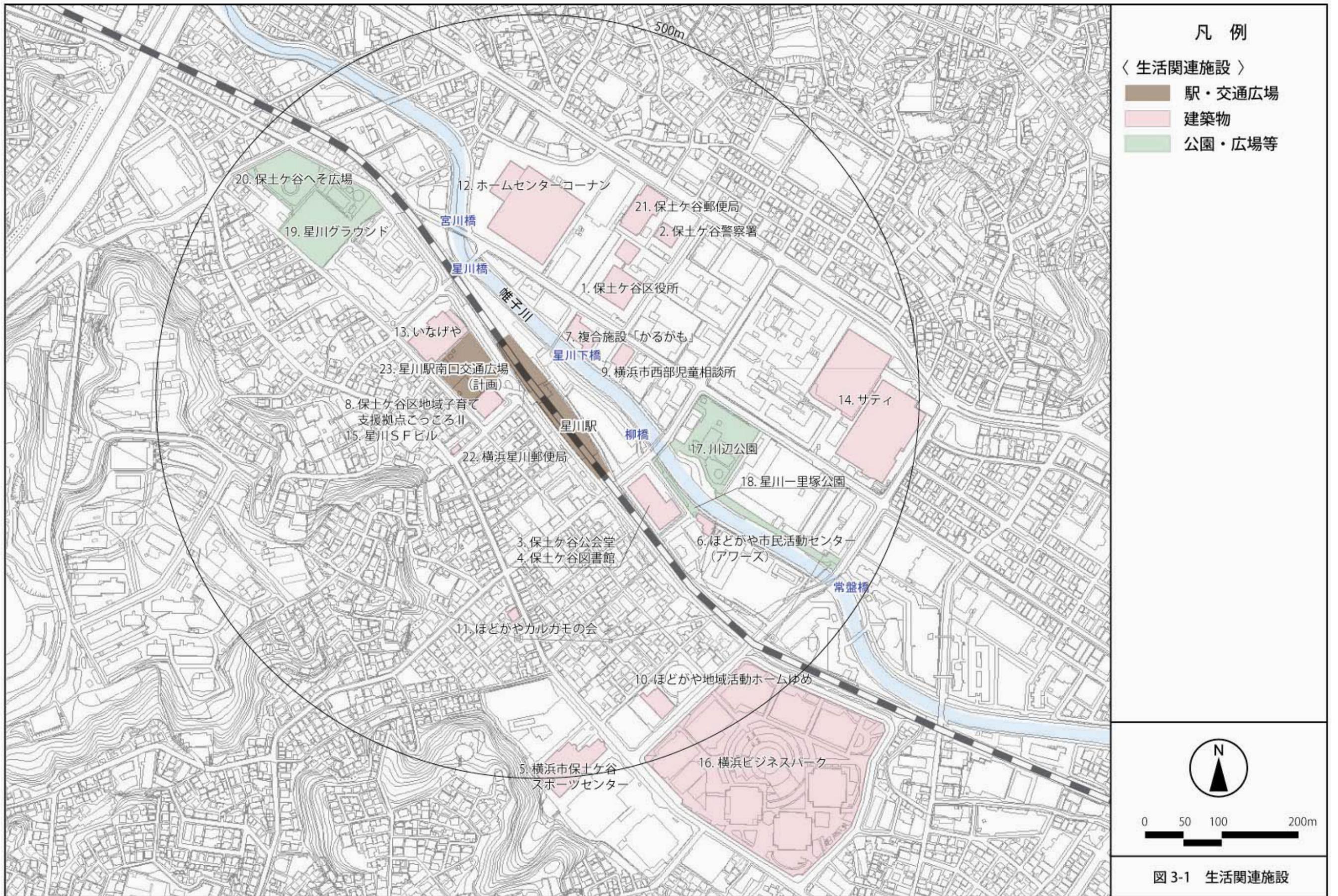


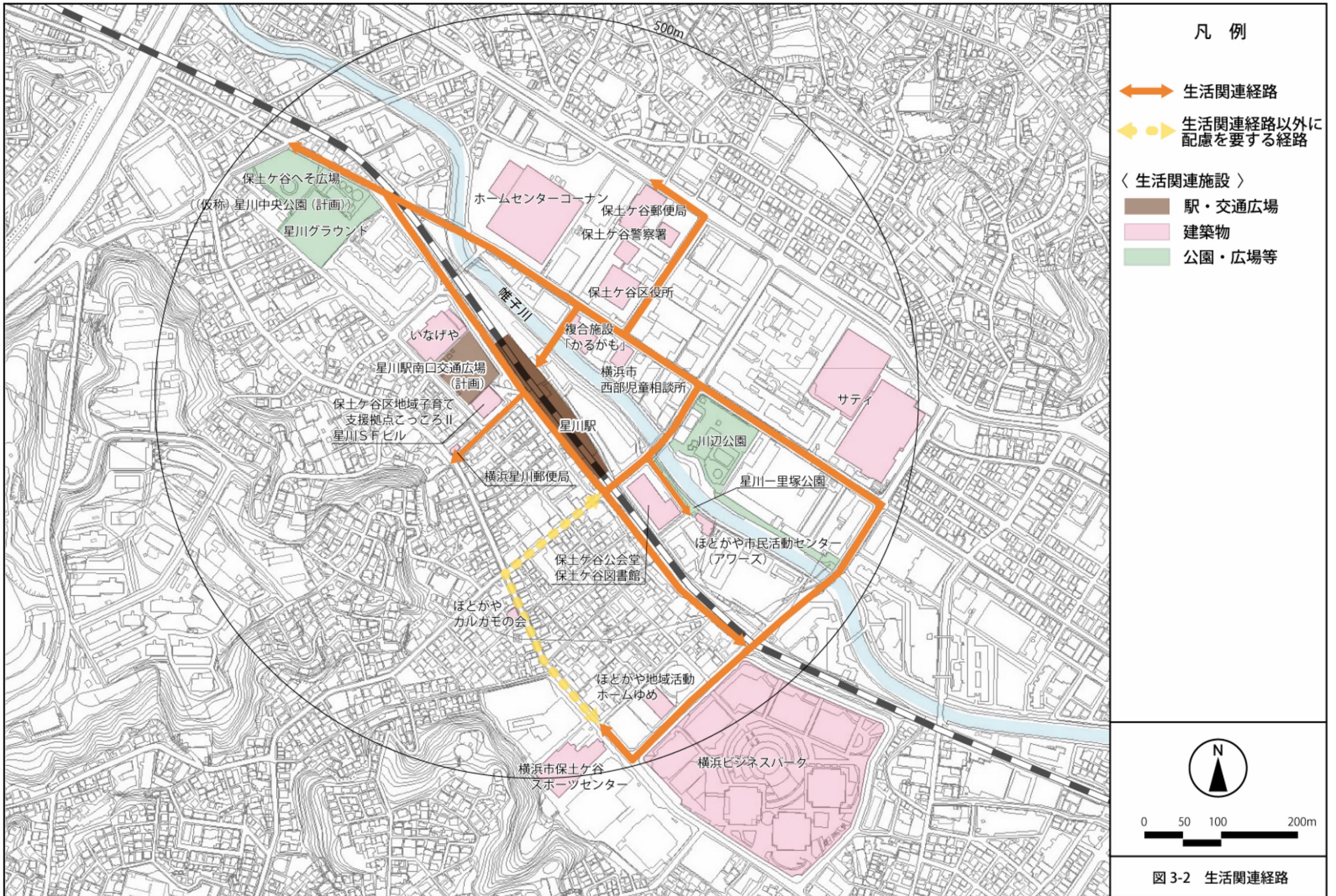
図 3-1 生活関連施設

2. 生活関連経路の設定

バリアフリー新法では、生活関連施設相互間の経路を「生活関連経路」と定義している。

星川駅周辺地区では、駅と先に選定した生活関連施設を結ぶ経路について、地区内の歩行者の主要な動線、現状の歩道の状況、連続立体交差事業に関連して今後整備される都市計画道路等を参考に特にバリアフリー化されている必要性が高い経路を生活関連経路として設定する（図 3-2）。

なお、生活関連施設間の経路であるが、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約から、早期の整備実施が難しいため、生活関連経路に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、将来的なまちづくり計画等の機会をとらえて整備を検討することが必要な経路については、「生活関連経路以外に配慮を要する経路」として設定した。



3. 重点整備地区の範囲設定

(1) 重点整備地区の範囲の基本的な考え方

重点整備地区とは、地区全体の面積がおおむね 400ha 未満の地区であって、生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区をいう。

重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内的の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

(2) 星川駅周辺地区の重点整備地区の範囲

星川駅周辺地区の重点整備地区の範囲は、先に選定した生活関連施設を含む範囲(約 55ha)とする。具体的な範囲は図 3-3 に示すとおりとする。

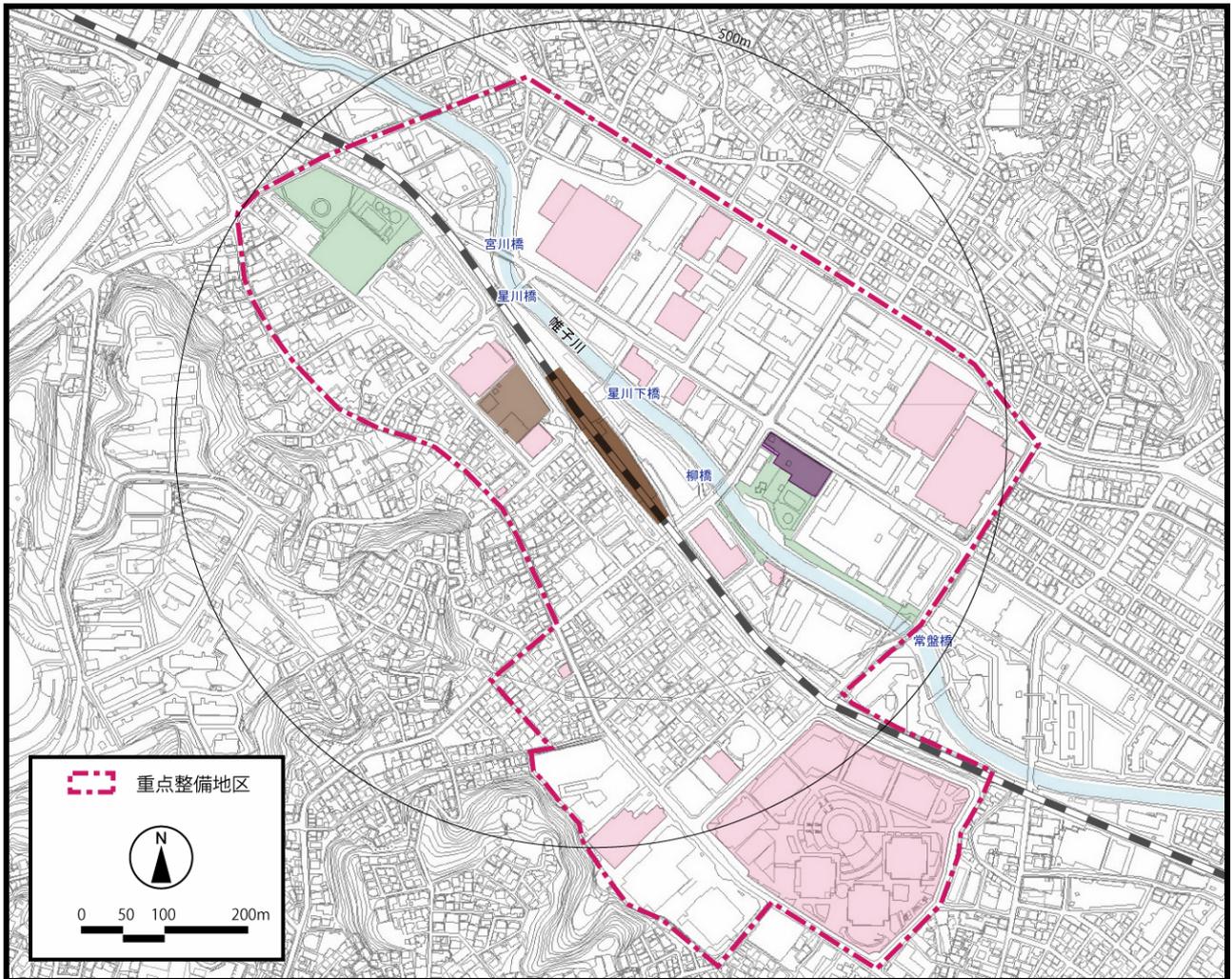


図 3-3 星川駅周辺地区における重点整備地区

IV 重点整備地区の課題と対応の考え方の整理

IV-1 星川駅周辺地区のバリアフリーに対する市民からの意見

星川駅周辺地区におけるバリアフリーの課題を把握するため、市民参加による「まちあるき点検ワークショップ」と「バリアフリーに関する情報募集」のチラシの2つの手法を活用した。

1. まちあるき点検ワークショップ

(1) 目的

星川駅周辺地区において、以下に示す目的で、「まちあるき点検ワークショップ」を実施した。

①交通施設のバリアフリー

星川駅をはじめ、バス乗降場といった交通施設のバリアフリー状況を点検し、問題点を整理する。

②道路等の経路のバリアフリー

星川駅周辺地区における主要な施設への経路のバリアフリー状況を点検し、問題点を整理する。

③主要な施設までのバリアフリー

地区にある公園、駐車場、及び庁舎などの施設で高齢者や障害者等が主として徒歩で利用する主要な施設の出入口付近のバリアフリー状況を把握し、問題点を整理する。

(2) 実施概要

【開催日時】

平成21年10月1日(木曜日) 10:00~16:30

【参加者】

参加者数 62名

星川駅周辺地区部会委員を基本に以下のメンバーが参加した。

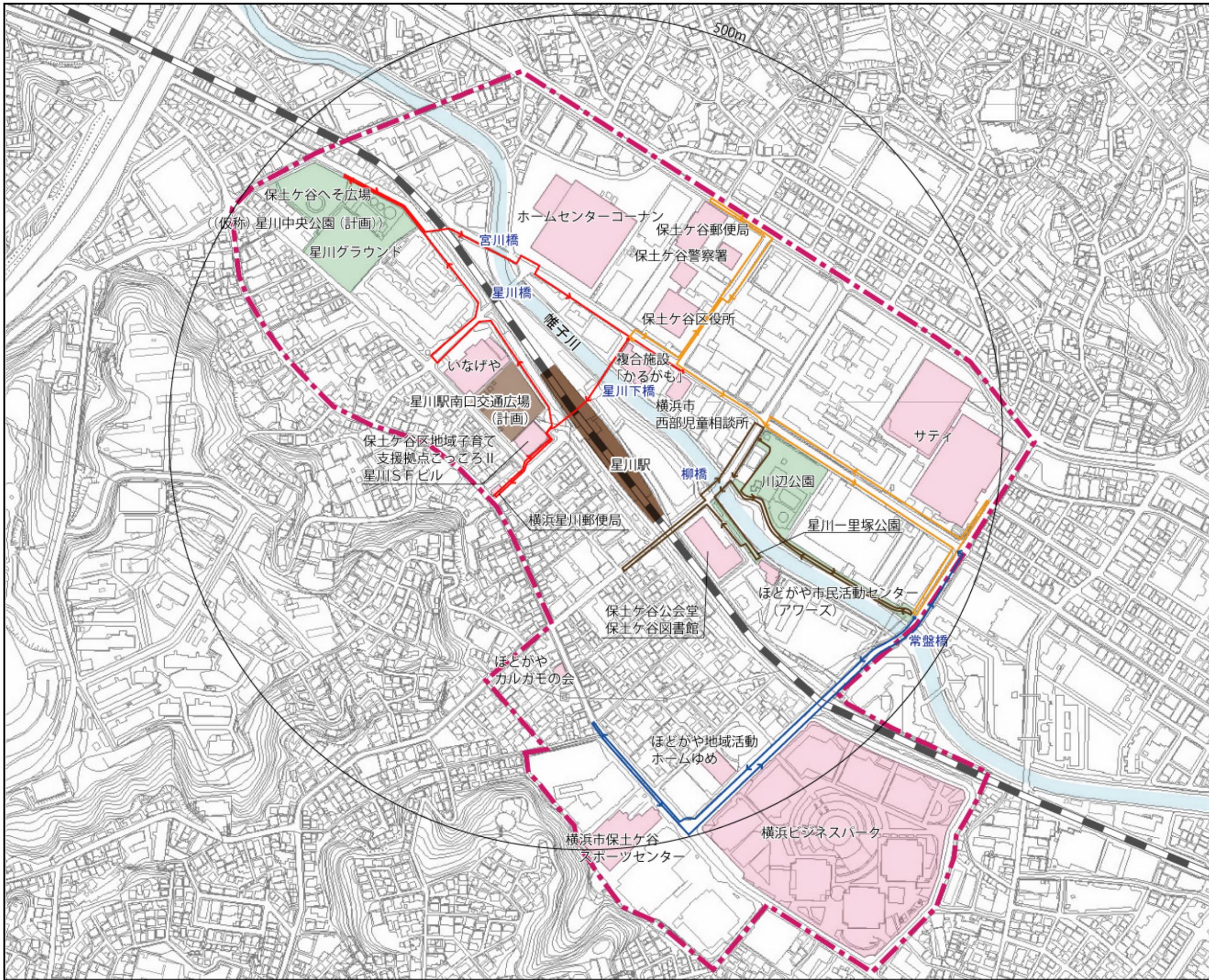
- ・ 高齢者、視覚障害者、車いす使用者、肢体障害者、その他関係団体に所属している方などの市民
- ・ 学識経験者
- ・ 公共交通事業者、警察署、道路管理者
- ・ 行政関係者（健康福祉局、建築局、道路局、区役所などの職員）

【現地点検】

- ・ 駅や道路、公園や建物などの施設を対象に、駅から施設等までの移動のしやすさ、案内のわかりやすさ、施設の使いやすさなどを点検した。
- ・ 点検ルートは、鉄道とバスなどの乗り換えルート、駅から生活関連施設である公共施設や福祉・医療施設、文化・交流施設、商業施設、公園を結ぶルートをなるべく網羅できるよう、歩行距離を勘案しつつ設定した（図 4-1）。

(3) ワークショップ

- ・ 現地点検終了後、コースごとに現地で点検した問題点や良い点、提案を各参加者から挙げてもらい、地図を用いて点検項目の整理を行った。
- ・ さらに、参加者により重要度が高いと判断した問題点を抽出し、その解決策を話し合った。
- ・ その後、各コースの代表者が、コースごとに整理した意見を発表した。



凡 例

〈 まちあるき点検コース 〉

- コース1
- コース2
- コース3
- コース4

〈 生活関連施設 〉

- 駅・交通広場
- 建築物
- 公園・広場等

--- 重点整備地区

0 50 100 200m

図 4-1 まちあるき点検コース

2. バリアフリーに関する情報募集

(1) バリアフリーに関する情報募集の目的

バリアフリー基本構想の検討への参加機会の創出と星川駅周辺地区におけるバリアフリーに関する課題の抽出を目的として、星川駅周辺地区におけるバリアフリーに関する情報募集を行った。

(2) 募集期間

平成21年8月12日(水)～9月30日(水)

(3) 募集方法

募集は、下記のバリアフリーに関する情報募集チラシ(メールによる情報を含む)を用いて行った。

星川駅周辺地区のバリアフリーに関する情報をお寄せください。

現在、横浜市では、保土ヶ谷区の中心部である星川駅を中心とした地区を対象に、高齢者、障害者、子育て中の方など誰もが、円滑に移動し、施設を利用できるよう、市民の方や事業者と協力して、バリアフリーのまちづくりの基本計画である基本構想の検討を進めています。この基本構想づくりの参考にするため、星川駅やその周辺をご利用している皆さんから、地区のバリアフリーに関する情報を集めています。

バリアフリーって何??

「バリアフリー」とは、「バリア(障壁)」を「フリー(除く)」つまり障壁となるものを取り除き、生活しやすくなることを意味します。その意味から転じて、「お年寄りや身体の不自由な人などを含めた誰もが、障壁を感じることのないような社会をつくらう」という考え方や取り組みのことも指すようになりました。

どんな意見を集めているの??

裏面の地図の中の施設(区役所、病院、福祉施設、駅、公園、お店など)を利用するとき、または、駅からその施設にいたる経路を利用するときに「ここがこうなれば高齢者、障害者など誰もが気持ちよく利用できるのに!」と感じたことや、「ここはバリアフリーで歩きやすいところだ!」といった情報をお寄せください。

例えば...

- ・〇〇駅から●●病院に行くまでの歩道について、◎◎前の横断歩道手前の横斜りがきつく、車いすで通るとき、信号を待つのが大変なので、平らな場所があると良いと思います。
- ・△△駅から▲▲博物館に行くときに、どの道を通ればよいかわからず、とまどってしまったことがあるため、案内看板がもっとあれば、初めて来た人もわかりやすいと思います。

～ 意見募集の期間と方法 ～

- 募集期間: 平成21年8月12日(水)～9月30日(水)(当日必着)
- 回答方法: 裏面の問にご回答ください。回答は直接記入してください。
- 提出方法: 郵送、ファクシミリ(地図面を送信)、Eメール(地図面をスキャンしたものを添付して送信)、直接持参(保土ヶ谷区役所10番窓口、道路局企画課交通計画担当横浜管内ビル9階)のいずれかの方法で提出してください。

※このチラシはホームページでもダウンロードできます。
意見募集トップページ: <https://www.city.yokohama.jp/me/douro/plan/bf/hoshikawa/>
検索キーワード: **横浜市 星川 バリアフリー**
(保土ヶ谷区ホームページからもリンクしています)

■ 意見・情報の提出先、その他お問い合わせ:

○ 横浜市道路局企画課交通計画担当
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話: 045-671-3900
ファクシミリ: 045-651-6527 Eメール: do-barrierfree@city.yokohama.jp

○ 保土ヶ谷区政推進課企画調整係
〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 電話: 045-334-6227
ファクシミリ: 045-333-7945 Eメール: ho-kikaku@city.yokohama.jp

2. 印を付けた場所(施設)の種類

道路 公園

駐車場 その他()

※おわかりであれば、住所や目印となるものを書いてください。
(例: 〇〇店の前3メートルぐらい)

3. 地区の利用目的

星川駅周辺の居住者

通勤・通学などの定期的な利用

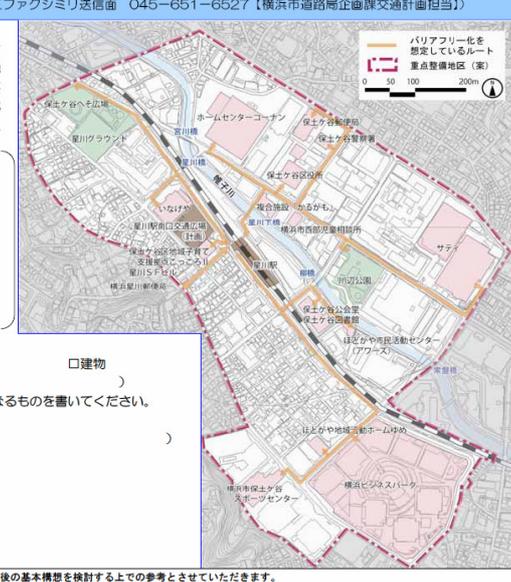
買い物などの一時的な利用

利用したことがない

その他()

<注 意> お寄せいただいた情報については、今後の基本構想を検討する上での参考とさせていただきます。
いただいた情報に対し個々に回答はいたしませんので、予めご了承ください。

（ファクシミリ送信用 045-651-6527【横浜市道路局企画課交通計画担当】）



問. あてはまるものに✓してください。

あなたの年齢

65歳未満

65歳以上

あなたの状態

歩くことが困難

見ることが困難

聞くことが困難

車いすを使用

オストメイト

その他障害がある

乳幼児を連れて出かける

ペーパークーを使用

シルバーカーを使用

特に当てはまるものはない

3. バリアフリーに対する意見のまとめ

まちあるき点検ワークショップおよびバリアフリーに関する情報募集で出された主な指摘事項を以下に示す。

鉄道駅・バスターミナル

指摘箇所・項目	主な指摘事項
星川駅	<ul style="list-style-type: none"> ・星川駅のトイレの入口のドアの取っ手が小さい。 ・星川駅のトイレの点字ブロックが案内表示板の前で途切れている。 ・星川駅のエレベーターのボタンにある点字の凹凸が少なく、分かりにくい。 ・星川駅の券売機の点字の案内を分かりやすくして欲しい。行き先と金額を併せて表示。 ・星川駅からでて醍醐プラザや川辺の通りに行きたいとき階段があり、行きづらい。 ・星川駅南側にあるエレベーターの位置が分かりづらい(1階)。
バス停留所(星川駅)付近	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場のバス停の時刻表等の案内板には点字がない。 ・駅前広場のバス停の乗り場がどこにあるかを示す視覚障害者誘導用ブロックがない。

道路

指摘箇所・項目	主な指摘事項
経路1：星川グラウンド前	<ul style="list-style-type: none"> ・宮川橋(左岸側)は水管橋のコンクリートで歩道幅が狭い(73cm)。
経路4：保土ヶ谷警察署前	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道がマンホールの部分で下がっていて、平坦でない。 ・視覚障害者誘導用ブロックの色が識別しにくい。 ・区役所から警察署にいたる歩道上の視覚障害者用誘導ブロックが連続していない。 ・歩道上にポストコーンがあり通りづらい。 ・警察署前の歩道の真ん中に車止めがある。 ・警察署角の横断歩道は、歩道の切り下げが一致していない。

※「指摘箇所・項目」の数字は、P71の図中の数字(経路番号)と対応している。

指摘箇所・項目	主な指摘事項
経路5：保土ヶ谷区役所前	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道上に区役所のスロープ入口につながる視覚障害者誘導用ブロックがない。 ・水道道の歩道は植栽ますにツリーサークルがないため、歩道が狭い。 ・街路灯が歩道の中央にあり、歩道が狭い。 ・区役所前道路の歩道では歩道の真ん中に電柱が設置されている。 ・区役所前の道路の歩道では植樹ますで段差ができていて危険である。 ・駅方面から児童相談所前に続く視覚障害者誘導用ブロックがない。 ・NTT 庁舎側の歩道が狭い。 ・かるがも前の信号の青信号の間隔が短く渡りにくい。 ・児童相談所前の道路の交差点の信号を音の出るものにしてほしい。
経路8：星川停車場線西側	<ul style="list-style-type: none"> ・レールの隙間等にタイヤが引っかかる。踏切の時間も長いし、踏切の幅が広い。踏切が渡りづらい。片側しか歩行者用空間がない。
経路9：星川SFビル東側	<ul style="list-style-type: none"> ・星川郵便局前の歩道はすり付け勾配がきつい(6.3%)。 ・駅方面から横浜星川郵便局前に続く視覚障害者誘導用ブロックがない。 ・SFビル前の歩道の車止めと歩道タイルの色が似ているので識別しにくい。 ・横断歩道手前に視覚障害者誘導用ブロックがない。 ・郵便局近くの歩道は歩道切下げ部の勾配がきつい(5.8%)。 ・星川郵便局向い側の歩道と信号手前が傾斜している。 ・星川SFビル前の歩道に放置自転車がなくて通行の支障になっている。

※「指摘箇所・項目」の数字は、P71の図中の数字(経路番号)と対応している。

指摘箇所・項目	主な指摘事項
経路 10：サティ前	<ul style="list-style-type: none"> ・リバーサイド星川の駐車場出入口付近のインターロッキングががたついている。 ・パークシティ前の交差点の歩道上隅切り部は、すり付け勾配が急で車いすが使いにくい。 ・視覚障害者誘導用ブロックの色が識別しにくい。 ・川辺公園入口周辺の歩道の中央付近に車止めが設置されている。 ・歩道が狭い。 ・川辺公園周辺が夜暗くて歩きにくい。 ・川辺公園の角の青信号の時間が短く渡りにくい。
経路 11：川辺公園西側	<ul style="list-style-type: none"> ・柳橋入口の勾配が急。20%（水道局側）、13.5%（線路側） ・ろうきん前の歩道は両側とも狭い(110cm) (140cm)。ツリーサークルの段差がある。 ・ろうきん前の歩道の横断勾配が急。（6.7～6.9%） ・街灯が少なく特に柳橋上は暗い。
経路 12：保土ヶ谷公会堂・図書館西側	<ul style="list-style-type: none"> ・公会堂横の横断歩道部分では、排水溝が横断歩道上にあり、排水溝のふたが横断歩道上にあり、溝幅も広い。 ・公会堂横の横断歩道部分では、歩車道の段差が大きい。（4.5cm） ・横断歩道部の視覚障害者誘導用ブロックの幅が不足している。 ・公会堂横の横断歩道部分では、横断歩道のたまり部分の中央に音声装置の柱がある。 ・公会堂脇の歩道には街路樹があり、幅員が狭くなっている。 ・公会堂脇の歩道は、車の乗り入れ部での横断勾配が急。

※「指摘箇所・項目」の数字は、P71 の図中の数字(経路番号)と対応している。

指摘箇所・項目	主な指摘事項
経路 13：保土ヶ谷公会堂・図書館前	<ul style="list-style-type: none"> ・公会堂前の横断歩道を、横断歩道として表示して欲しい。 ・公会堂・図書館前の歩道が車道側に大きく傾斜している。 ・公会堂入口の視覚障害者誘導用ブロックの色がなくなっていて、識別しにくい。
経路 15：横浜市保土ヶ谷スポーツセンター前	<ul style="list-style-type: none"> ・岩間川辺線土木事務所前交差点の歩行者信号が音声式でない。 ・野村ビル前の歩道と公開空地の間に木があり使いにくい。 ・誘導ブロックの色が識別しにくい。 ・横断歩道の手前に平坦部がない。
経路 16：岩間川辺線①	<ul style="list-style-type: none"> ・タイルがはがれていたりがたつきがある部分がある。 ・歩道上の車止めの間隔が狭い。 ・歩道上に根上がりによる凹凸がある。 ・常盤橋手前のマンホールの取り付けレベルが低い為段差ができています。 ・常盤橋付近の取付道路勾配が急（12.7%）。 ・常盤橋の歩道幅員が狭い（1.2m）。 ・帷子小学校前には放置自転車があり、通りづらい。
経路 17：岩間川辺線②	<ul style="list-style-type: none"> ・YBP 付近の踏切付近の道路勾配が急。 ・YBP 前では根上がりにより歩道に凸凹がある。 ・YBP 付近の踏切内では踏切板とレールの間に車いすの車輪が挟まる。 ・YBP 横の公開空地（歩道状）に駐輪多い。
経路 18：岩間川辺線③	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道が渡りづらい。 ・岩間川辺線土木事務所前の歩道幅員が狭い（1.4m）。 ・YBP 横の公開空地（歩道状）に駐輪多い。

※「指摘箇所・項目」の数字は、P71 の図中の数字(経路番号)と対応している。

指摘箇所・項目	主な指摘事項
生活関連経路以外に配慮を要する経路（「ほどがやカルガモの会」前）	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道が無い。または歩道幅が狭く歩行できない。 ・歩道が狭い。歩道が狭いうえに、ゴミの集積場や電柱、路上駐車等が多く、さらに狭くなっている。 ・安心カラーベルトが狭く、車いすでは危険。 ・歩道が狭く、路上駐車も多い。 ・自動車専用の信号しかないので分かりづらい。見づらい。 ・車の乗り入れ部などで歩道が傾斜し、波打っている。 ・視覚障害者用誘導ブロックの色が識別しにくい。

※「指摘箇所・項目」の数字は、P71 の図中の数字(経路番号)と対応している。

公園

指摘箇所・項目	主な指摘事項
川辺公園	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレには案内と鏡がない。 ・トイレの入り口には段差あり（8～16cm）。蛍光塗料などで印が欲しい ・トイレに折りたたみ式おむつ交換シートが欲しい ・帷子川沿いの通路のツリーサークルの穴が大きい。 ・出入り口には部分的にすりつけ勾配が7.6%の箇所がある。 ・出入り口の目地のところがガタガタになっている。 ・園路には目の不自由な方が安全に歩ける施設が少ない。 ・園路の街路灯が暗くなっているので修繕してほしい。 ・柳橋の入口付近には段差があって車いすが通りにくい。すりつけが悪い。
星川一里塚公園	<ul style="list-style-type: none"> ・星川一里塚公園入り口のスロープ勾配は8.4%で舗装がガタガタする。 ・公会堂前の公園と公会堂の道路の渡る所の真ん中にオブジェが置いてある。
星川グラウンド、保土ヶ谷へそ広場	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド入口と歩道との境に段差がある。 ・テニスコートの入口に段差があって危険。

建築物

指摘箇所・項目	主な指摘事項
保土ケ谷区役所(保土ケ谷福祉保健センター、横浜市消防局)	<ul style="list-style-type: none"> ・手すり有一段しかない。 ・出入口に音声誘導設備を設置して欲しい。
保土ケ谷警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署入口の視覚障害者誘導用ブロックの色が識別しにくい。
保土ケ谷公会堂・保土ケ谷図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・公会堂の階段の曲っている部分に手すりが欲しい。 ・点状ブロックが途切れている。線状であるべきところに点状ブロックが敷設されている。 ・公会堂付近には放置自転車が多い。 ・公会堂前の排水溝のふたの溝幅が広い。 ・公会堂の駐輪場への案内が分かりにくい。
ほどがや市民活動センター(アワーズ)	<ul style="list-style-type: none"> ・アワーズの出入口の視覚障害者誘導用ブロックは部分的にはがれている。
横浜市西部児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所のスロープの位置が分かりにくい。
ほどがや地域活動ホームゆめ(生活介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道から「地域活動ホームゆめ」の入口につながる視覚障害者用誘導ブロックがない。
いなげや	<ul style="list-style-type: none"> ・いなげやの出入口を示す視覚障害者誘導用ブロックが無い。
サティ(本館、生活館)	<ul style="list-style-type: none"> ・サティの駐輪場付近の自転車が点字ブロックの上に置かれていた。
保土ケ谷郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道から郵便局の出入口につながる視覚障害者誘導用ブロックがない。 ・スロープの端にある溝に車いすが落ちてしまう ・歩道から郵便局のスロープの入口の場所がわかりにくい。

良い点

指摘箇所・項目	主な指摘事項
星川駅	・星川駅は点字・視覚障害者誘導用ブロックが整備されている。 エレベーターを利用すると階段を利用しなくてよい。
経路 5	・区役所前の交差点の点字ブロックは連続性がある。 ・区役所前の信号機の音が聞き取りやすい。 ・区役所前の道路は歩車道境界にガードパイプがあり安全。 ・バリアフリーパイプが引いてあり大変歩行しやすい。
経路 10	・公園前バス停は上屋があってよい。休憩できる。
サティー付近	・サティー前のゴミが歩道に出ていない。
経路 9	・SF ビル前の歩道は幅員が広くて良い。
いなげや付近	・ステージ星川前の歩道の幅が広くて歩きやすい。
経路 11	・柳橋の舗装は車いすで通りやすい舗装がされている。
経路 12	・歩道が広い（片側のみ）。
経路 15	・歩道幅員が広いので歩きやすい。 ・スポーツセンター前の電柱が地中化されていて見通しがいい。歩道が広い。
保土ケ谷区役所	・区役所の駐車場出口は音で車の出庫を知らせてくれて分かりやすい。
川辺公園	・ポールの位置が余裕があって車いすで通りやすい。勾配上 5.7%、下 3.6%で良。 ・段差がなく、手すりが可動式である。スペースも十分とってある。 ・通り全体がデザインしてあるのに段差がなく歩きやすい。
複合施設「かるがも」	・かるがも前は点字ブロックあり、段差がなく、自動ドアなので利用しやすい。
星川一里塚公園	・星川一里塚公園入り口のスロープの幅は約 1.5m 確保されている。
保土ケ谷市民活動センター（アワーズ）	・アワーズの出入り口は少しはがれてはいるが視覚障害者誘導用ブロックがあった。
保土ケ谷公会堂	・公会堂前にはスロープがついていた。

※「指摘箇所・項目」の数字は、P71 の図中の数字(経路番号)と対応している。

IV-2 生活関連施設と生活関連経路の課題と対応の考え方

次頁以降に示す資料は、平成 21 年 10 月 1 日に実施した「まちあるき点検ワークショップ」、平成 21 年 8 月 12 日～9 月 30 日に実施した「バリアフリーに関する情報募集」及び事務局による補足調査の結果をもとに、重点整備地区の鉄道駅・バスターミナル、生活関連経路、公園及びその他の生活関連施設における主な問題点等を整理し、各々の問題点に対する「対応の考え方（案）」を整理したものである。

「対応の考え方（案）」は、実現可能性等を検証したものではなく、事業者との協議のための案として、地区部会で検討したものである。

なお、表の備考欄には、対応を検討する際の目安となるバリアフリー新法に基づく基準を示している。

生活関連施設と生活関連経路の箇所は、71 頁の図 4-2 に示す通りである。

1. 鉄道駅・バスターミナル

1) 星川駅

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
星川駅のトイレの入口のドアの取っ手が小さい。		使いやすい設備を検討	通常の便房については、基準なし。 (参考) 多機能トイレの基準： 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
星川駅のトイレの点字ブロックが案内表示板の前で途切れている。			トイレへの線状ブロックの敷設経路は、トイレ出入口の壁面にある触知案内図等の位置とする。
星川駅のエレベーターのボタンにある点字の凹凸が少なく、分かりにくい。		エレベーターの点字表示の改善	
星川駅の券売機の点字の案内を分かりやすくして欲しい。行き先と金額を併せて表示。			公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインに沿って整備されている。
星川駅からでて醍醐プラザや川辺の通りに行きたいと き階段があり、行きづらい。	スロープ有り		スロープが併設されている。
星川駅南側にあるエレベーターの位置が分かりづらい (1階)。		案内サイン等の改善	
その他(駅舎におけるバリアフリー化など)		(連続立体交差事業において対応)	

2) 星川駅南口交通広場（計画）

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方（案）	備考
		（連続立体交差事業および関連道路事業において対応）	

3) バス停留所（星川駅）付近

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方（案）	備考
駅前広場のバス停の時刻表等の案内板には点字がない。		点字表示の設置検討	
駅前広場のバス停の乗り場がどこにあるかを示す視覚障害者誘導用ブロックがない。		視覚障害者誘導用タイルの敷設	

2. 生活関連経路

1) 経路1：星川グラウンド前

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方（案）	備考
宮川橋（左岸側）は水管橋のコンクリートで歩道幅が狭い（73cm）。		（宮川橋の整備にあわせて検討）	

2) 経路2：ステージ星川前

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方（案）	備考
		（連続立体交差事業および関連道路事業において対応）	

3) 経路4：保土ヶ谷警察署前

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方（案）	備考
歩道がマンホールの部分で下がっていて、平坦でない。		歩道面の平坦性の改善	管理者に補修を依頼する
視覚障害者誘導用ブロックの色が識別しにくい。		視覚障害者誘導用ブロックの改善	
区役所から警察署にいたる歩道上の視覚障害者用誘導ブロックが連続していない。		視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	星川駅から国道16号に至る視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設に伴い整備
歩道上にポストコーンがあり通りづらい。	有効幅員 1.1m 歩道の幅員 2.0m		車いす使用者の基本的な寸法 静止状態：70cm 通行時：100cm 歩道は、勾配や路面の不陸による影響が大きいため、車いすを操作してぶれが生じる可能性を考慮して、車いす使用者が通行できる寸法を100cmと設定している。

(つづき)

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
警察署前の歩道の真ん中に車止めがある。	車止め間隔 1.2m		車いす使用者の基本的な寸法 静止状態：70cm 通行時：100cm 歩道は、勾配や路面の不陸による影響 が大きいため、車いすを操作してぶれ が生じる可能性を考慮して、車いす使 用者が通行できる寸法を 100cmと 設定している。
警察署角の横断歩道は、歩道の切り下げが一致してい ない。	歩車道の段差 15cm 程度	歩道と車道の段差の改善 横断歩道に接続する歩道の平坦部 の確保	

4) 経路5：保土ヶ谷区役所前

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
歩道の上に区役所のスロープ入口につながる視覚障害者 誘導用ブロックがない。			視覚障害者誘導用ブロックを連続的 に敷設する場合、複数の経路が多数存 在すると誘導性が損なわれるので極 力一つの経路とすることが望ましい。
水道道の歩道は植栽ますにツリーサークルがないた め、歩道が狭い。	有効幅員 1.3m 程度、 段差 5cm 程度	歩行空間の確保 歩道面の平坦性の改善	歩道の有効幅員は、2m 以上、ただし、 やむを得ない場合は 1.5m 以上とす ることができる。

(つづき)

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
街路灯が歩道の中央にあり、歩道が狭い。	有効幅員 1.1、1.3m程度	歩行空間の確保	歩道の有効幅員は、2m以上、ただし、やむを得ない場合は1.5m以上とすることができる。
区役所前道路の歩道では歩道の真ん中に電柱が設置されている。		歩行空間の確保	歩道の有効幅員は、2m以上、ただし、やむを得ない場合は1.5m以上とすることができる。
区役所前の道路の歩道では植樹ますで段差ができていて危険である。	有効幅員2.6m、 段差5cm	歩道面の平坦性の改善	
(駅方面から児童相談所前に続く視覚障害者誘導用ブロックがない。		視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には、視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。
NTT 庁舎側の歩道が狭い。	有効幅員1.1m	歩行空間の確保	歩道の有効幅員は、2m以上、ただし、やむを得ない場合は1.5m以上とすることができる。
かるがも前の信号の青信号の間隔が短く渡りにくい。	交通弱者用押しボタン信号機有り		
児童相談所前の道路の交差点の信号を音の出るものにしてほしい。		音響式信号機等の設置の検討	

5) 経路8：星川停車場線西側

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
レールの間隙等にタイヤが引っかかる。踏切の時間も長いし、踏切の幅が広い。踏切が渡りづらい。片側しか歩行者用空間がない。		(連続立体交差事業により踏切を 除却することで対応)	
		(連続立体交差事業および関連道 路事業において対応)	

6) 経路9：星川SFビル東側

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
星川郵便局前の歩道はすり付け勾配がきつい(6.3%)。		横断歩道に接続する歩道の平坦部 の確保	
駅方面から横浜星川郵便局前に続く視覚障害者誘導用 ブロックがない。			区役所、図書館、市が設置する全市一 館施設その他これに準ずる広域的な 利用の総合病院等から、最寄りの駅、 バス停への経路には、視覚障害者誘導 用ブロックを連続的に敷設する。
SFビル前の歩道の車止めと歩道タイルの色が似てい るので識別しにくい。		車止めの色の改善	

(つづき)

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
横断歩道手前に視覚障害者誘導用ブロックがない。		視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	歩道等の横断歩道接続部等に点状ブロックによる歩車道境界の注意喚起を行うとともに、線状ブロックによりその移動方向を示す視覚障害者誘導用ブロックを部分的に設置するものとする。
郵便局近くの歩道は歩道切下げ部の勾配がきつい(5.8%)。		歩道の平坦部の確保	
星川郵便局向い側の歩道と信号手前が傾斜している。	すり付け勾配 7.8%	横断歩道に接続する歩道の平坦部の確保	
星川 SF ビル前の歩道に放置自転車がなくて通行の支障になっている。		放置自転車対策の実施	

7) 経路 10: サティ前

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
リバーサイド星川の駐車場出入口付近のインターロッキングががたついている。	乗入れ部 横断勾配 7.0%	歩道の平坦部の確保	
パークシティ前の交差点の歩道上隅切り部は、すり付け勾配が急で車いすが使いにくい。	すり付け勾配 7.3%	横断歩道と接続する歩道の平坦部の確保。	
視覚障害者誘導用ブロックの色が識別しにくい。		視覚障害者誘導用ブロックの改善	
川辺公園入口周辺の歩道の中央付近に車止めが設置されている。	車止め間隔 1.2m		車いす使用者の基本的な寸法 静止状態：70cm 通行時：100cm 歩道は、勾配や路面の不陸による影響が大きいため、車いすを操作してぶれが生じる可能性を考慮して、車いす使用者が通行できる寸法を 100cm と設定している。
歩道が狭い。	有効幅員 3.0m		歩道の有効幅員は、2m 以上、ただし、やむを得ない場合は 1.5m 以上とすることができる。
川辺公園周辺が夜暗くて歩きにくい。		照度の確保の検討	
川辺公園の角の青信号の時間が短く渡りにくい。		歩行者用青時間の延長の検討	

8) 経路 11：川辺公園西側

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
柳橋入口の勾配が急。20% (水道局側)、13.5% (線路側)		歩道の勾配の改善	縦断勾配は、5%以下とすること。ただし、やむを得ない場合においては、8%以下とすることができる。
ろうきん前の歩道は両側とも狭い(110cm)(140cm)。ツリーサークルの段差がある。		歩行空間の確保	歩道の有効幅員は、2m以上、ただし、やむを得ない場合は1.5m以上とすることができる。
ろうきん前の歩道の横断勾配が急。(6.7~6.9%)		歩道の平坦部の確保	
街灯が少なく特に柳橋上は暗い。		照度の確保の検討	

9) 経路 12：保土ヶ谷公会堂・図書館西側

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
公会堂横の横断歩道部分では、排水溝が横断歩道上にあり、排水溝のふたが横断歩道上にあり、溝幅も広い。	溝幅 2.5cm×5.3cm	排水溝のふたの改善	溝ふたの構造 格子型の場合にはピッチ1.25センチメートル程度、又は1.5センチメートル×10センチメートル程度とし、円形の場合には直径2センチメートル程度以下とする。
公会堂横の横断歩道部分では、歩車道の段差が大きい。(4.5cm)		歩道と車道の段差の改善	横断歩道と歩道との境界部分の段差は、2cmを標準とすること。
横断歩道部の視覚障害者誘導用ブロックの幅が不足している。		視覚障害者誘導用ブロックの改善	
公会堂横の横断歩道部分では、横断歩道のたまり部分の中央に音声装置の柱がある。		音声装置の柱の撤去	

(つづき)

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
横断歩道部の視覚障害者誘導用ブロックの幅が不足している。		視覚障害者誘導用ブロックの改善	
公会堂脇の歩道には街路樹があり、幅員が狭くなっている。	有効幅員 2.3m (一部車止めにより有効幅員 0.9m)	歩行空間の確保	歩道の有効幅員は、2m 以上、ただし、やむを得ない場合は 1.5m 以上とすることができる。
公会堂脇の歩道は、車の乗り入れ部での横断勾配が急。	横断勾配 12.7%	歩道の平坦部の確保	

10) 経路 13: 保土ヶ谷公会堂・図書館前

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
公会堂前の横断歩道を、横断歩道として表示して欲しい。		公会堂までの横断箇所の明示	
公会堂・図書館前の歩道が車道側に大きく傾斜している。	横断勾配 18.0%	歩道の平坦部の確保	
公会堂入口の視覚障害者誘導用ブロックの色がなくなっていて、識別しにくい。		視覚障害者誘導用ブロックの改善	

11) 経路 14: 星川停車場線東側

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
		(連続立体交差事業および関連道路事業において対応)	

12) 経路 15：横浜市保土ヶ谷スポーツセンター前

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
岩間川辺線土木事務所前交差点の歩行者信号が音声式でない。		音響式信号機等の設置の検討	
野村ビル前の歩道と公開空地の間に木があり使いにくい。	有効幅員 1.5m以上		歩道の有効幅員は、2m 以上、ただし、やむを得ない場合は 1.5m 以上とすることができる。
誘導ブロックの色が識別しにくい。		視覚障害者誘導用ブロックの改善	
横断歩道の手前に平坦部がない。		横断歩道と接続する歩道の平坦部の確保	

13) 経路 16：岩間川辺線①

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
タイルがはがれていたりがたつきがある部分がある。		歩道面の平坦性の改善	
歩道上の車止めの間隔が狭い。	車止め間隔 87cm	歩行空間の確保	車いす使用者の基本的な寸法 静止状態：70cm 通行時：100cm 歩道は、勾配や路面の不陸による影響が大きいため、車いすを操作してぶれが生じる可能性を考慮して、車いす使用者が通行できる寸法を 100cm と設定している。
歩道上に根上がりによる凹凸がある。		歩道面の平坦性の改善	
常盤橋手前のマンホールの取り付けレベルが低い為段差ができています。		歩道面の平坦性の改善	

(つづき)

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
常盤橋付近の取付道路勾配が急(12.7%)。		歩道の勾配の改善	縦断勾配は、5%以下とすること。ただし、やむを得ない場合においては、8%以下とすることができる。
常盤橋の歩道幅員が狭い(1.2m)。		歩行空間の確保	歩道の有効幅員は、2m以上、ただし、やむを得ない場合は1.5m以上とすることができる。
帷子小学校前には放置自転車があり、通りづらい。		駐輪に対するマナーの啓発等の対策の実施	

14) 経路 17: 岩間川辺線②

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
YBP 付近の踏切付近の道路勾配が急。	縦断勾配 10.0% 横断勾配 13.0%	(連続立体交差事業により踏切を 除却することで対応)	
YBP 前では根上がりにより歩道に凸凹がある。		歩道面の平坦性の改善	
YBP 付近の踏切内では踏切板とレール間に車いすの車輪が挟まる。		(連続立体交差事業により踏切を 除却することで対応)	
YBP 横の公開空地(歩道状)に駐輪多い。		駐輪に対するマナーの啓発等の対策の実施	

15) 経路 18：岩間川辺線③

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
横断歩道が渡りづらい。	車止めが中央にある。 YBP 側誘導用ブロックなし、公園側誘導用ブロック識別しにくい。	視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設 車止めの位置の改善	歩道等の横断歩道接続部等に点状ブロックによる歩車道境界の注意喚起を行うとともに、線状ブロックによりその移動方向を示す視覚障害者誘導用ブロックを部分的に設置するものとする。
岩間川辺線土木事務所前の歩道幅員が狭い(1.4m)。		歩行空間の確保	歩道の有効幅員は、2m 以上、ただし、やむを得ない場合は 1.5m 以上とすることができる。
YBP 横の公開空地(歩道状)に駐輪多い。		駐輪に対するマナーの啓発等の対策の実施	

16) 生活関連経路以外に配慮を要する経路(「ほどがやカルガモの会」前)

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
歩道が無い。または歩道幅が狭く歩行できない。	安心カラーベルト 1.7m 程度		
歩道が狭い。歩道が狭いうえに、ゴミの集積場や電柱、路上駐車等が多く、さらに狭くなっている。			
安心カラーベルトが狭く、車いすでは危険。	安心カラーベルト 1.5m 程度		
歩道が狭く、路上駐車も多い。			
自動車専用の信号しかないので分かりづらい。見づらい。		歩行者用信号機の設置の検討	
車の乗り入れ部などで歩道が傾斜し、波打っている。	横断勾配 12.0%	歩道の平坦部の確保	

3. 公園

1) 川辺公園

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方（案）	備考
トイレには案内と鏡がない。		案内サイン等の改善	
トイレの入り口には段差あり（8～16cm）。蛍光塗料などで印が欲しい。		トイレ出入口の段差の改善	
トイレに折りたたみ式おむつ交換シートが欲しい。		トイレ内設備の改善	
帷子川沿いの通路のツリーサークルの穴が大きい。	有効幅員 2.7m 以上		幅は、1.8m 以上とすること。
出入口には部分的にすりつけ勾配が 7.6%の箇所がある。			縦断勾配は 8 パーセント以下とすること。
出入口の目地のところがガタガタになっている。		出入口の平坦性の改善	
園路には目の不自由な方が安全に歩ける施設が少ない。		視覚障害者が安全に歩行できる設備の検討	
園路の街路灯が暗くなっているので修繕してほしい。		照度の確保の検討	
柳橋の入口付近には段差があって車いすが通りにくい。すりつけが悪い。		出入口の段差の改善	

※ バリアフリー新法に基づく基準・ガイドラインにおいて、都市公園については、主要な公園施設を設定し、1 以上の出入口から主要な公園施設に至る経路をバリアフリー化することが求められている。

「川辺公園」においては、主要な公園施設を広場として、北西側出入口からプールに至る経路について、バリアフリー化された園路が確保されている。そのため、「柳橋」と「常盤橋」間の帷子川沿いの園路については、必ずしも、バリアフリー化を図るべき園路とはならない。しかしながら、歩行者ネットワーク形成の観点から、望ましいバリアフリー化の考え方として、対応の考え方（案）を記載している。

2) 星川一里塚公園

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
星川一里塚公園入り口のスロープ勾配は 8.4%で舗装がガタガタする。 公会堂前の公園と公会堂の道路の渡る所の真ん中にオブジェが置いてある。		出入口・スロープの平坦性の改善 出入口のスロープ勾配の改善 オブジェの撤去の検討	

※ バリアフリー新法に基づく基準・ガイドラインにおいて、都市公園については、主要な公園施設を設定し、1以上の出入口から主要な公園施設に至る経路をバリアフリー化することが求められている。

「星川一里塚公園」においては、主要な公園施設をベンチとして、「保土ヶ谷公会堂」・「保土ヶ谷図書館」側出入口からベンチに至る経路について、バリアフリー化された園路を確保に努めることが求められる。しかしながら、「星川一里塚公園」は「ほどがや市民活動センター（アワーズ）」の出入口と接しているため、当該施設へのバリアフリー化された経路を確保することが望まれる。

また、「柳橋」と「保土ヶ谷公会堂」・「保土ヶ谷図書館」の間の経路については、橋梁の取付部であり、地形上の制約から道路勾配の改善が困難なため、迂回経路として「星川一里塚公園」内を通るバリアフリー化された経路を確保することも望まれる。

上記の考え方を考慮して、「星川一里塚公園」については、歩行者ネットワーク形成の観点から、望ましいバリアフリー化の考え方として、対応の考え方(案)を記載している。

3) 星川グラウンド、保土ヶ谷へそ広場

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
グラウンド入口と歩道との境に段差がある。 テニスコートの入口に段差があって危険。		(（仮称)星川中央公園(計画)の整備において対応)	

4. 建築物

1) 保土ヶ谷区役所（保土ヶ谷福祉保健センター、横浜市消防局）

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方（案）	備考
手すりが一段しかない。			手すりの段数 手すりは車いす使用者の利用だけでなく、子供や高齢者の利用を想定すると上下2段設けることが望ましいが、安全の観点から1段を規定している。
出入口に音声誘導設備を設置して欲しい		音による視覚障害者を誘導する設備の設置	

2) 保土ヶ谷警察署

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方（案）	備考
警察署入口の視覚障害者誘導用ブロックの色が識別しにくい。		視覚障害者誘導用ブロックの改善	

3) 保土ヶ谷公会堂・保土ヶ谷図書館

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
公会堂の階段の曲っている部分に手すりが欲しい。		手すりの設置の検討	
点状ブロックが途切れている。線状であるべきところに点状ブロックが敷設されている。		視覚障害者誘導用ブロックの改善	
公会堂付近には放置自転車が多い。		駐輪に対するマナーの啓発等の対策の実施	
公会堂前の排水溝のふたの溝幅が広い。	溝幅 3.0cm×9.0cm	排水溝のふたの改善	溝ふたの構造 格子型の場合には、ピッチ 1.25 センチメートル程度、又は 1.5 センチメートル×10 センチメートル程度とし、円形の場合には直径 2 センチメートル程度以下とする。
公会堂の駐輪場への案内が分かりにくい。		駐輪場までの案内サイン等の改善	

4) ほどがや市民活動センター(アワーズ)

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
アワーズの出入口の視覚障害者誘導用ブロックは部分的にはがれている。		視覚障害者誘導用ブロックの改善	

5) 横浜市西部児童相談所

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方(案)	備考
児童相談所のスロープの位置が分かりにくい。		案内サイン等の改善	

6) ほどがや地域活動ホームゆめ（生活介護）

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方（案）	備考
歩道から「地域活動ホームゆめ」の入口につながる視覚障害者用誘導ブロックがない。		視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	

7) いなげや

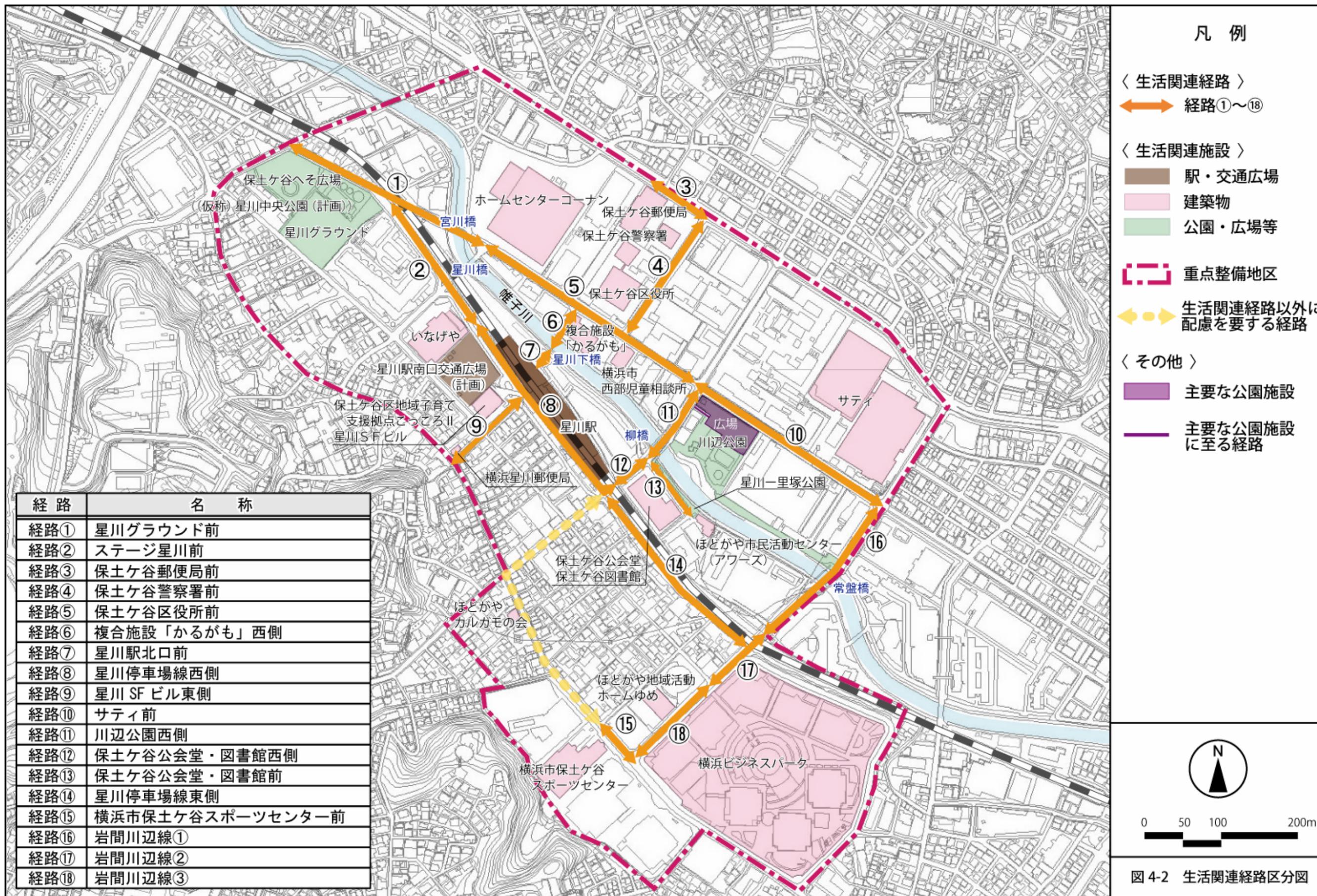
まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方（案）	備考
いなげやの出入口を示す視覚障害者誘導用ブロックが無い。		視覚障害者を誘導する設備の設置	

8) サティ（本館、生活館）

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方（案）	備考
サティの駐輪場付近の自転車が点字ブロックの上に置かれていた。		駐輪に対するマナーの啓発等の対策の実施	

9) 保土ヶ谷郵便局

まちあるき点検等における主な指摘事項	詳細	対応の考え方（案）	備考
歩道から郵便局の出入口につながる視覚障害者誘導用ブロックがない。		視覚障害者誘導用ブロックの改善	
スロープの端にある溝に車いすが落ちてしまう。	幅員 1.6m、階段に併設する傾斜路		有効幅員は、140 センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100 センチメートル以上とすることができる。
歩道から郵便局のスロープの入口の場所がわかりにくい。		案内サイン等の改善	



V 星川駅周辺地区のバリアフリー化のための事業

V-1 事業の基本的な考え方

ここに示した事業の基本的な考え方は、バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿うものであり、鉄道駅・バスターミナル、生活関連施設及び生活関連経路など重点整備地区内においてバリアフリー化の整備を進める際、横浜市として目標とするバリアフリー化の姿を示したものである。

星川駅周辺地区においてバリアフリー化の整備を進める際は、以下に示した基本的な考え方を踏まえて事業を行い、高齢者、障害者等の円滑な移動を確保することにより、すべての人にとって利用しやすい公共交通機関、建築物、公共施設の整備を実現していくことを目標とする。

1. 鉄道駅のバリアフリー化

【移動等円滑化された経路の確保】

- ・ 駅の外部から改札口を経てプラットフォームへ通ずる経路については、高齢者、障害者等すべての人が、可能な限り単独で移動できるよう、バリアフリー化された経路（移動等円滑化された経路）を1ルート以上確保する。
- ・ 移動等円滑化された経路は、鉄道利用者が最も一般的に利用するルート（主動線）に確保することを基本とし、あわせて可能な限り、方面別など複数のルートの確保に努める。

【安全な階段の整備】

- ・ 階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とする。また、移動の負担を軽減するため、手すりの位置や高さなどに配慮する。

【誘導案内設備の整備】

- ・ 案内サインは、情報の内容、表示の方法やデザイン、掲出の位置などを考慮し、誰にでもわかりやすく、見やすいものとし、重点整備地区内での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・ 運行情報の案内、列車接近の警告、事故等の緊急情報については、文字や音声等により情報提供する。
- ・ 駅周辺の道路も含めた連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して視覚障害者誘導用ブロックを設置することにより、視覚障害者の円滑な誘導と安全を確保する。
- ・ 改札口、エスカレーター、トイレ、ホームからの階段、地下鉄駅の地上出入口など鉄道駅における主要な経路や施設・設備については、視覚障害者がより円滑に移動

または利用できるよう支援するため、施設・設備の位置及び内容を知らせる音案内※の設置に努める。

※音案内とは、誘導チャイム等によって施設・設備の位置を告知する音響案内及び「ことば（音声）」によって、施設・設備の位置ならびに設備内容などを伝える音声案内のこと。

【使いやすい設備の整備】

- ・エレベーター、エスカレーター、トイレ、改札口、券売機等の設備は、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- ・トイレについては、空間が確保できる場合、多目的トイレの整備に努める。
- ・乗車券等販売所には、筆談用具を備え、その存在を表示する。

【プラットフォームにおける安全対策】

- ・プラットフォームにおいては、列車との段差及び隙間をできる限り小さくし、円滑な乗降を確保する。
- ・ホームからの転落や列車との接触を防ぐため、警告ブロックやホーム柵の設置等による落下防止措置に努める。

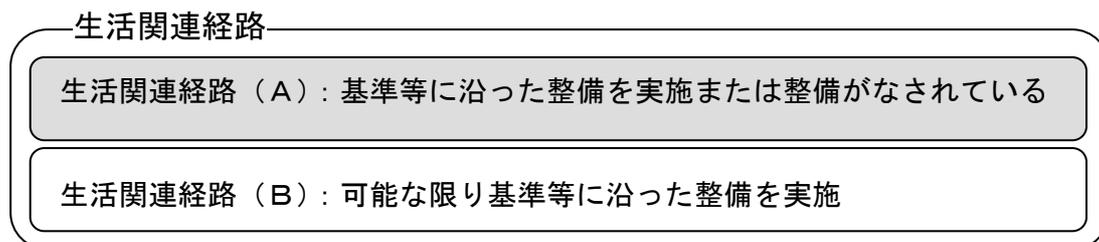
【職員に対する適切な教育訓練】

- ・高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実に努める。

2. 道路等のバリアフリー化

- ・生活関連経路に指定された道路においては、車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員の歩道を連続的に確保する。
- ・歩道は、高齢者、障害者等すべての人が安全で快適に移動できる構造（適切な勾配・段差や平坦部の確保など）とする。
- ・また、雨や雪の場合でも、転倒や車いすのスリップを防ぐため、水たまりができにくく、滑りにくい舗装や構造とする。
- ・案内サイン等は、誰にでもわかりやすく見やすいものになるよう、既存の案内サイン等を活かしながら、重点整備地区全体での連続性、統一性に配慮し整備する。
- ・視覚障害者誘導用ブロックは、連続性や利用者の動線、床材の色等を考慮して敷設し、視覚障害者の円滑な移動を確保する。
- ・生活関連経路の始点・終点においては、歩行空間の連続性に配慮して歩道等の整備をすることとする。
- ・なお、道路等の整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、次に示す『生活関連経路（A）』と『生活関連経路（B）』の2つに区分する。

■生活関連経路の区分と整備目標



【生活関連経路（A）】

- ・生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準に沿った整備がなされている経路

【生活関連経路（B）】

- ・生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路Aに設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）

- ・なお、早期に整備の実施が難しいため、生活関連経路に設定できない経路を、次に示す『生活関連経路以外に配慮を要する経路』とする。

【生活関連経路以外に配慮を要する経路】

- ・生活関連施設間の経路であるが、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約から、早期の整備実施が難しいため、生活関連経路に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、将来的なまちづくり計画等の機会をとらえて整備を検討することが必要な経路

3. 交通安全施設等のバリアフリー化

- ・道路横断の安全を確保するため、バリアフリー化に対応した信号機を整備する。なお、広い交差点においては、方向定位に配慮するなど、視覚障害者の誘導に十分配慮する。また、横断距離が長い場合は、高齢者や障害者等が安全に横断できる信号の青時間確保に配慮する。さらに、音響式信号機については、周囲の環境等を考慮し、利用者が横断するための的確に判断できる音量の調整について検討を行う。
- ・歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐車対策の強化や、必要に応じて交通規制の実施を検討する。

4. バスのバリアフリー化

- ・バリアフリー化に対応したバス車両の導入を推進する。

- ・バス車両内には、筆談用具を備え、その存在を表示する。
- ・高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいバス停留所を整備する。また、空間が確保できる場合、防風及び雨天を考慮した上屋の設置に努める。
- ・高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、職員の教育訓練の充実を図る。
- ・ノンステップバスの運行情報について、利用者に対し、インターネット等を活用した情報提供に努める。

5. 都市公園のバリアフリー化

- ・都市公園のバリアフリー化にあたって、「特定公園施設の例外規定」*が設けられている趣旨を踏まえ、地形や自然環境の保全等を考慮した形でのバリアフリー化が求められる。上記を踏まえ、以下の考え方に基づき、整備に努めるものとする。
 - ・『主要な公園施設』は、不特定かつ多数のものが利用し、また主として高齢者、障害者等の利用が見込まれる施設とする。
 - ・出入口から『主要な公園施設』に至る経路は、都市公園移動等円滑化基準に適合させるよう努めるものとし、経路の設定にあたっては、重点整備地区における一体的なバリアフリー化のため、生活関連経路との連続性を考慮して設定することが望まれる。

【主要な公園施設】

- ・修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められる公園施設。

※「特定公園施設の例外規定」：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則」第二条

6. 建築物（生活関連施設）のバリアフリー化

- ・すべての人が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるよう道路等敷地の外部から施設内までの移動経路を確保する。
- ・施設内においては、高齢者、障害者等すべての人が円滑に水平・垂直移動できるよう努める。
- ・高齢者、障害者等すべての人が施設及び設備を円滑に移動または利用できるよう支援するため案内情報の設置に努める。
- ・一定時間滞在する施設においては、高齢者、障害者等が利用しやすいトイレの設置

に努める。

- ・施設及び設備の整備にあたっては、高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいものとする。
- ・高齢者、障害者等に対して、お客様として適切な対応や必要な介助を行うことができるよう、施設職員の教育訓練の充実を図る。

V-2 バリアフリー化のための事業の目標年次

星川駅周辺地区におけるバリアフリー化の事業は、事業の実施期間を考慮し、原則、基本構想策定から5年後の平成27年度までを目標に実施する。

また、本基本構想の策定段階において実施予定時期を明確にできない事業や実現が長期化すると考えられる事業については、「今後機会を捉えて整備を検討」と設定する。

V-3 特定事業及びその他の事業

「特定事業」は、旅客施設等に関する「公共交通特定事業」、道路に関する「道路特定事業」、信号機の設置等に関する「交通安全特定事業」、公園に関する「都市公園特定事業」、建築物に関する「建築物特定事業」等に分けられる。また、これらの「特定事業」と合わせて実施すべき事業として「その他の事業」がある。

星川駅周辺地区において実施する「公共交通特定事業」「道路特定事業」「都市公園特定事業」「建築物特定事業」「交通安全特定事業」「その他の事業」は、80頁以降に示すとおりである。

ここに示した各事業は、星川駅周辺地区におけるバリアフリー化のための課題を踏まえ設定したものであり、原則として平成27年度までを目標に、事業の実施へ向け取り組むものである。

事業の実施にあたっては、次頁に示したバリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準やガイドラインに沿った整備を行うこととする。

また、効果的なバリアフリー化を実現するため、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会など各事業主体は、関係する事業間の実施時期や内容に関して十分な連携・整合を図ることとする。特に、案内サインの設置については、基本的に「横浜市公共サインガイドライン」に基づき整備する。さらに、本ガイドラインで示されている施設以外で本基本構想において位置づけられた施設に誘導する場合は、その必要性も含め、関係事業者と連携し別途検討することとする。

なお、ここに示した「特定事業」及び「その他の事業」に挙げられていない事業であっても、星川駅周辺地区における移動等の円滑化を図るために必要な事業については、各事業主体が、前項に示した「事業の基本的な考え方」を踏まえ、バリアフリー化の推進に努めることとする。

【バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準及びガイドライン】

名称	発行年／発行者
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	平成 18 年 12 月 政令
移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準	平成 18 年 12 月 国土交通省令
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	平成 18 年 12 月 国家公安委員会規則
公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン	平成 19 年 7 月 交通エコロジー・モビリティ財団
公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン	平成 19 年 7 月 交通エコロジー・モビリティ財団
改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	平成 20 年 2 月 財団法人 国土技術研究センター
ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり	平成 20 年 2 月 社団法人 日本公園緑地協会
高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	平成 19 年 人にやさしい建築・住宅協議会

【参考】

名称	発行年／発行者
横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	平成 17 年 3 月 横浜市健康福祉局
横浜市公共サインガイドライン	平成 15 年 7 月 横浜市都市整備局
横浜市案内サイン整備計画マニュアル	平成 21 年 横浜市道路局

1. 公共交通特定事業

1) 相模鉄道株式会社

事業箇所	主な事業内容※1	平成27年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
星川駅	・案内サイン等の設置	○		連続立体交差事業にあわせて整備
	・ホームと車両の段差の改善		○	車両とホームの段差を小さくした新型車両に順次代替していく
	・トイレのドアの取っ手を使いやすい設備に改善	○		※実施済み
	・エレベーターの点字表示の改善	○		※実施済み
	・エレベーター利用マナーの向上に関するPR活動の推進	○		※実施済み
	・バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿ったバリアフリー化整備の実施	○		
	・職員の教育訓練の充実	○		

※1：公共交通特定事業の実施に当たっては「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」、「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」および「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等の内容を踏まえ、公共交通特定事業計画の検討に努めることとする。

2) 相鉄バス株式会社

事業箇所	主な事業内容※1	平成27年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
バス停留所 (星川駅) 付近	・バスポールにおける点字表示の設置検討		○	一部停留所のみでの対応ではなく、バス路線は、交通インフラのネットワークとして位置づけ、事業者、行政等をはじめ関係者で議論を深めることが望ましい。
重点整備地区全域	・職員の教育訓練の充実	○		
	・ノンステップバスの増加		○	

※1：公共交通特定事業の実施に当たっては「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」、「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」および「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」等の内容を踏まえ、公共交通特定事業計画の検討に努めることとする。

2. 道路特定事業

1) 国土交通省

事業箇所	主な事業内容	平成27年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
経路3	・既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		

2) 横浜市（保土ヶ谷区、道路局）

事業箇所	主な事業内容	平成27年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
経路 1-1	・バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿ったバリアフリー化整備の実施	○		連続立体交差事業および関連道路事業にあわせて整備
経路 1-2	・歩行空間の確保		○	宮川橋の整備にあわせて検討
経路 2	・バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿ったバリアフリー化整備の実施	○		連続立体交差事業および関連道路事業にあわせて整備
経路 4	・歩道面の平坦性の改善	○		警察側歩道の人孔高調整
	・既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		黄色に変更
	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	○		連続的な敷設
	・歩道と車道の段差の改善	○		保土ヶ谷警察署前交差点において実施
	・横断歩道に接続する歩道の平坦部の確保	○		

事業箇所	主な事業内容	平成27年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
経路 5-1	・歩行空間の確保		○	街路灯、電柱の移設に関し 公開空地所有者、地下埋設 企業との調整が必要
	・歩道面の平坦性の改善	○		植樹柵の改善
	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	○		星川駅から児童相談所まで の連続的な敷設
経路 5-2	・歩行空間の確保	○		植樹柵の改善
	・歩道面の平坦性の改善	○		
経路 8	・バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準や 横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準 に沿ったバリアフリー化整備の実施	○		連続立体交差事業および関 連道路事業にあわせて整備
	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	○		
経路 9	・横断歩道に接続する歩道の平坦部の確保	○		星川駅入口交差点の道路高 を調整
	・車止めの色の改善	○		
	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	○		公開空地所有者との調整が 必要
	・歩道の平坦部の確保	○		

事業箇所	主な事業内容	平成27年度まで を目標に整備	今後機会を捉え て整備を検討	備考
経路 10	・歩道の平坦部の確保		○	道路区域と公開空地を一体的に整備することで確保
	・横断歩道と接続する歩道の平坦部の確保		○	
	・既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		黄色に変更
	・照度の確保の検討	○		川辺公園前の照度の確保
経路 11	・歩行空間の確保	○		植樹柵の改善
	・歩道の平坦部の確保		○	道路区域と公開空地を一体的に整備することで確保
	・照度の確保の検討	○		柳橋上の照度の確保
経路 12	・排水溝のふたの改善	○		公会堂前の横断歩道部において実施
	・既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		
	・歩道と車道の段差の改善		○	道路区域と区役所所有地を一体的に整備することで確保 公会堂前の横断歩道部において実施
経路 14	・バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿ったバリアフリー化整備の実施	○		連続立体交差事業および関連道路事業にあわせて整備

事業箇所	主な事業内容	平成 27 年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
経路 15	・ 既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		黄色に変更
	・ 横断歩道と接続する歩道の平坦部の確保		○	道路区域と公開空地を一体的に整備することで確保
経路 16	・ 歩道面の平坦性の改善	○		帷子川左岸川辺公園側におけるインターロッキングのがたつき修正
	・ 車止めの位置の改善	○		
	・ 根上がりの改善	○		連続立体交差事業に合わせた道路高さの検討が必要
経路 17	・ 踏切及び踏切南側の歩道の平坦部の確保	○		連続立体交差事業および関連道路事業にあわせて整備
	・ 根上がりの改善		○	道路区域と公開空地を一体的に整備することで確保
経路 18	・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設	○		神戸町第二公園前の横断歩道部において実施
	・ 車止めの位置の改善	○		
	・ 歩行空間の確保	○		西側歩道部において実施

3. 交通安全特定事業

1) 神奈川県公安委員会

事業箇所	主な事業内容	平成27年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> ・音響式信号機等の設置 ・違法駐車取締りの強化 ・違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進 ・標識・標示の視認性の確保 ・交通規制の実施 		○	
経路3	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーに適合した信号機への改良の検討 		○	
経路10	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者用青時間の延長の検討 		○	
生活関連経路以外に配慮を要する経路	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者用信号機の設置の検討 		○	

4. 都市公園特定事業

1) 横浜市（保土ヶ谷区、環境創造局）

事業箇所	主な事業内容	平成27年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
川辺公園	・案内サイン等の改善	○		※実施済み
	・トイレ出入口の段差の明示	○		※実施済み
	・出入口の平坦性の改善	○		※実施済み
	・階段段差の認知の検討	○		※実施済み
	・照度の確保の検討	○		※実施済み
	・出入口の段差の改善	○		※実施済み
星川一里塚公園	・出入口のオブジェの撤去	○		※実施済み

2) 横浜市（環境創造局）

事業箇所	主な事業内容	平成27年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
保土ヶ谷へそ広場 星川グラウンド	・バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿ったバリアフリー化整備の実施	○		（仮称）星川中央公園（計画）の整備において対応

5. 建築物特定事業

1) 横浜市（保土ヶ谷区）

事業箇所	主な事業内容	平成 27 年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
保土ヶ谷区役所	・音による視覚障害者を誘導する設備の設置		○	
	・既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善		○	※実施済み
	・階段途中の手すりの突き出た部分の改善		○	
保土ヶ谷公会堂・保土ヶ谷図書館	・手すりの設置の検討	○		
	・既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		
	・駐輪に対するマナーの啓発等の対策の実施	○		
	・排水溝のふたの改善	○		
	・駐輪場までの案内サイン等の改善		○	

2) 保土ヶ谷警察署

事業箇所	主な事業内容	平成 27 年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
保土ヶ谷警察署	・既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善		○	

3) 横浜市（こども青少年局）

事業箇所	主な事業内容	平成 27 年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
横浜市西部児童相談所	・案内サイン等の改善	○		

4) 社会福祉法人ほどがや

事業箇所	主な事業内容	平成 27 年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
ほどがや地域活動ホームゆめ	・既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		

5) NPO 法人中途障害者地域活動センター ほどがやカルガモの会

事業箇所	主な事業内容	平成 27 年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
ほどがやカルガモの会	・視覚障害者を誘導する設備の設置		○	

6) コーナン商事株式会社

事業箇所	主な事業内容	平成 27 年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
ホームセンターコーナン	・視覚障害者を誘導する設備の設置		○	

7) 三井不動産株式会社、株式会社相鉄ビルマネジメント（テナント：株式会社いなげや）

事業箇所	主な事業内容	平成 27 年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
いなげや	・視覚障害者を誘導する設備の設置		○	

8) 株式会社マイカル

事業箇所	主な事業内容	平成 27 年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
サティ	・駐輪に対するマナーの啓発等の対策の実施	○		
	・既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		

9) 郵便事業株式会社

事業箇所	主な事業内容	平成 27 年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
保土ヶ谷郵便局	・案内サイン等の改善	○		

10) 郵便局株式会社

事業箇所	主な事業内容	平成 27 年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
横浜星川郵便局	・視覚障害者を誘導する設備の設置	○		

6. その他の事業

1) 横浜市（道路局）

事業箇所	主な事業内容	平成27年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
星川駅付近（南側）	・エレベーターへの案内サイン等の改善	○		※実施済み
バス停留所 （星川駅）付近	・視覚障害者誘導用タイルの敷設	○		※実施済み
経路 1-2	・踏切部分の歩行空間の確保	○		連続立体交差事業および関連道路事業による踏切除却にあわせて整備
経路 8				
経路 17				
星川駅南口交通広場 （計画）	・バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準や横浜市福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に沿ったバリアフリー化整備の実施	○		連続立体交差事業および関連道路事業にあわせて整備

2) 横浜市（保土ヶ谷区）

事業箇所	主な事業内容	平成 27 年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
放置自転車禁止区域	・ 放置自転車対策の実施	○		
経路 12	・ 音声装置の柱の移設	○		
	・ 既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		
	・ 歩行空間の確保	○		
	・ 歩道の平坦部の確保		○	
	・ 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設		○	
経路 13	・ 公会堂までの横断箇所の明示	○		
	・ 歩道の平坦部の確保		○	
	・ 既設の視覚障害者誘導用ブロックの改善	○		

3) 保土ヶ谷警察署

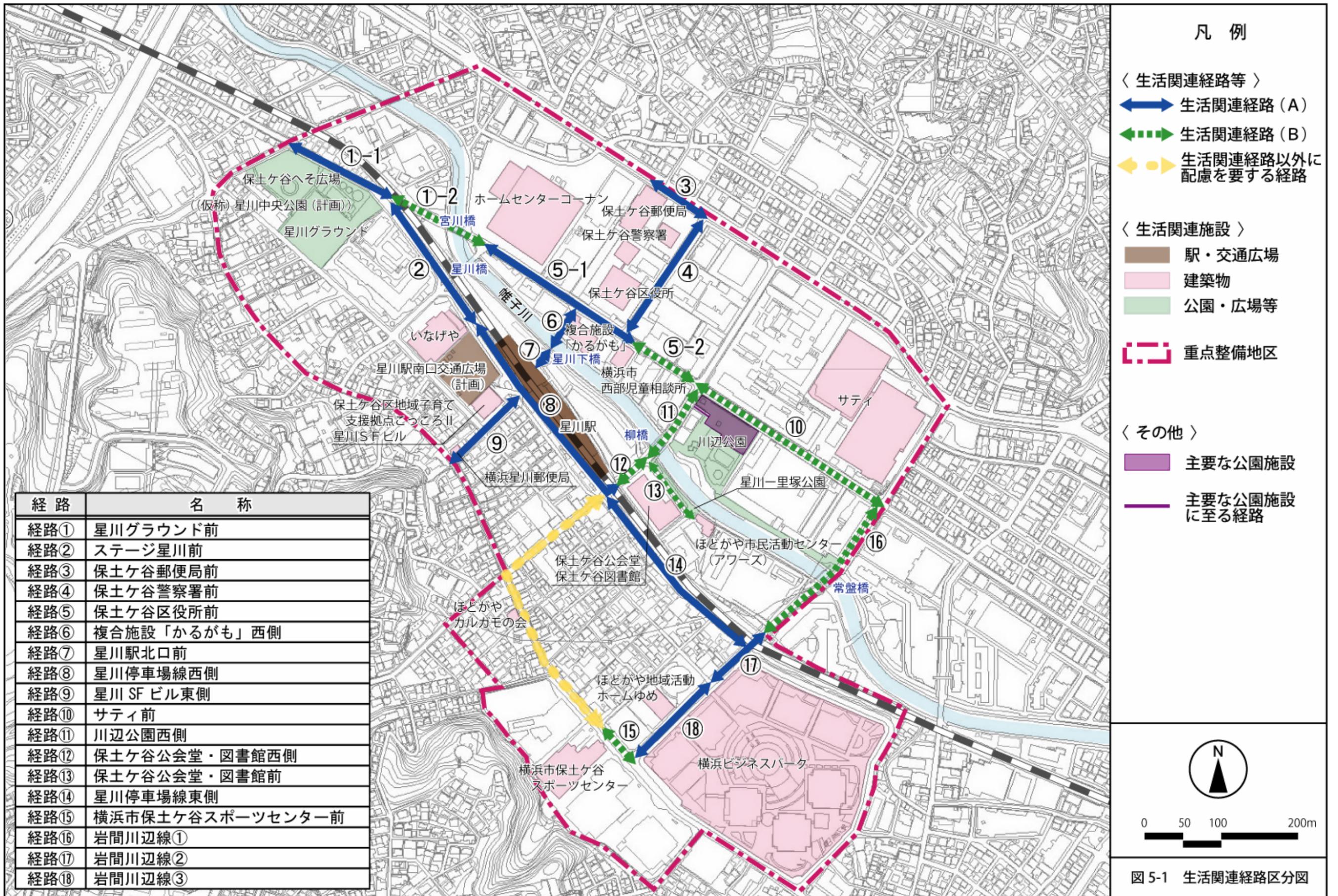
事業箇所	主な事業内容	平成 27 年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備考
重点整備地区全域	・ 自転車の走行マナーの向上に関する広報・啓発活動の推進		○	
	・ バイクへの指導・取締りの強化		○	

4) 三井不動産レジデンシャル株式会社、相鉄不動産株式会社

事業箇所	主な事業内容	平成 27 年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備 考
経路 5-2	・ 歩行空間の確保	○		

5) NREG 東芝不動産株式会社

事業箇所	主な事業内容	平成 27 年度までを目標に整備	今後機会を捉えて整備を検討	備 考
経路 5-2	・ 歩行空間の確保	○		



V-4 今後検討が必要な事項

(1) 建築物のバリアフリー

経路と建築物のそれぞれがバリアフリー化されても、経路と建築物の間に段差などのバリアが存在すれば、利用に困難が伴う。そのため、本基本構想では、生活関連経路から建築物の出入口に至るまでバリアフリー化された経路を確保することを目標として、地区部会での検討や建築主等と調整の上、建築物特定事業を位置づけている。

一方、建築物内のバリアフリー化については、建築物の所有者、管理者、占有者（テナント）の三者が協力してバリアフリー化する必要があり、建替え等の大規模な改修の機会でなければ整備が実施できないなどのケースもある。

そのため、本基本構想において生活関連施設として設定した建築物内のバリアフリー化については、建築主等は建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところから既存施設のバリアフリー化に努めるとともに、建替えや大規模な改修時などの機会をとらえて、同基準に適合するよう検討の上、整備することが必要である。

(2) 都市公園のバリアフリー

本基本構想では、公園機能を有する保土ヶ谷へそ広場、星川グラウンドを生活関連施設として設定している。これらの公園については、今後、（仮称）星川中央公園（平成27年度供用開始予定）としての整備が予定されている。

（仮称）星川中央公園（計画）の整備の際には、バリアフリー新法に基づく基準・ガイドラインに沿った整備が求められるとともに、星川駅周辺地区の一体的なバリアフリー化のため、本基本構想で設定した生活関連経路との連続性を考慮した整備が望まれる。

公園管理者等は、上記を考慮して、都市公園特定事業計画を検討し、バリアフリー化に向けた整備に努める必要がある。

(3) 生活関連経路以外に配慮を要する経路について

星川駅周辺地区の南側に位置する「ほどがやカルガモの会」は、中途障害者地域活動センターとして、高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であり、主に星川駅からの徒歩による施設であるため、生活関連施設として選定している。

その前面道路などの当該施設へ至る経路の一部は、現状、歩道が設置されておらず、安心カラーベルトにより整備されており、基本構想検討過程において、「歩行空間が狭い」など多くの意見があった。

しかしながら、当該経路のうち、特に「ほどがやカルガモの会」の前面道路は、バス路線であるため車道幅員を一定程度確保する必要があり、歩道を設置するためには、用地買収を伴う大規模な整備をする必要があることから、早期解決は難しいと考えられる。

このため、本基本構想では、星川駅から「ほどがやカルガモの会」に至る経路の一部を生活関連経路として設定せず、「生活関連経路以外に配慮を要する経路」として設定している。

今後「ほどがやカルガモの会」に至るバリアフリー化された経路を確保するためには、将来的なまちづくり計画を検討する機会を捉えて、検討していくことが必要である。

(4) 特定事業等と連続立体交差事業等との整合について

星川駅周辺地区では、現在、連続立体交差事業および関連道路事業が進められている。当該事業は、星川駅周辺地区における核となる事業であり、本基本構想で設定した特定事業等の実施に際しては、当該事業と整合を図りながら、一体的に事業を進める必要がある。

このため、当該事業に影響を受ける特定事業等については、連続立体交差事業等の進捗にあわせて整備する必要がある。

VI 基本構想策定後の事業推進にあたって

1. 円滑な各種特定事業計画の策定・事業の実施

- ・横浜市、事業者、市民は、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において「移動等円滑化を進めるにあたっては、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である」と規定されていることを踏まえ、互いに協力して、高齢者・障害者等にとって、より使いやすい整備と円滑な事業の推進に努めることとする。
- ・横浜市は、基本構想策定後、関係事業者が円滑な事業実施を行うために、事業者間、及び高齢者・障害者等との情報交換・意見交換の促進に努めることとする。
- ・事業者は、特定事業計画の立案、及び特定事業の実施にあたり、整備内容や配慮すべき事項について、高齢者・障害者等の意見を反映させるように努めることとする。
- ・市民は、移動等円滑化を推進するため、交通のバリアフリー化等の事業を実施するにあたり、一人一人がお互いを理解するとともに、障害者等の移動の妨げとなる違法駐輪等の自粛や自転車走行マナーに心掛け、障害者等移動困難者の介助を行うなど、互いに支え合い、思いやり、協力するように努めることとする。

2. 事業の進捗管理及び事業の評価

- ・横浜市は事業の進捗管理や事業評価の必要性を鑑み、その手法について検討していくこととする。

3. 進捗状況及び事業内容の広報

- ・横浜市と事業者は連携して、施設が有効に利用されるように、バリアフリー化の事業の進捗状況、及びバリアフリー化された施設の位置や利用の仕方などの利用案内について、広報に努めることとする。

4. 新たな技術開発の動向を踏まえたバリアフリー化のための事業の見直し

- ・歩行空間のバリアフリー化には、物理的なバリアの解消とともに、情報提供などの支援も求められており、現在、最先端の情報通信技術を活用した新たな歩行支援システムなど、バリアフリー化に関する技術開発が進められている。このような新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じて、バリアフリー化のための事業の見直しについて検討を行うものとする。

資料編

資料1. バリアフリー基本構想策定に係る主な検討経緯

資料2. 横浜市における基本構想の検討体制

資料3. 星川駅周辺地区部会まちあるき点検のまとめ

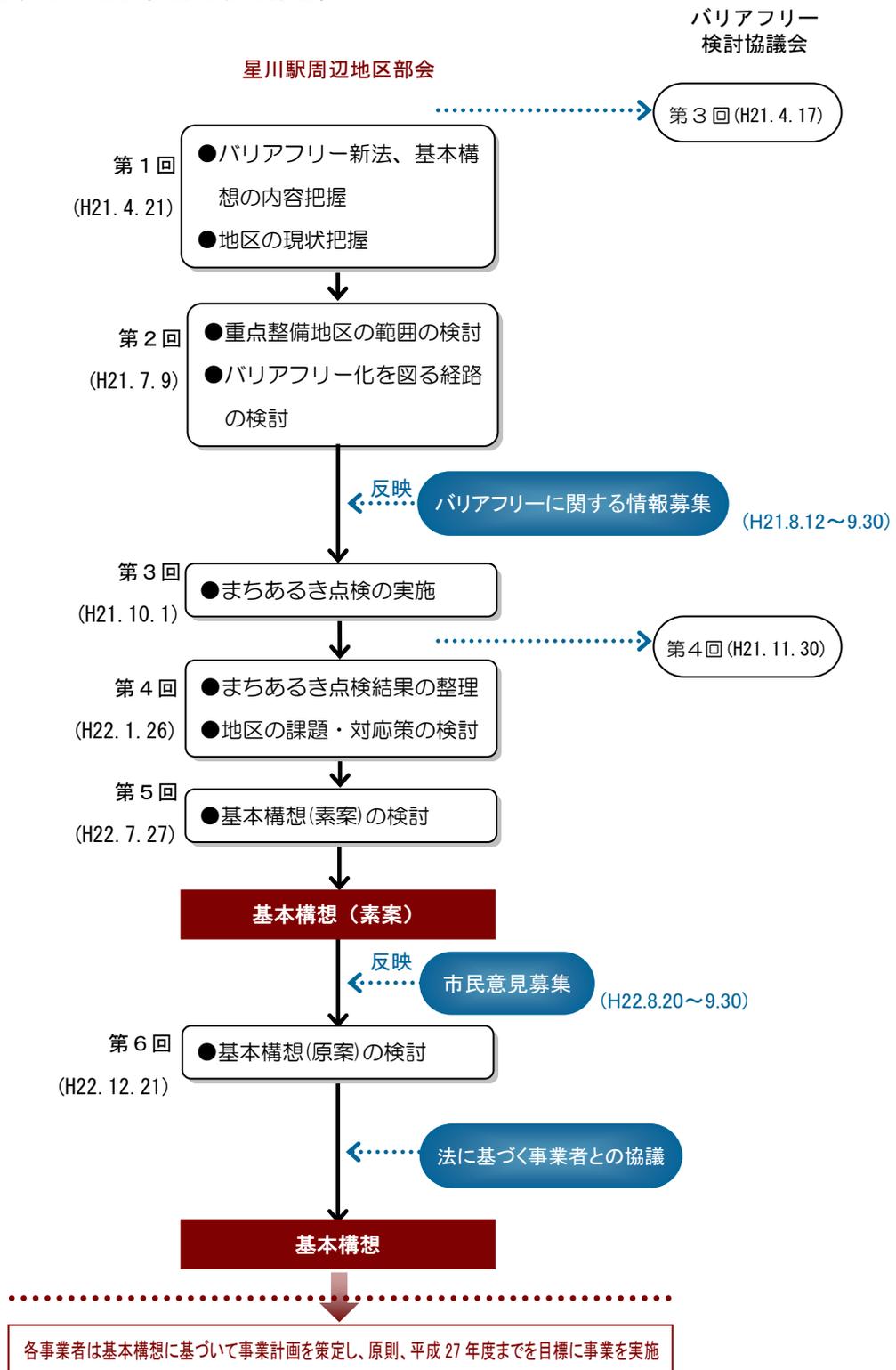
資料4. バリアフリーに関する情報募集の結果について

資料5. 星川駅周辺地区基本構想素案への意見と対応

資料1. バリアフリー基本構想策定に係る主な検討経緯

本基本構想の策定に当たっては、学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者・行政機関などから構成される横浜市バリアフリー検討協議会と星川駅周辺地区部会を設置し、検討を進めた。

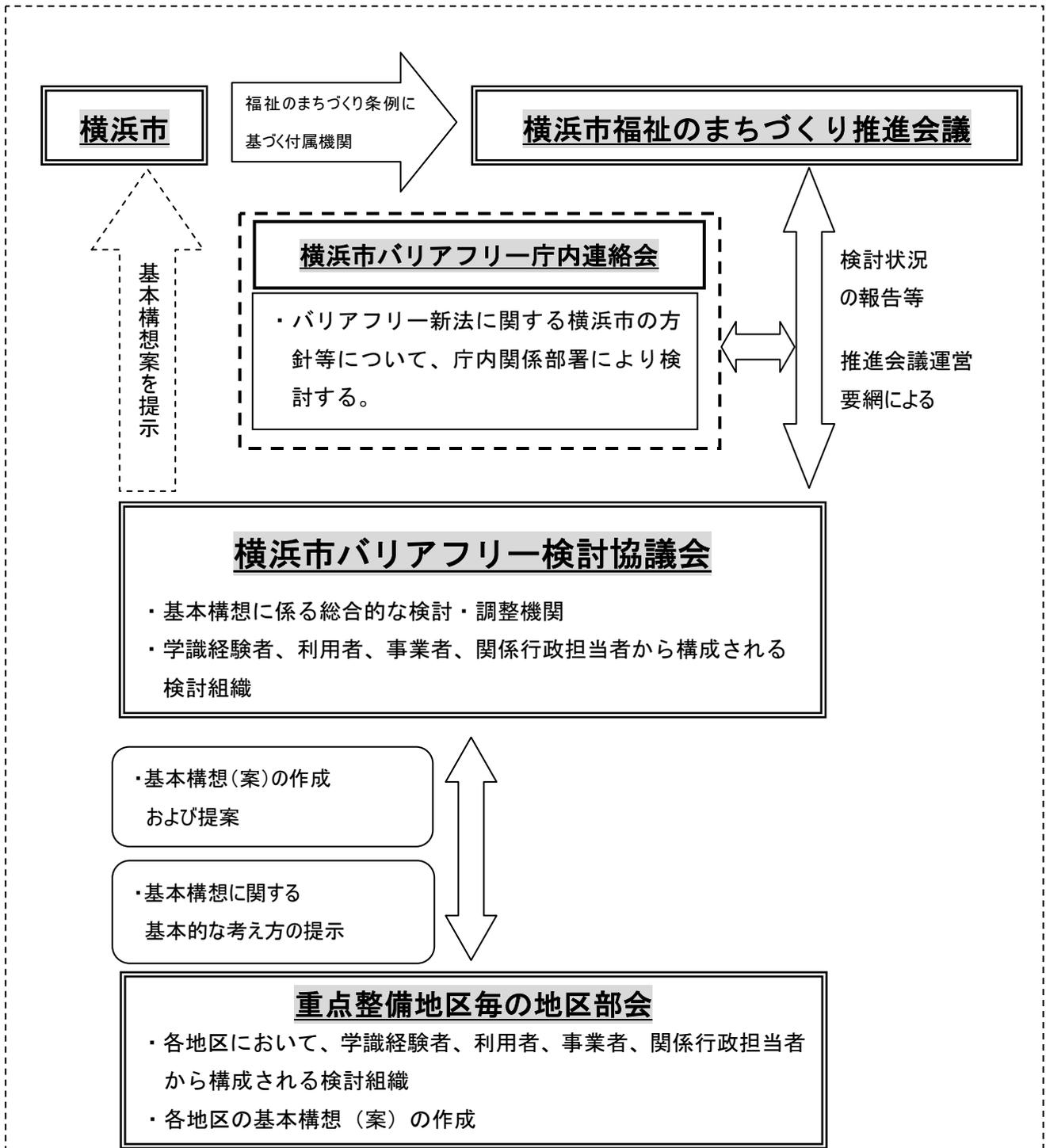
その検討経緯は、以下に示すとおりである。



資料2. 横浜市における基本構想の検討体制

基本構想策定に際しては、高齢者・障害者等の移動や施設利用の実態を踏まえ、そのニーズに的確に対応した構想を作成することが求められています。また、バリアフリー化のための事業の実施主体となる公共交通（鉄道・バス）事業者、道路管理者、公園管理者、公安委員会などの協力が必要です。

これらを踏まえ、横浜市では、以下に示す体制で基本構想に係る事項の検討を行いました。



横浜市バリアフリー検討協議会運営要綱

制定 平成 20 年 8 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）に基づく基本構想等について検討・協議を行うため、横浜市福祉のまちづくり推進会議運営要綱第 9 条に規定する横浜市バリアフリー検討協議会（以下「協議会」という。）の運営に必要な基本事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 重点整備地区の選定に関すること
- (2) バリアフリー基本構想（案）の検討
- (3) バリアフリー基本構想に位置づけられた特定事業に係る協議
- (4) 法第 27 条に基づく基本構想の作成等の提案に係る事項の検討及び意見の提示
- (5) バリアフリー基本構想に基づく各種特定事業計画への意見の提示
- (6) バリアフリー基本構想に基づく事業等の事後評価に係る検討
- (7) その他バリアフリー基本構想に係る横浜市全般の調整・検討

(委員構成)

第 3 条 協議会は次の各号に掲げる者により構成し、市長が委嘱等を行う。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 事業者
- (3) 関係団体を代表とする者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、第 1 期委員の任期は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を求めることができる。

4 協議会には、各地区のバリアフリー基本構想の検討のため、地区部会を置くことができる。

5 協議会には、その他個別の課題の検討のため必要に応じて、部会を置くことができる。

(庶 務)

第7条 協議会の事務局は、横浜市道路局企画課が行う。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年 8月18日から施行する。

横浜市バリアフリー検討協議会委員名簿

- ・首都大学東京大学院
- ・茨城大学
- ・横浜国立大学大学院
- ・東洋大学
- ・兵庫県立福祉のまちづくり研究所
- ・横浜市視覚障害者福祉協会
- ・横浜市中途失聴・難聴者協会
- ・横浜市脳性マヒ者協会
- ・横浜市心身障害児者を守る会連盟
- ・特定非営利活動法人アニミ
- ・特定非営利活動法人ビーのびーの
- ・横浜市建築事務所協会
- ・国土交通省関東運輸局交通環境部
- ・国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所
- ・神奈川県警察本部交通部
- ・神奈川県バス協会
- ・東日本旅客鉄道株式会社
- ・東海旅客鉄道株式会社
- ・東京急行電鉄株式会社
- ・京浜急行電鉄株式会社
- ・相模鉄道株式会社
- ・横浜市交通局高速鉄道本部
- ・横浜市道路局道路部
- ・横浜市建築局指導部
- ・横浜市都市整備局
- ・横浜市環境創造局施設管理部
- ・横浜市健康福祉局地域福祉保健部
- ・横浜市道路局計画調整部

(平成 21 年 11 月 30 日現在)

横浜市バリアフリー基本構想の検討に係る地区部会運営要綱

制定 平成 22 年 7 月 16 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第 25 条に基づく移動等円滑化基本構想等について各地区の具体的な検討を行うため、横浜市バリアフリー検討協議会運営要綱第 6 条第 4 項に基づき設置する地区部会の運営に必要な基本的事項を定める。

(検討対象)

第 2 条 地区部会は、次の各号に掲げる事項の検討を行う。

- (1) 重点整備地区の範囲の設定に関すること
- (2) 重点整備地区を対象にしたバリアフリー基本構想（案）に関すること
- (3) バリアフリー基本構想に位置づけられる特定事業に関すること

(委員構成)

第 3 条 地区部会は次の各号に掲げる者により構成し、組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 事業者
- (3) 関係団体を代表とする者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、地区部会の運営上必要と認められる者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(部会長及び副部会長)

第 5 条 地区部会に部会長 1 名を置き、必要に応じて副部会長 1 名を置く。

2 部会長及び副部会長は、学識経験者をもってあてる。

3 部会長は、地区部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

5 副部会長が置かれていない場合においては、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員の中から部会長が予め指名する者がその職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 地区部会の会議は、部会長の求めに応じ事務局が召集し、部会長がその議長となる。

2 地区部会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を求めることができる。

(事務局)

第 7 条 地区部会の事務局は、原則として横浜市道路局企画課及び重点整備地区が存する区役所区政推進課が行うものとする。

(補 則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、地区部会の運営に関し、必要な事項は、部会長が地区部会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

星川駅周辺地区部会委員名簿

- ・横浜国立大学大学院工学研究院（部会長・副部会長）
- ・保土ヶ谷区社会福祉協議会
- ・保土ヶ谷区肢体障害者福祉協会
- ・保土ヶ谷区視覚障害者福祉協会
- ・保土ヶ谷区聴覚障害者福祉協会
- ・保土ヶ谷区肢体不自由児父母の会
- ・ハートの会（障害児者訓練会）
- ・ほ도가や地域活動ホーム ゆめ
- ・星川地域ケアプラザ
- ・NPO 法人中途障害者地域活動センター ほ도가やカルガモの会
- ・保土ヶ谷区地域子育て支援拠点 こっころ
- ・岩間地区連合町内会
- ・中央連合町内会
- ・相模鉄道株式会社経営管理部
- ・相模鉄道株式会社プロジェクト推進部建設第二課
- ・神奈川県横浜治水事務所工務部河川第一課
- ・神奈川県保土ヶ谷警察署交通課
- ・国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所交通対策課
- ・道路局計画調整部企画課
- ・道路局道路部施設課
- ・建築局指導部建築企画課鉄道交差調整担当
- ・健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課
- ・保土ヶ谷区福祉保健センター福祉保健課
- ・保土ヶ谷土木事務所
- ・保土ヶ谷区総務部区政推進課
- ・道路局計画調整部企画課交通計画担当

（平成 22 年 12 月 21 日現在）

資料3. 星川駅周辺地区部会まちあるき点検のまとめ

1. 開催日時

平成21年10月 1日（木） 10:00~16:30

2. 集合場所

横浜市西部児童相談所

3. まちあるき点検ルート

コース1：横浜市西部児童相談所→（点検始）複合施設「かるがも」→保土ヶ谷区役所
→保土ヶ谷警察署→保土ヶ谷郵便局→横浜市西部児童相談所→サティ
→川辺公園付近（点検終）→横浜市西部児童相談所

コース2：横浜市西部児童相談所→複合施設「かるがも」→（点検始）星川駅
→保土ヶ谷区地域子育て支援拠点こっころⅡ星川SFビル→バスターミナル
→星川駅南口交通広場（計画）→いなげや→星川グラウンド
→保土ヶ谷へそ広場→ホームセンターコーナン→横浜市西部児童相談所（点検終）

コース3：横浜市西部児童相談所→（点検始）川辺公園→川辺公園（帷子川沿い）→星川
一里塚公園→ほどがや市民活動センター（アワーズ）→保土ヶ谷公会堂
→保土ヶ谷図書館→川辺公園（点検終）→横浜市西部児童相談所

コース4：横浜市西部児童相談所→（点検始）常盤橋→ほどがや地域活動ホームゆめ
→横浜市保土ヶ谷スポーツセンター→横浜ビジネスパーク
→サティ付近の交差点（点検終）→横浜市西部児童相談所

※コース図は、図4-1（P41）参照

4. 参加者

参加者数 62名（内、障害福祉関係者20名、事業者20名、その他22名）

5. まちあるき点検ワークショップの結果

まちあるき点検ワークショップで出された主な指摘事項は、110~116ページに示すとおりです。

まちあるき点検結果

1. 駅などの交通施設の問題点

対象：星川駅

	2コース
①トイレ	星川駅のトイレの入口のドアの取っ手が小さい。[2-1-1]
②案内情報の問題	星川駅のトイレの点字ブロックが案内表示板の前で途切れている。[2-1-2] 星川駅のエレベーターの位置(1F)が出入口まで遠い。位置が分かりづらい。[2-4]
③エレベーター	星川駅のエレベーターのボタンにある点字の凹凸が少なく、分かりにくい。[2-2]

対象：バス停留所（星川駅）付近

	2コース
①案内情報の問題	駅前広場のバス停の乗り場がどこにあるかを示す視覚障害者誘導用ブロックがない。[2-9-1] 駅前広場のバス停の時刻表等の案内板には点字がない。[2-9-2]
②その他	タイルのはがれているところが補修されていない。[2-9-3]

[] 内の数字は、P121 の位置番号に対応

2. 経路等の問題点

対象：歩道等

	1コース	2コース	3コース	4コース
① 移動経路 における 構造上の 問題	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道がマンホールの部分で下がっていて、平坦でない。[1-7] ・水道道の歩道は植栽ますにツリーサークルがないため、歩道が狭い。[1-18] ・リバーサイド星川の駐車場出入口付近のインターロッキングががたついている。[1-21] ・タイルがはがれていたりがたつきがある部分がある。[1-23-2] ・サティ前歩道は、狭くて通りづらい。[1-25] ・パークシティ前の交差点の歩道上隅切り部は、すり付け勾配が急で車いすが使いにくい。[1-26-1] ・公開空地に車が駐車することがあるので、車が入れる箇所には、車止めがあればよいと思う。[1-28] ・警察署角の横断歩道は、歩道の切り下げが一致していない。[1-31-1] ・歩道上に根上がりによる凹凸がある。[1-34] 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便局近くの歩道は歩道切下げ部の勾配がきつい(5.8%)。[2-6] ・星川郵便局前の歩道はすり付け勾配がきつい(6.3%)。[2-7-1] ・マンション前の歩道の植栽ますの段差が危険。[2-11] ・宮川橋(左岸側)は水管橋のコンクリートで歩道幅が狭い(73cm)。[2-15] ・区役所前の道路の歩道では植樹ますで段差ができていて危険である。[2-21] 	<ul style="list-style-type: none"> ・柳橋の舗装ははげている箇所がある。[3-14] ・公会堂脇の通路には平らな部分が少ない。(勾配18%) [3-21] ・公会堂横の横断歩道部分では、排水溝が横断歩道上にあり、排水溝のふたが横断歩道上にあり、溝幅も広い。[3-29-1] ・公会堂横の横断歩道部分では、歩車道の段差が大きい。(4.5cm) [3-29-2] ・横断歩道部の視覚障害者誘導用ブロックの幅が不足している。[3-29-5] ・公会堂脇の歩道は、車の出入口の横断勾配が急。(12.7%) [3-30-2] ・安心カラーベルトが狭く、車いすでは危険。[3-32] ・柳橋入口の勾配が急。20%(水道局側)、13.5%(線路側) [3-33] ・ろうきん前の歩道は両側とも狭い(110cm)(140cm)。ツリーサークルの段差がある。[3-34] ・ろうきん前の歩道の横断勾配が急。(6.7~6.9%) [3-35] ・常盤橋手前のマンホールの取り付けレベルが低い為段差ができています。[1-23-3] ・常盤橋付近の取付道路勾配が急(12.7%)。[1-23-4] ・常盤橋の歩道幅員が狭い(1.2m)。[1-23-5] 	<ul style="list-style-type: none"> ・YBP 付近の踏切内では踏切板とレール間に車いすの車輪が挟まる。[4-8-2] ・YBP 付近の踏切付近の道路勾配が急。縦断勾配(13%)、横断勾配(10%) [4-9] ・岩間川辺線土木事務所前の歩道幅員が狭い(1.4m)。[4-11] ・歩道が無い。または歩道幅が狭く歩行できない。[4-12] ・YBP 前では根上がりにより歩道に不陸。[4-5-2] ・歩道全体にインターロッキング(タイル)によるがたつきが見られる。[4-全体-3]

[] 内の数字は、P119 の位置番号に対応

	1コース	2コース	3コース	4コース
② 歩行空間 の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道上にポストコーンがあり通りづらい。[1-10] ・警察署前の歩道の真ん中に車止めがある。[1-17] ・橋登り口は見通しが悪くて危ない。[1-23-1] ・川辺公園入口周辺の歩道の中央付近に車止めが設置されている。[1-32] ・歩道上の車止めの間隔が狭い。[1-33] 	<ul style="list-style-type: none"> ・星川SFビル前の歩道に放置自転車が多くて通行の支障になっている。[2-5] ・SFビル前の歩道の車止めと歩道タイルの色が似ているので識別しにくい。[2-8-1] ・マンション前の照明灯が歩道上に有り、幅が狭い(1.15m)。[2-16] ・消防署前では歩道拡幅によって街路灯の位置が歩道の真ん中に設置されている。移設されていない。[2-18] ・区役所前道路の歩道では歩道の真ん中に電柱が設置されている。[2-19] 	<ul style="list-style-type: none"> ・公会堂横の横断歩道部分では、横断歩道のたまり部分の中央に音声装置の柱がある。[3-29-3] ・公会堂脇の歩道には街路樹があり、幅員が狭くなっている。[3-30-1] 	<ul style="list-style-type: none"> ・常盤橋～踏切間では根上がりにより歩道に不陸がある。[4-6] ・帷子小学校前には放置自転車が有り、通りづらい。[4-7]
③ 案内情報 の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道上に区役所のスロープ入口につながる視覚障害者誘導用ブロックがない。[1-3] ・区役所の駐車場入り口の点字ブロックは古い形で色の差が無い。[1-8] ・区役所から警察署にいたる歩道上の視覚障害者用誘導ブロックが連続していない。[1-9] ・視覚障害者用誘導ブロックの色が識別しにくい。[1-22] [1-26-2] [1-31-2] 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅方面から横浜星川郵便局前に続く視覚障害者誘導用ブロックがない。[2-7-2] ・横断歩道手前に視覚障害者誘導用ブロックがない。[2-8-2] ・駅方面から児童相談所前に続く視覚障害者誘導用ブロックがない。[2-25] 	<ul style="list-style-type: none"> ・公会堂前の横断歩道を、横断歩道として表示して欲しい。[3-18] ・公会堂入口の視覚障害者誘導用ブロックの色がなくなっていて、識別しにくい。[3-24] ・横断歩道部の視覚障害者誘導用ブロックの幅が不足している。[3-29-4] 	<ul style="list-style-type: none"> ・YBP 付近の踏切の軌道区域と道路区域が分からない。[4-8-1] ・全体的に視覚障害者用誘導ブロックがない。[4-全体-1] ・歩道全体の誘導ブロックの色が識別しにくい。[4-全体-4]
④信号機 等の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・かるがも前の信号の青信号の間隔が短く渡りにくい。[1-1] ・川辺公園の角の青信号の時間が短く渡りにくい。[1-2] 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・岩間川辺線土木事務所前交差点の歩行者信号が音声式でない。[4-1-2]

[] 内の数字は、P119 の位置番号に対応

3. 施設の問題点

対象：公園

	2コース（星川グランド、保土ヶ谷へそ広場）	3コース（川辺公園）
① 出入口の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・グランド入口と歩道との境に段差がある。[2-13] ・テニスコートの入口に段差があって危険。[2-14] 	<ul style="list-style-type: none"> ・川辺公園の出入り口には部分的にすりつけ勾配が7.6%の箇所がある。[3-8-1] ・川辺公園の出入り口の目地のところがガタガタになっている。[3-8-2] ・柳橋の入口には段差があって車いすが通りにくい。すりつけが悪い。[3-12] ・星川一里塚公園入り口のスロープ勾配は8.4%で舗装がガタガタする。[3-16]
②公園内の問題	-	<ul style="list-style-type: none"> ・川辺公園の通路の舗装面に穴が開いている箇所がある。[3-6]
③トイレ	-	<ul style="list-style-type: none"> ・川辺公園のトイレには案内と鏡がない。[3-3-1] ・川辺公園のトイレの入り口には段差あり（8～16cm）。蛍光塗料などで印が欲しい。[3-3-2] ・壁の塗装が悪く、入りたくない。[3-3-3]
④その他	-	<ul style="list-style-type: none"> ・川辺公園の前通路のツリーサークルの穴が大きい。[3-7] ・川辺公園の園路には目の不自由な方が安全に歩ける施設が少ない。[3-10] ・公会堂前の公園と公会堂の道路の渡る所の真ん中にオブジェが置いてある。[3-17]

対象：建築物

保土ヶ谷区役所（保土ヶ谷福祉保健センター、横浜市安全管理局）	保土ヶ谷警察署	保土ヶ谷公会堂・保土ヶ谷図書館	ほどがや市民活動センター（アワーズ）
<ul style="list-style-type: none"> ・手すりが一段しかない。[1-4] ・区役所の駐車場出口部分は、ランプの色がはっきりしていなくてサイン（出庫注意）が見えにくい。[1-12] 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署入口の視覚障害者誘導用ブロックの色が識別しにくい。[1-30] 	<ul style="list-style-type: none"> ・点状ブロックが途切れている。線状であるべきところに点状ブロックが敷設されている。[3-25] ・公会堂付近には放置自転車が多い。[3-26] ・公会堂前の排水溝のふたの溝幅が広い。[3-27] ・公会堂の駐輪場への案内が分かりにくい。[3-28] 	<ul style="list-style-type: none"> ・アワーズの出入口の視覚障害者誘導用ブロックは部分的にはがれている。[3-20]

[] 内の数字は、P121 の位置番号に対応

ほどがや地域活動ホームゆめ（生活介護）	いなげや	サティ（本館、生活館）	保土ケ谷郵便局
<ul style="list-style-type: none"> ・歩道から「地域活動ホームゆめ」の入口につながる視覚障害者用誘導ブロックがない。[4-10] 	<ul style="list-style-type: none"> ・いなげやの出入口を示す視覚障害者誘導用ブロックが無い。[2-10] 	<ul style="list-style-type: none"> ・サティの駐輪場付近の自転車が点字ブロックの上に置かれていた。[1-24] 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便局の看板で死角ができて危ない。[1-13] ・歩道から郵便局の出入口につながる視覚障害者誘導用ブロックがない。[1-14] ・スロープの端にある溝に車いすが落ちてしまう。[1-15] ・歩道から郵便局のスロープの入口の場所がわかりにくい。[1-16]

[] 内の数字は、P121 の位置番号に対応

4. 良い点

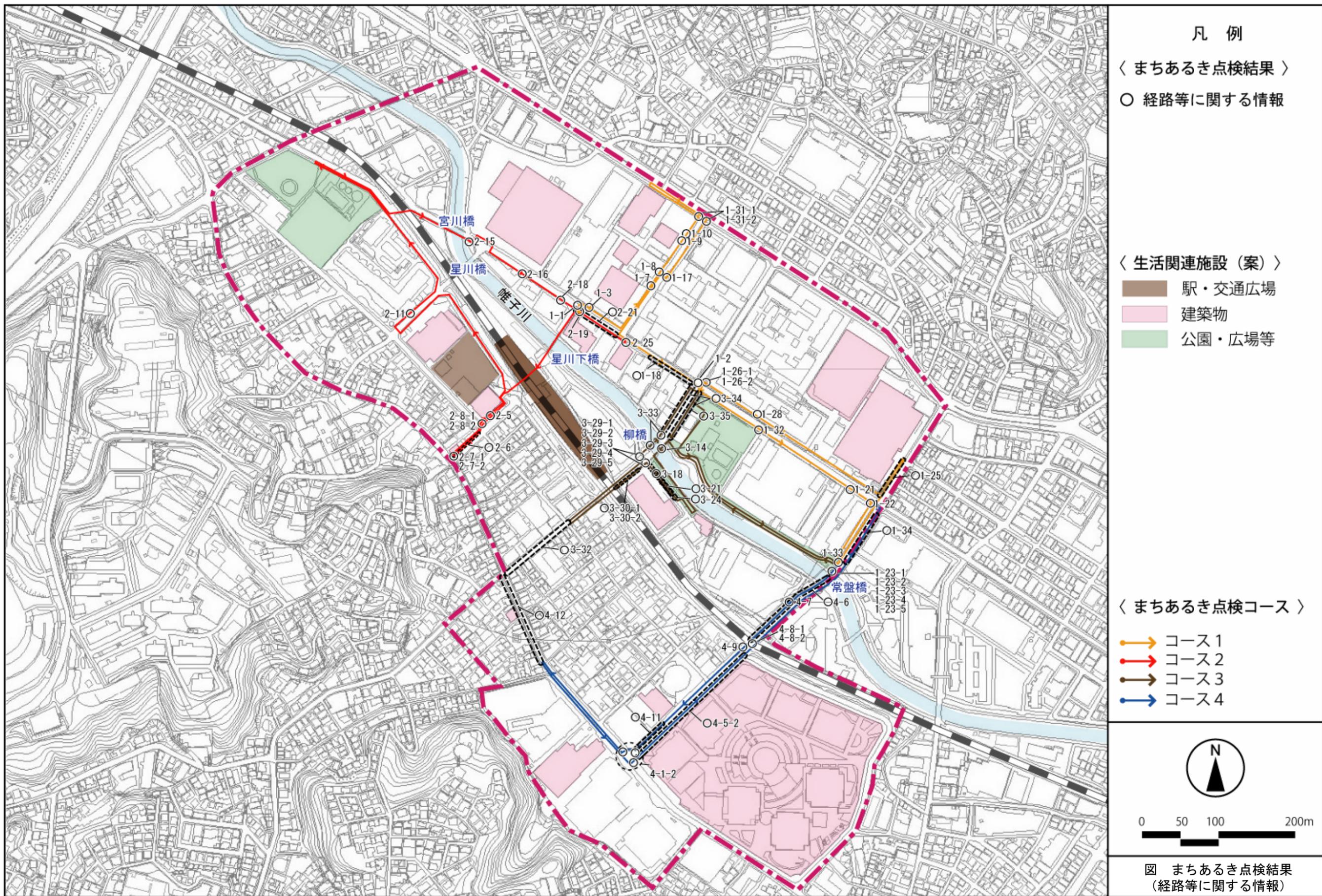
	1コース	2コース	3コース	4コース
① 駅などの 交通施設	-	・星川駅は点字・視覚障害者誘導用ブロックが整備されている。エレベーターを利用すると階段を利用しなくてよい。[G2-24]	-	-
②経路等	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所前の交差点の点字ブロックは連続性がある。[G1-5] ・区役所前の信号機の音が聞き取りやすい。[G1-6] ・公園前バス停は上屋があってよい。休憩できる。[G1-27] ・サティ前のゴミが歩道に出ていない。[G1-29] 	<ul style="list-style-type: none"> ・SFビル前の歩道は幅員が広くて良い。[G2-5] ・ステージ星川前の歩道の幅が広くて歩きやすい。[G2-11] ・区役所前の道路は歩車道境界にガードパイプがあり安全。[G2-17] 	<ul style="list-style-type: none"> ・柳橋の舗装は車いすで通りやすい舗装がされている。[G3-13] ・歩道が広い（片側のみ）。[G3-31] 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道幅員が広いので歩きやすい。[G4-2] ・スポーツセンター前の電柱が地中化されていて見通しがいい。歩道が広い。[G4-4]
③施設	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所の駐車場出口は音で車の出庫を知らせてくれて分かりやすい。[G1-11] 	<ul style="list-style-type: none"> ・かるがも前は点字ブロックあり、段差がなく、自動ドアなので利用しやすい。[G2-20] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボールの位置が余裕があって車いすで通りやすい。勾配上5.7%、下3.6%で良。[G3-1] ・段差がなく、手すりが可動式である。スペースも十分とってある。[G3-2] ・通り全体がデザインしてあるのに段差がなく歩きやすい。[G3-5] ・星川一里塚公園入り口のスロープの幅は約1.5m確保されている。[G3-15] ・アワーズの出入り口は少しはがれてはいるが視覚障害者誘導用ブロックがあった。[G3-19] ・公会堂前にはスロープがついていた。[G3-22] 	-

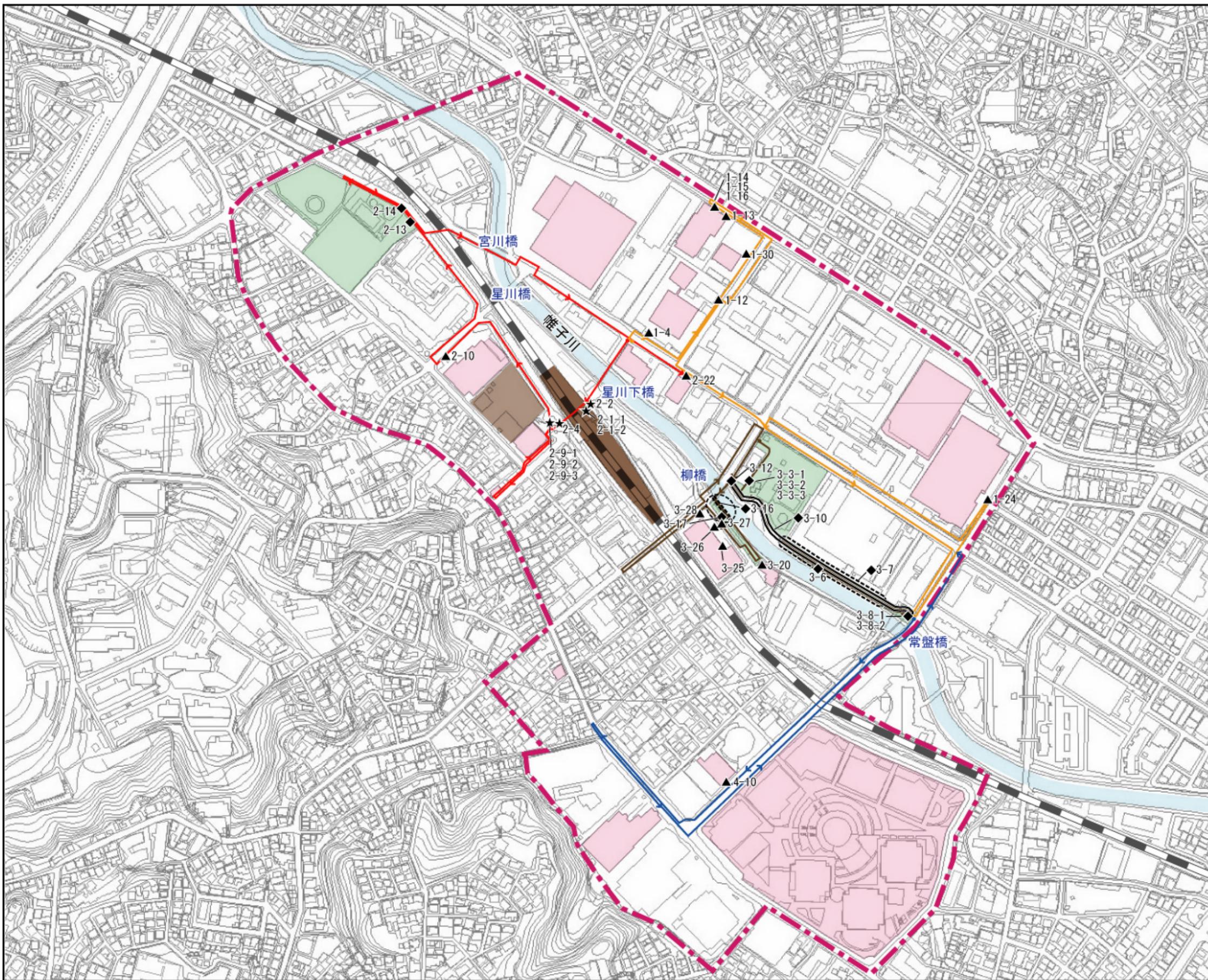
[] 内の数字は、P123 の位置番号に対応

4. 提案

	1コース	2コース	3コース	4コース
① 駅などの 交通施設	-	<ul style="list-style-type: none"> ・星川駅の券売機の点字の案内を分かりやすくして欲しい。行き先と金額を併せて表示。[2-3] 	-	-
②経路等	<ul style="list-style-type: none"> ・水道局（バリアフリー対応施設）のロゴマークが何を示すマークかわからない。[1-19] ・水道道の歩道が狭い。[1-20] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステージ星川前の歩道にガードレールがほしい。[2-12] ・児童相談所前の道路の交差点の信号を音の出るものにしてほしい。[2-23] 	<ul style="list-style-type: none"> ・1m以内の歩道では電柱や街路樹を移動して欲しい。[3-全体] 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩間川辺線土木事務所前交差点の横断歩道にエスコートゾーンを設置してほしい。[4-1-1] ・野村ビル前の歩道と公開空地の間に木があり使いにくい。[4-3] ・YBP 横の公開空地（歩道状）に駐輪多い。[4-5-1] ・YBP 付近の踏切の停止位置がわからない。踏切横断の為の誘導がほしい。[4-8-3] ・全体的に車止めに反射テープが付いていない。[4-全体-2] ・信号機をLEDに替えてほしい。[4-全体-6]
③施設	-	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所のスロープの位置が分かりにくい。[2-22] 	<ul style="list-style-type: none"> ・川辺公園のトイレに折りたたみのベッドが欲しい。[3-3-4] ・川辺公園内の標識は子供が分かりやすいようにして欲しい。[3-9] ・川辺公園の園路の街路灯が暗くなっているので修繕してほしい。[3-11] ・公会堂の階段の曲っている部分に手すりが欲しい。[3-23] 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設出入口に音声誘導設備を設置して欲しい。[4-全体-5]

[] 内の数字は、P123 の位置番号に対応





凡 例

〈まちあるき点検結果〉

- ★ 駅等の交通施設に関する情報
- ◆ 公園に関する情報
- ▲ 建築物に関する情報

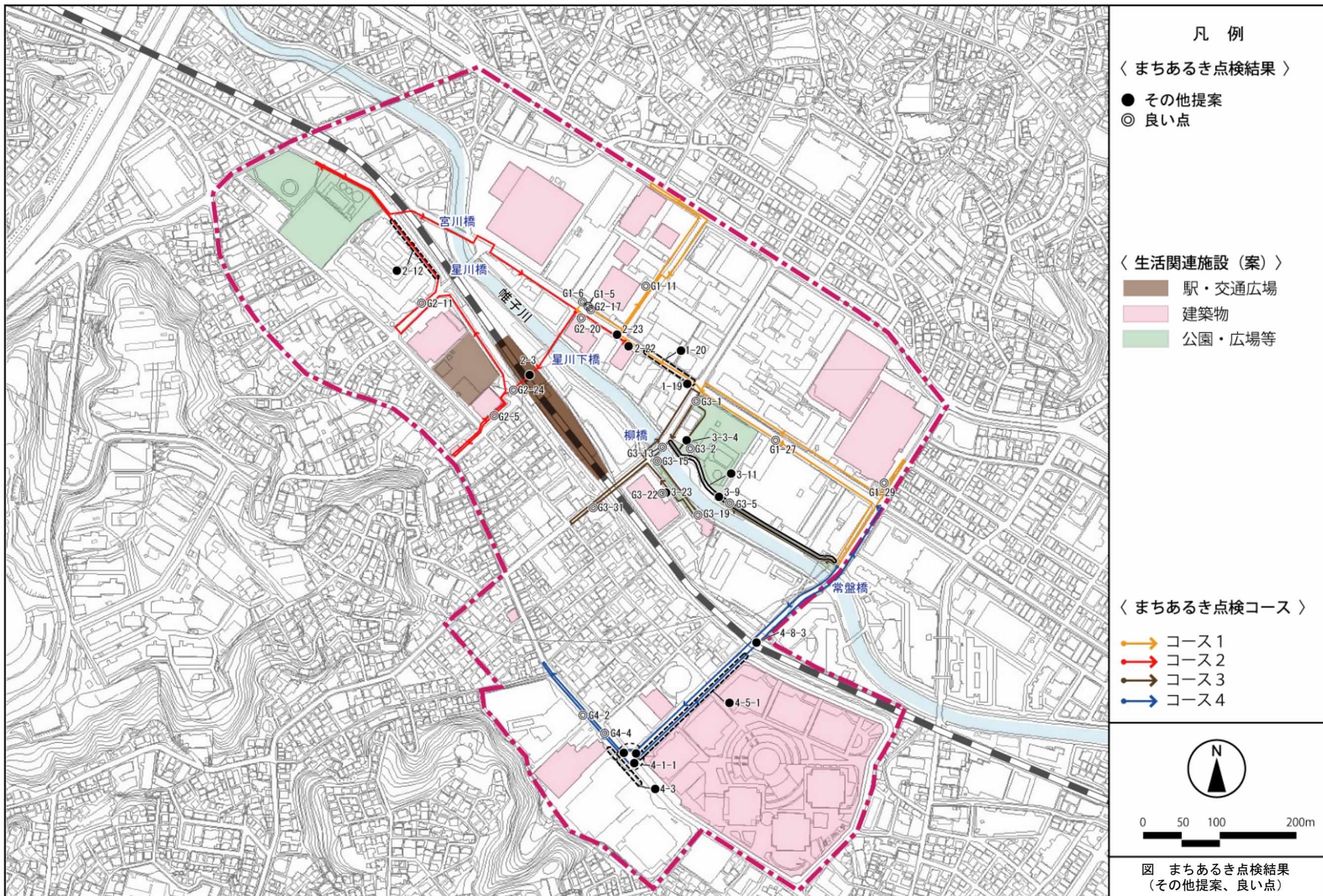
〈生活関連施設(案)〉

- 駅・交通広場
- 建築物
- 公園・広場等

〈まちあるき点検コース〉

- コース1
- コース2
- コース3
- コース4

図 まちあるき点検結果
〔駅等の交通施設、公園、建築物に関する情報〕



資料4. バリアフリーに関する情報募集の結果について

1. バリアフリーに関する情報募集の目的

バリアフリー基本構想の検討への参加機会の創出と星川駅周辺地区におけるバリアフリーに関する課題の抽出を目的として、星川駅周辺地区におけるバリアフリーに関する情報募集を行いました。

2. 募集期間

平成21年 8月12日（水）～ 9月30日（水）

3. 募集方法

募集は、下記のバリアフリーに関する情報募集チラシ（メールによる情報を含む）を用いて行いました。

星川駅周辺地区のバリアフリーに関する情報をお寄せください。

現在、横浜市では、保土ヶ谷区の中心部である星川駅を中心とした地区を対象に、高齢者、障害者、子育て中の方など誰もが、円滑に移動し、施設を利用できるよう、市民の方や事業者と協力して、バリアフリーのまちづくりの基本計画である基本構想の検討を進めています。

この基本構想づくりの参考にするため、星川駅やその周辺をご利用している皆さんから、地区のバリア・バリアフリーに関する情報を集めています。

バリアフリーって何??

「バリアフリー」とは、「バリア（障壁）を「フリー（除く）」、つまり障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味します。その意味から転じて、「お年寄りや体の不自由な人などを含めた誰もが、障壁を感じることはないような社会をつくらう」という考え方や取組みのことも指すようになりました。

どんな意見を集めているの??

裏面の地図の中の施設（区役所、病院、福祉施設、駅、公園、お店など）を利用するとき、または、駅からその施設にいたる経路を利用するとき「ここがこうなれば高齢者、障害者などが気持ちよく利用できるのに!」と感じたことや、「ここはバリアフリーで歩きやすいところだ!」といった情報をお寄せください。

例えば...

- 駅から●●病院に行くまでの歩道について、◎◎前の横断歩道手前の横斜りがきつく、車いすで通るとき、信号を待つのが大変なので、平らな場所があると良いと思います。
- △△駅から▲▲博物館に行くときに、どの道を通ればよいかわからず、とまどってしまったことがあるため、案内看板がもっとあれば、初めて来た人もわかりやすいと思います。

～ 意見募集の期間と方法 ～

- 募集期間：平成21年8月12日（水）～9月30日（水）（当日必着）
- 回答方法：裏面の問にご回答ください。回答は直接記入してください。
- 提出方法：郵送、ファクシミリ（地図面を送信）、Eメール（地図面をスキャンしたものを添付して送信）、直接持参（保土ヶ谷区役所10番窓口、道路局企画課交通計画担当横浜南内ビル9階）のいずれかの方法で提出してください。

※このチラシはホームページでもダウンロードできます。
 意見募集トップページ：<http://www.city.yokohama.jp/me/douro/plan/bf/hoshikawa/>
 検索キーワード：**横浜市 星川 バリアフリー**
 （保土ヶ谷区ホームページからもリンクしています）

意見・情報の提出先、その他お問い合わせ：

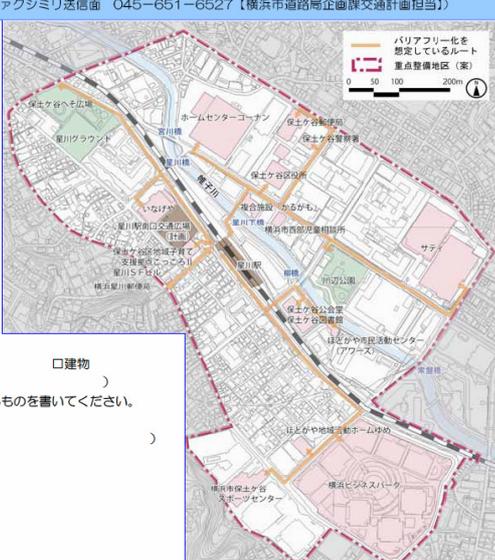
○横浜市道路局企画課交通計画担当
 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話：045-671-3800
 ファクシミリ：045-651-6527 Eメール：do-barrierfree@city.yokohama.jp

○保土ヶ谷区行政推進課企画調整係
 〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 電話：045-334-6227
 ファクシミリ：045-333-7945 Eメール：ho-kiaku@city.yokohama.jp



用紙（ファクシミリ送信用 045-651-6527【横浜市道路局企画課交通計画担当】）

ください。想定して点整備地見、ご要で、下記を記入



問. あてはまるものに✓してください。

あなたの年齢

65歳未満

65歳以上

あなたの状態

歩くことが困難

見ることが困難

聞くことが困難

車いすを使用

オストメイト

その他障害がある

乳幼児を連れて出かける

ペーパークーを使用

シルバーカーを使用

特に当てはまるものはない

2. 印を付けた場所（施設）の種類

道路 公園 建物

駐車場 その他（ ）

※おわかりであれば、住所や目印となるものを書いてください。
 （例：○○店の前3メートルくらい）

3. 地区の利用目的

星川駅周辺の居住者

通勤・通学などの定期的な利用

買い物などの一時的な利用

利用したことがない

その他（ ）

<注> お寄せいただいた情報については、今後の基本構想を検討する上での参考とさせていただきます。
 いただいた情報に対し匿名に回答はいたしませんので、予めご了承ください。

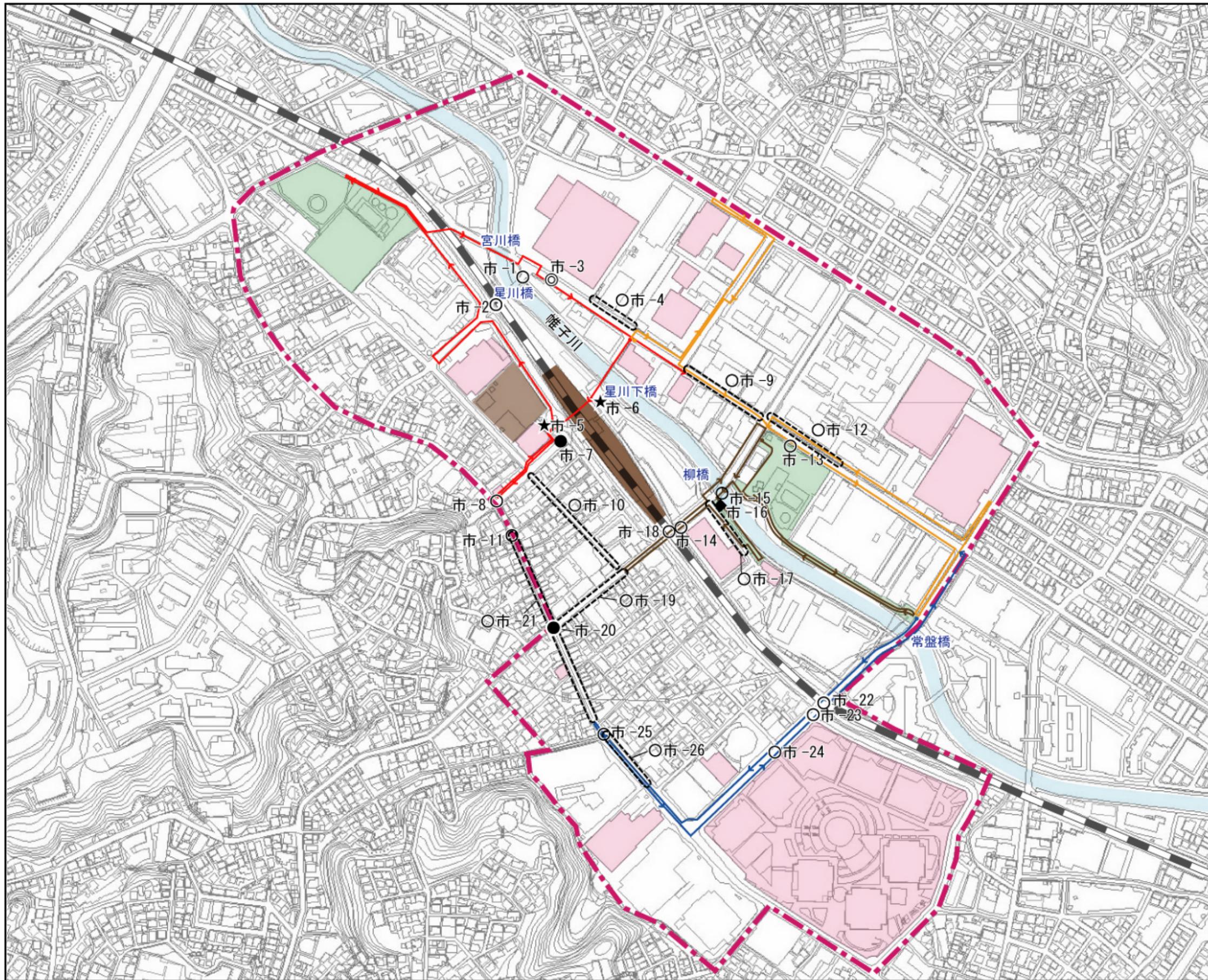


■バリアフリーに関する情報募集の結果

バリアフリーに関する情報募集の結果概要は以下の通りである。

番号	主な情報内容	同様な情報の件数	箇所
1	星川橋を歩いて利用するとき、階段しかないので、ベビーカーや荷物の多い方、お年寄りには利用できないから不便。	7	○市-1
2	レールの段差や隙間にタイヤが引っかかる。踏切の幅が長い。歩道が狭い。仕切られていない。	3	○市-2
3	バリアフリーペイズが引いてあり大変歩行しやすい。(良い点)	1	◎市-3
4	NTT 庁舎側の歩道が狭い。	3	○市-4
5	SF ビル側のエレベーターの位置が分かりづらい。	1	★市-5
6	星川駅からでて第五プラザや川辺の通りに行きたいとき階段があり、行きづらい。	1	★市-6
7	車で右折するとき人に人が見にくい。できたら信号をつけてほしい。	1	●市-7
8	星川郵便局向い側の歩道と信号手前が傾斜している。	1	○市-8
9	歩道が狭い。	2	○市-9
10	道が狭いので、歩道と車道の間に区分けがほしい。	1	○市-10
11	植木が出っ張っていて電柱との間が通りにくい。	1	○市-11
12	歩道が狭い。	1	○市-12
13	川辺公園周辺が夜暗くて歩きにくい。	1	○市-13
14	踏切を渡ってすぐの歩道が左に傾斜している。	1	○市-14
15	街灯が少なく特に柳橋上は暗い。	1	○市-15
16	図書館から川辺町公園へ行くのに、橋を渡る手前で回るルートは不便。	1	◆市-16
17	保土ヶ谷図書館前の歩道が車道側に大きく傾斜している。	1	○市-17
18	レールの隙間等にタイヤが引っかかる。踏切の時間も長いし、踏切の幅が広い。踏切が渡りづらい。片側しか歩行者用空間がない。	4	○市-18
19	歩道が狭く、路上駐車も多い。	1	○市-19
20	自動車専用の信号しかないので分かりづらい。見づらい。	1	●市-20
21	歩道が狭い。歩道が狭いうえに、ゴミの集積場や電柱、路上駐車等が多く、さらに狭くなっている。	3	○市-21
22	踏切板とレールの間に車いすの車輪が挟まる。	2	○市-22
23	踏切手前左側の歩道が傾斜している。	1	○市-23
24	横断歩道が渡りづらい。	1	○市-24
25	神戸町170番地前の歩道が傾斜している。	1	○市-25
26	車の出入りのため、歩道が大きくうねっている。	1	○市-26
27	全体に道路と歩道の段差が気になる。	1	市全体
28	歩道の整備をしてほしい。	1	市全体
	合計	45	

(主な情報内容の箇所はP127 図の位置番号に対応。番号前の記号はP125 図の凡例を参照。)



凡 例

〈まちあるき点検結果〉

- ★ 駅等の交通施設に関する情報
- 経路等に関する情報
- ◆ 公園に関する情報
- ▲ 建築物に関する情報
- その他提案
- ◎ 良い点

〈生活関連施設(案)〉

- 駅・交通広場
- 建築物
- 公園・広場等

〈まちあるき点検コース〉

- コース1
- コース2
- コース3
- コース4

N

0 50 100 200m

図 情報募集結果
(情報位置図)

資料5. 星川駅周辺地区基本構想素案への意見と対応

平成 22 年 8 月 20 日に公表した「星川駅周辺地区バリアフリー基本構想素案」に対し、Eメール、郵送、ファクシミリ、持参などでご意見をいただきました。

整理したご意見に対し、本誌の考え方をまとめるとともに、必要に応じて「星川駅周辺地区バリアフリー基本構想素案」を見直した。

■ 市民意見募集の実施概要

募集期間	平成 22 年 8 月 20 日(金)～9 月 30 日(木)
素案閲覧場所	・ 市民情報センター ・ 道路局企画課、保土ヶ谷区企画調整係 ・ 市のホームページ
概要版配布場所	上記の施設等に加え、各区広報相談係、星川駅周辺の横浜市 PR ボックスでも配布
ご意見の提出方法	Eメール、郵送、ファクシミリ、持参 ※また、保土ヶ谷区視覚障害者福祉協会へヒアリングを行った。
ご意見提出件数	30 件

■募集意見概要

意見 番号	ご意見の要旨	同意 見数	箇 所	事業者	事業者としての対応の考え方
1	基本構想の検討に際しては、実際に当事者（高齢者、障害者など）の意見を聞いて反映して欲しい。	1	—	事務局	基本構想は、学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者・行政機関から構成される「地区部会」を設置し、検討を進めております。また、基本構想の策定過程では、「まちあるき点検・ワークショップ」という鉄道駅舎や歩道などの既存施設について、当事者参加により実際に目で見て点検する取組や、広く市民の方々からご意見をいただくための意見募集などを実施しており、いただいたご意見を反映して、検討を進めております。 今後も、ご意見をお聴きしながら、検討を進めてまいります。
2	基本構想に位置付けられた事業は、どれくらいの強制力があるのか。	1	—	事務局	基本構想に設定した特定事業については、基本構想策定後、特定事業計画を作成し、これに基づいて事業を実施することがバリアフリー新法で義務付けられております。
3	バリアフリー基本構想の策定や特定事業に関する予算は国から出ているのか。	1	—	事務局	基本構想策定については、横浜市で予算で行っております。また、特定事業の実施に係る予算は、道路に関する事業など、一部の事業について、国から補助を受けていますが、基本的には、各事業者が自らの事業費で整備することになります。

表内の箇所のアルファベットは、P137の図の位置番号に対応

意見 番号	ご意見の要旨	同意 見数	箇所	事業者	事業者としての対応の考え方
4	保土ケ谷郵便局の入口がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置して欲しい。	1	M	国土交通省	当該箇所については、基本構想素案においても、「視覚障害者誘導用ブロックの改善」が事業として設定されておりますので、既存の視覚障害者誘導用ブロックから保土ケ谷郵便局入口方向へ分岐して敷設する整備を平成27年度までを目標に事業を進めてまいります。
5	視覚障害者誘導用ブロックは、駅から区役所間、区役所から警察や郵便局間を繋げてくれるのか。	1	K	横浜市	当該箇所については、基本構想素案においても、「視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設」が事業として設定されておりますので、星川駅から区役所や警察を經由して郵便局に至る経路について連続的に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する整備を平成27年度までを目標に進めてまいります。
6	保土ケ谷警察署前交差点の警察から郵便局に向かうところの視覚障害者誘導用ブロックが一部途切れている。	1	L	保土ケ谷区	
7	経路5-1の複合施設「かるがも」側の歩道は街路灯などが中央付近にあり、通りづらい。	1	E	横浜市 保土ケ谷区	当該箇所については、基本構想素案においても、「歩行空間の確保」が事業として設定されています。事業の実施に際しては、関係する公開空地所有者、地下埋設企業との調整が必要であるため、今後機会を捉えてにはなりますが、街路灯、電柱を移設することによる歩行空間の確保について検討していきます。
8	停車場線ができると交通量が増加することが想定されることから、水道道との接続部分は、安全確保のためなるべく歩道を確保して欲しい。	1	B	横浜市道路局	星川停車場線の西側に接続する道路（市道三ツ沢第300号線）と水道道（市道鶴ヶ峰天王町線）が交差する箇所は、連続立体交差事業に関連する道路事業において歩道を設置する予定です。

表内の箇所のアルファベットは、P137の図の位置番号に対応

意見 番号	ご意見の要旨	同意 見数	箇所	事業者	事業者としての対応の考え方
9	停車場線における星川橋付近の交差点形状や横断歩道の位置について、安全によく配慮して欲しい。	1	C	横浜市道路局	星川停車場線の西側に接続する道路（市道三ツ沢第300号線）と星川橋を經由する道路（市道三ツ沢第306号線）の交差点の形状や横断歩道の位置については、交通管理者（警察署）と協議の上、決定していきます。
10	歩道部において、現在使われている規格の視覚障害者誘導用ブロックではなく、新しい仕様の製品を使うことも検討するべき。	1	-	横浜市道路局	視覚障害者誘導用ブロックの形状・寸法については「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」や「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」で、JIS規格のものを使用するものとされています。利用者が混乱しないように連続した経路に関しては統一された形状のものとするとされており、ご提案の新しい仕様の製品については検討の対象といたしません。
				横浜市健康福祉局	視覚障害者誘導用ブロックの形状・寸法については、「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」で、JIS規格のものを使用するとされています。これは、利用者の混乱を防ぐため、形状を統一しています。そのため、新しい仕様の製品を使用することは困難です。

表内の箇所のアルファベットは、P137の図の位置番号に対応

意見 番号	ご意見の要旨	同意 見数	箇所	事業者	事業者としての対応の考え方
11	横断歩道において、現在使われている規格の視覚障害者誘導用ブロックではなく、新しい仕様の製品を使うことも検討して欲しい。	1	—	事務局	県警察と道路局施設課に横断歩道における新しい仕様の製品の使用について聞いたところ、県警察からは、「横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に手がかりとする突起体の列につきましても、警察庁において、統一的な設置方法に関する基準、構造が定められており、ご提案の新しい仕様の製品については、検討の対象とはいたしません。」という回答をいただき、また、道路局施設課からは、「神奈川県警察と同見解です。」という回答となっております。
12	今回のバリアフリー基本構想の中に横断歩道におけるエスコートゾーンの設置について、検討して欲しい。	1	—	事務局	県警察と道路局施設課にエスコートゾーンの設置について聞いたところ、県警察からは、「県警察において設置している箇所は現在のところありませんが、今後、横浜市とも連携を図りながら、県内の交通安全施設整備全体の中で、必要な箇所に設置する方向で検討してまいります。」という回答をいただき、また、道路局施設課からは、「神奈川県警察によるエスコートゾーン設置の検討状況を見ながら、連携できる部分を神奈川県警察と調整してまいります。」という回答となっております。
13	経路 10 の「歩行者用青時間の延長の検討」というのは、ボタンを押すことなどによる歩行者用青時間延長機能を付加することと、常時青時間を延長することのどちらを指すのか。	1	J	神奈川県 公安委員会	常時青時間を延長することになります。歩行者用信号機の青時間延長は、自動車交通に影響を与えることから、利用状況を調査して対応を検討します。

表内の箇所のアルファベットは、P137 の図の位置番号に対応

意見 番号	ご意見の要旨	同意 見数	箇所	事業者	事業者としての対応の考え方
14	保土ヶ警察署前交差点について、国道を横断する方向だけでなく、両方向とも、音響式信号機を設置して欲しい。（現在国道を横断する方向の信号機のみ音響式）。	1	L	神奈川県 公安委員会	全方向への音響式信号機の設置は、利用者の錯覚を招く危険性（デメリット）がある点を踏まえ、交通量、対象者の利用状況を調査して増設を検討します。
15	保土ヶ谷へそ広場はどのような整備を行っているのか。	1	A	横浜市 環境創造局	保土ヶ谷へそ広場では、「(仮称) 星川中央公園整備事業及び星川雨水調整池築造工事」として、帷子川左・右岸の地盤の低い約 250ha において、台風や集中豪雨などによる浸水被害を軽減するため、1 時間あたり約 60mmの降雨に対して浸水被害の軽減を図るために雨水を一時的に貯留する雨水調整池の整備を行っています。 また、この池の上部は公園等として整備し、地域のレクリエーションやスポーツ活動等の場所として、災害時は避難地として区役所等と一体的に防災機能を発揮できる場所として活用を図る予定です。
16	水道道から保土ヶ谷区役所入口付近の階段手前にある視覚障害者誘導用ブロックの幅が途中で変わっていてわかりにくい。	1	G	横浜市 保土ヶ谷区	今後、機会をとらえて整備を検討します。
17	保土ヶ谷区役所の玄関に音声誘導をつける計画はないのでしょうか。	1	H	横浜市 保土ヶ谷区	当該箇所については、基本構想素案においても、「音による視覚障害者を誘導する設備の設置」が事業として設定されておりますので、今後、機会をとらえて事業を進めてまいります。
18	区役所内のエレベーター前や階段の手すりの近くに看板が置いてあり、視覚障害がある立場からすると利用しにくいことがある。	1	H	横浜市 保土ヶ谷区	設置場所に配慮します

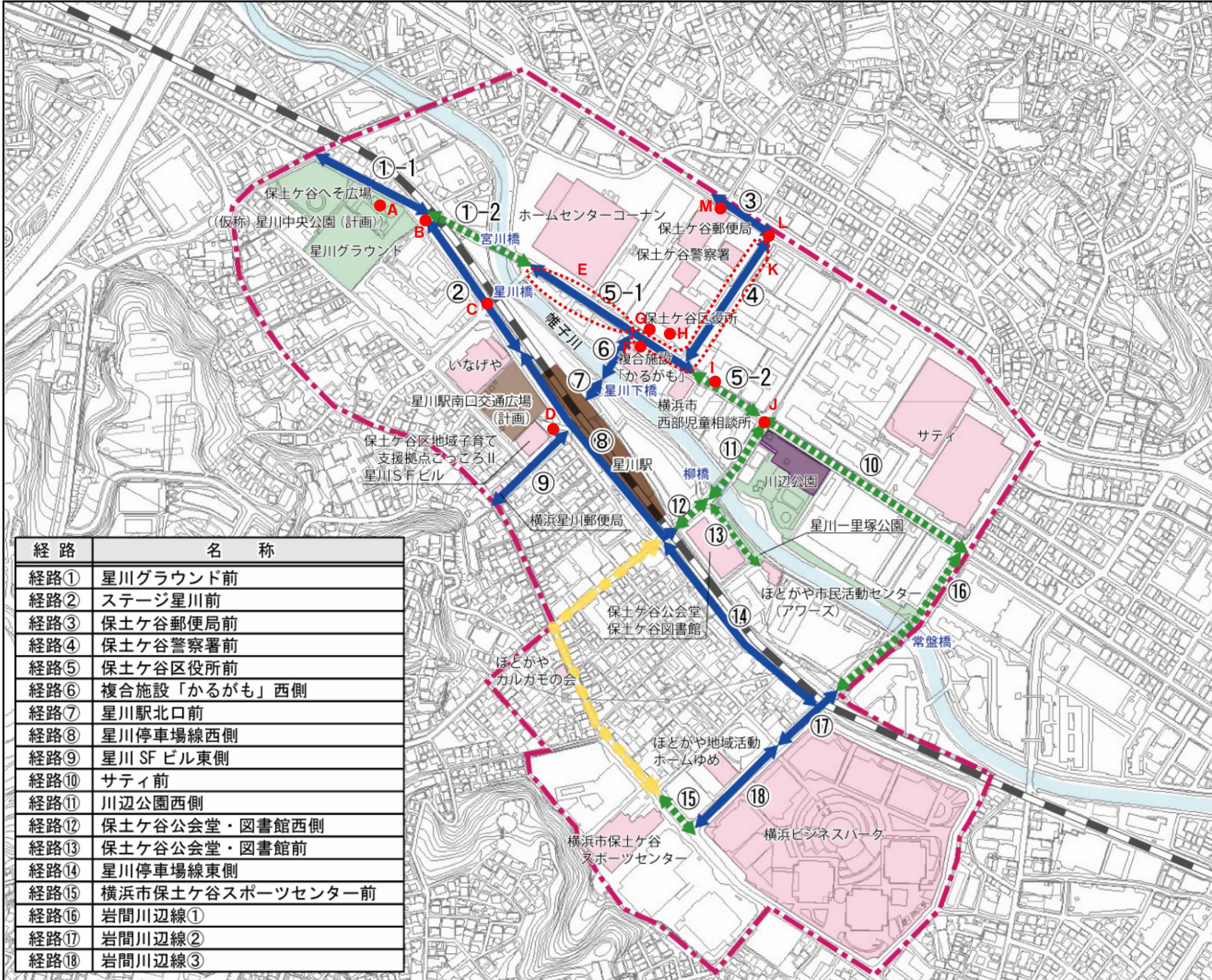
表内の箇所のアルファベットは、P137 の図の位置番号に対応

意見 番号	ご意見の要旨	同意 見数	箇所	事業者	事業者としての対応の考え方
19	視覚障害者としては、区役所内の2階から3階へ上がる階段の途中の手すりが急にずれているのでぶつかり痛い思いをする状況がある。	1	H	横浜市 保土ケ谷区	今後、機会をとらえて整備を検討します。
20	視覚障害者は、歩いている時、車止めにぶつかり痛い思いをする。複合施設「かるがも」前の状況を改善して欲しい。	1	F	横浜市 保土ケ谷区	当該箇所について、視覚障害者の誘導をより適切に行うため、周辺歩道の視覚障害者誘導用ブロック整備にあわせて、車止めにぶつかることなく「かるがも」の入口にアプローチできるよう、誘導用ブロックを敷設し直します。
21	建設予定の建物の計画とあわせて、経路5-2の歩行空間を確保して欲しい。	1	I	三井不動産 レジデンシャル 株式会社	有効幅員2m以上の歩行空間を整備予定です。
				NREG 東芝不動産 株式会社	南側道路沿いを1mセットバック致しますが、既存の歩道幅1.5mと併せ2.5mの歩道帯となります。また、セットバックした部分への植樹の際に、植込の立上りで狭くなる部分につきましては、車椅子等の通行に支障が出ない様、歩道に敷設されている電柱等も考慮の上、最低幅を1.5m確保するよう、植栽の配置を致します。
22	星川・天王町・保土ケ谷駅周辺街づくり協議指針における道路からの建築物等の壁面、塀等の後退は拘束力があるのか。	1	—	横浜市 都市整備局	法的拘束力はありませんが、星川・天王町・保土ケ谷駅周辺街づくり協議地区内において建築を計画する際には、街づくり協議指針に基づき、より安全で快適な歩行者空間整備のために、2mの壁面等の後退をお願いしています。

表内の箇所のアルファベットは、P137の図の位置番号に対応

意見 番号	ご意見の要旨	同意 見数	箇所	事業者	事業者としての対応の考え方
23	視覚障害者は、視覚障害者誘導用ブロックの上だけ歩いているのではないので、視覚障害者誘導用ブロックと周辺の物との離隔を十分にとって欲しい。例えば、星川駅南口改札口とSFビルをつなぐ視覚障害者誘導用ブロックのすぐそばには、屋根を支える為の雨樋と鉄柱があり、ぶつかる事が多い。	1	D	横浜市道路局	該当の箇所については、視覚障害者誘導用ブロックの敷設替えを実施していきます。
24	視覚障害者は、歩道を歩いているときに自転車が怖いと思うことが多々あり、白杖を折られることもある。マナーを守って欲しい。	1	—	神奈川県 公安委員会	学校、企業、自治会等の交通安全教室、安全講和などでの広報、交通安全運動、毎月の安全日の自転車に対するチラシ配布を徹底し、自転車安全運転の推進をはかります。

表内の箇所のアルファベットは、P137の図の位置番号に対応



凡 例

〈生活関連経路等〉

- ➡ 生活関連経路 (A)
- ➡ 生活関連経路 (B)
- ➡ 生活関連経路以外に配慮を要する経路

〈生活関連施設〉

- 駅・交通広場
- 建築物
- 公園・広場等
- ⬜ 重点整備地区

〈その他〉

- 主要な公園施設
- 主要な公園施設に至る経路

0 50 100 200m

図 素案に対する市民意見箇所図

経路	名 称
経路①	星川グラウンド前
経路②	ステージ星川前
経路③	保土ヶ谷郵便局前
経路④	保土ヶ谷警察署前
経路⑤	保土ヶ谷区役所前
経路⑥	複合施設「かるがも」西側
経路⑦	星川駅北口前
経路⑧	星川停車場線西側
経路⑨	星川 SF ビル東側
経路⑩	サティ前
経路⑪	川辺公園西側
経路⑫	保土ヶ谷公会堂・図書館西側
経路⑬	保土ヶ谷公会堂・図書館前
経路⑭	星川停車場線東側
経路⑮	横浜市保土ヶ谷スポーツセンター前
経路⑯	岩間川辺線①
経路⑰	岩間川辺線②
経路⑱	岩間川辺線③

■その他の意見

下記の意見は、その他の意見として、施設管理者にお伝えしました。

番号	ご意見の要旨	同様な情報の件数
25	高架化した際、防音壁等の騒音対策をしっかりして欲しい。	1
26	停車場線ができるとう交通量が増加することが想定されることから、水道道との接続部分は、騒音低減のため隣接するマンションから離して欲しい。	1
27	星川橋において、人道橋ではなく車道を通行する人が多く危険なため、人道橋と車道の高さを合わせる、もしくは、スロープを設置して欲しい。	1
28	星川橋において、下流側だけでなく、上流側にも人道橋を架けて欲しい。	1
29	峯小学校入口交差点は、歩道橋があるが、横断歩道がないので設置してもらえると国道16号を横断する際に便利である。	1
30	区役所内の地下1階には和式トイレしかないので、洋式トイレを付けて欲しい。	1

横浜市星川駅周辺地区
バリアフリー基本構想

平成 23 年 3 月 30 日

横浜市道路局計画調整部企画課交通計画担当

横浜市中区港町 1-1

電話：045-671-3800 FAX:045-651-6527

保土ヶ谷区役所区政推進課企画調整係

横浜市保土ヶ谷区川辺 2-9

電話：045-334-6227 FAX：045-333-7945

